

議 錄 第 十 五 号

午前九時十二分開議

法務委員会議録第十五号 平成十四年五月三十一日

五月三十一日

同（松本善明君紹介）（第三〇三二号）

同(大石光君紹介)(第三三二六号)

同(大森猛君紹介)(第三三五六号)
同(奥田建君紹介)(第三三五七号)
同(児玉健次君紹介)(第三三三八号)
同(渡辺周君紹介)(第三三五九号)
同月二十九日

夫婦別姓制度の導入を図る民法改正反対に関する請願(杉浦正健君紹介)(第三四四九号)
同(森田健作君紹介)(第三五〇五号)
同(岩屋毅君紹介)(第三五四四号)
同(林田彪君紹介)(第三五四五号)
同(武藤嘉文君紹介)(第三五四六号)
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(木島日出夫君紹介)(第三四八六号)

同(鎌田さゆり君紹介)(第三五〇八号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第三五四七号)
同(石井郁子君紹介)(第三五四八号)
同(漆原良夫君紹介)(第三五四九号)
同(小沢和秋君紹介)(第三五五〇号)
同(大幡基夫君紹介)(第三五五一号)
同(大森猛君紹介)(第三五五二号)
同(木島日出夫君紹介)(第三五五三号)
同(児玉健次君紹介)(第三五五四号)
同(穀田恵二君紹介)(第三五五五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第三五五六号)
同(志位和夫君紹介)(第三五五七号)
同(塩川鉄也君紹介)(第三五五八号)
同(瀬古由起子君紹介)(第三五五九号)
同(中林よし子君紹介)(第三五六〇号)
同(春名真章君紹介)(第三五六一号)
同(平岡秀夫君紹介)(第三五六二号)
同(藤本洋子君紹介)(第三五六三号)
同(松本善明君紹介)(第三五六四号)
同(矢島恒夫君紹介)(第三五六五号)
同(山口富男君紹介)(第三五六六号)
同(吉井英勝君紹介)(第三五六七号)
同(佐々木秀典君紹介)(第三五八八号)
同(水島広子君紹介)(第三五八九号)
治安維持法犠牲者国家賠償法の制定に関する請

願(土肥隆一君紹介)(第三四八七号)
同(大島敦君紹介)(第三五〇六号)
同(三村申吾君紹介)(第三五〇七号)
同(石井一君紹介)(第三五八七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

国際受刑者移送法案(内閣提出第六七号)(参議院送付)
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(内閣提出第七九号)

裁判所法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外五名提出、衆法第一八号)
検察庁法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外五名提出、衆法第一九号)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(水島広子君外五名提出、衆法第二〇号)

○園田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、国際受刑者移送法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房長石川重明君、法務省大臣官房総務総括審議官都築弘君、刑事局長古田佑紀君、矯正局長鶴田六郎君、入国管理局長中尾巧君、外務省大臣官房領事移住部長小野正昭君及び厚生労働省大臣官房審議官佐藤忠春君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○園田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉野正芳君。

○吉野委員 おはようございます。自由民主党の吉野正芳でございます。

この法案について総論的な観点から質問をさせていただきます。

過日、ここにおられる委員の皆様と仙台、福島へ行つてまいりまして、福島刑務所を調査してまいりました。その後、新宿にある更生保護施設等も見学をまいりました。

福島刑務所を見て感じたことを、ちょっと申し述べてみます。

まず、部屋が狭い。例えば定員四人のところに七人くらい入つていたと思います。ひどいところは、二部屋か三部屋ぶち抜いて大きな部屋にして、十二人くらい入つていて、そこにトイレが一個しかない。毎朝、十二名の方々が一つのトイレを奪い合うようにという言葉が適切かどうかかわかりませんが、大体一人頭量一畳くらいのスペースしかない、そんな点も感じてまいりました。

そして、外国人、これがいかに多いかというところも見させていただきました。もう一つは、高齢者が多かったんです。それも、一たん出て、そしてまた罪を犯してまた入ってくる、そういう再犯を繰り返した高齢者が多かった、そんなところも感じてまいりました。

また、新宿の更生保護施設を見たときに、ここは親鸞上人の教えのもとでやっているとどこかありますけれども、いかに社会復帰ということが難しいかというところも教えていただきました。

実は、この施設がモデルになって小説が書かれて、吉村昭さんの「仮釈放」という小説をそこでいただいたんですけれども、私、すぐ全部読ませていただきました。社会復帰をする、更生していくということがいかに大変だか、本人も大変なんでしょうけれども、いわゆる周りの方々、足を引っ張ろうと思つてやっているのでないんだけれども、結果的に足を引っ張つてしまうようなことになつていく、そんなところもこの小説の中から感

ずることができたわけです。

そういう中で、私、素朴に疑問に思うんですけども、罪と罰という問題なんです。

罪を犯せば罰を与えていく、これは当たり前前のことですけれども、死刑及び死刑以外の刑。罰の中で死刑という罰は、もう社会復帰とか真人間になつてほしいとかという思想はこれっぽっちもない。罪を犯したんだから、その反対として死刑ということがあるんですけれども、死刑以外の罰というのは、根本目的は、やはり最終的に真人間になつてほしい。そのために罰を与えて、その罰を理解することによって最終的に真人間になつてほしいという意味がやはりその罰の中に込められていなければならないと思います。

そういう意味で、宗教分離の原則があるのかと思ひますけれども、やはり私たち人間にとつては、宗教という役割というものを外して真人間になるということとはなかなか難しいと思います。そういう意味で、刑務所の役割、及び、もつと宗教を活用してはいかがかと思うんですけれども、その辺の考え方を聞きたいと思ひます。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

刑務所は、主に、裁判により懲役または禁錮に処せられた者を収容し、処遇する施設でございますが、ただいま委員が御指摘になりましたように、その刑罰を執行するために、その身柄を社会から隔離して確保する、そういうことと同時に、受刑者に対しては、刑務作業のほかさまざまな働きかけを行ひまして、健全な市民として社会生活を送れるよう、その改善更生と円滑な社会復帰を行つているところである。一言で申し上げれば、刑の執行の場であり、それと同時に矯正の場でもあるというふうに考えております。

そして、先生も御指摘になりましたように、受刑者を教育し、改善更生させることは刑務所の重要な機能でありまして、その中で、宗教教誨というところでございますけれども、これは受刑者の改善更生を図る上で重要な役割を果たしているというふうに私も考えております。

この宗教教誨というのは、希望する者に対しては、宗教の教義に基づきまして、教諭論したり、あるいは礼拝、儀式等を受けるものでございしますが、政教分離のもとで、現在は教誨師さんという民間の宗教家によって行われております。

宗教教誨は、受刑者に対して、信教の自由を保障し、受刑者の宗教的欲求の充足と心情の安定を図り、将来への希望を与えることによって、改善更生への意欲の促進に大きく寄与するものと考えております。

現在は、福島刑務所も所内施設として、全国、過剰収容という状況になっておりまして、受刑者にとっても、やまやまストレスが蓄積し、いろいろと心情の安定を欠くということも懸念されます。また、生命のとうとさとか心の豊かに触れる教誨師の方々の御協力が必要です。重要になってきますので、今後とも、民間のボランティアである教誨師の協力を得ながら、充実した宗教教誨活動を行えるよう努めてまいりたいと考えております。

○吉野委員 積極的に、受刑者に対しての宗教というものを今以上に活用されることを望みます。

次に、国連の人権委員会から日本の人権問題に対して勧告がされております。これは一九九八年に出されたもので、この中で、男女共同参画型社会を目指した日本政府は偉い、こういうふうにお褒めの言葉も三つくらいは書いてあります。残り二十九項目、これは、いわゆる大きな懸念を持っています、これを改善してほしいという勧告がされているわけでありまして。例えば、これは質問じゃないんですけれども、裁判官とか検察官になる方々の教育の中に、この国際基準というものの中身を裁判官とか検察官になる者には勉強させたいというところも書かれています。それで、その中で、やはり刑務所の待遇といえますか行動基準、これは、人権という立場から見ると改善すべきことがたくさんあると、六つの事項を指摘されているわけですが、この勧告に

対しての対応といえますか、そういうものがなされているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

国連人権委員会の見解に対しては謙虚に受けとめておりますけれども、その中で指摘された我が国の刑行施設における所内規則とか規律違反等に対する懲罰等につきましては、刑務所というところが大量の被収容者による集団生活の場でございますので、適切な処遇を行うには所内の安全が確保されていなければなりませんし、また、受刑者の改善更生及び社会復帰を図るためにも必要なので、その内容も合理的なものであるということ、私どもでは、指摘のあったように、過酷とかそういうようなものではないというふうに考えておるわけです。

しかしながら、当局においては従来から、受刑者の人権に配慮してその処遇をより一層充実するために、いろいろ、施設内での動作規制の見直しとか、あるいは革手錠等の使用とか、そういう面について逐次所要の改善措置を講じておるところでございます。今後とも、そのように努めてまいりたいと考えております。

○吉野委員 「仮釈放」という小説の中にも、刑務所から仮釈放の後には、出てきても、日常の道路を歩く姿勢もきちんと行進をして歩くような、そんな行動がもう身についているという場面も書かれていました。まさに指示待ち人間、何かの指示がなければ何もできないというような、今の行動規範といえますか、行動を見ていると、そんな気がいたします。普通の歩き方まで行進の歩き方が常に身につけているような、そんなことでは私はいけないのではないかなと思いますので、ぜひよろしく願います。

日本の矯正保護に關して、平成十二年十一月に矯正保護審議会から提言がなされております。二十一世紀における矯正運営及び更生保護の在り方という形で提言がなされておりますけれども、この中で、矯正の一番の根本法、基本法となっている

監獄法がございます。

これは、今から百年近く前、一九〇八年につくられました。明治四十一年につくられています。古くて、今の時代には全く合わない法律です。それが矯正に關しての基本法となっているわけで、この提言の中でも、この監獄法を改善すべきだ、こう言われているんですが、いまだに改正されておられません。どうしてなんですか。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

監獄法を全面改正するということで、法制審議会の答申を受けて刑事施設法案を策定したわけですが、それを受けて、昭和五十七年の四月と昭和六十二年の四月、平成三年の四月の三度にわたって国会に提出いたしましたけれども、いずれも衆議院の解散等により廃案となり、現在に至っております。

廃案となりました直接の理由は衆議院の解散でありまして、実質的に最も焦点になっている問題は、いわゆる代用監獄制度の廃止の問題でございます。やはりこれに対して弁護士会等を中心とする反対があったというふうに承知しております。

しかしながら、今先生が御指摘になりましたように、監獄法は明治四十一年に制定されたものでございまして。内容、形式とも時代に適応しなくなっているところもありますし、その改正する必要性は現在も少しも薄れていないというふうに考えております。

ただいま御指摘になりました矯正保護審議会の御提言もいただいておりますので、関係者の御理解を得ながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○吉野委員 監獄法改正のために我が委員会が積極的な活動をするのを委員長にお願い申し上げます。

最後に、国家主権の問題であります。今度のこの法案は、外国にいる日本人を日本へ、また、日本にいる外国人を外国へという形でやるわけですが、いわゆる刑罰権というの

は、やはり日本の国の主権を構成する一つの役割、属性があるのかなと私は思っています。そういう意味で、その刑罰権を外国に任せるといふところは日本の主権に抵触する部分があるのかなと私は疑問に思っておりますけれども、その辺についての御見解をお願い申し上げます。

○横内副大臣 委員の御指摘のように、刑罰権は一国の主権に属するものでございまして、今回の国際受刑者移送というのは、決して刑罰権を外国に移譲するということではなくて、受刑者の改善更生、社会復帰を促進するために、より適切にそれを推進していくための国際協力というふうに位置づけております。

したがって、受入移送の場合には、外国で自由刑が確定した裁判そのものを我が国で執行するわけではなくて、その外国がそれを執行するその共助、協力ということになります。また、送出国に移送するということではございませんで、あくまでも我が国の懲役、禁錮の確定裁判の執行を外国が共助する、協力をして支援をするという考え方でございまして。

この受刑者移送というのは、あくまでも、そういう国際協力の一環、国際司法共助の一環でございまして、双方の国の主権と受刑者の改善更生及び社会復帰を促進するという刑罰の一つの目的を調和的に実現していくやり方ということでございます。国、刑罰権の行使のあり方として問題になることはないというふうに考えております。

○吉野委員 ありがとうございます。これで質問を終わります。

○園田委員長 この際、森山法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森山法務大臣。

○森山国務大臣 質疑者の御了解を得ておりますが、閣議のために出席がおくれました。この際、三井環前大阪高等検察庁公安部長による事件について御報告いたします。

三井元検事による事件につきましては、大阪地方検察庁におきまして、昨日、収賄及び公務員職権乱用罪により、大阪地方裁判所に公判請求いたしました。現職幹部検事が、暴力団関係者と私的に交際した上、このような不祥事を起こしたことはまことに遺憾であり、国民の皆様に対し、改めて深くおわび申し上げます。

昨日、私から小泉総理大臣に対しまして、本件事案の概要等について御報告し、法務大臣として責任を痛感していると申し上げました。小泉総理大臣からは、検察に対する国民の信頼が著しく損なわれたことはまことに遺憾であり、法務大臣として、再びこのような事態を招かないように、検察が厳格な綱紀の維持を図り、万全な再発防止策を講ずるよう適切に対処されたい旨厳重に注意されました。私はこれを厳粛に受けとめております。

そこで、今回の事件を反省し、このような事態の再発を防止するために、検事総長に対しまして、検察庁職員の綱紀の保持を徹底すること、検察官の人事評価のより一層の適正化を図ること、検察組織の再点検を行うことを指示したほか、前科照会の実事を事後的に確実に把握できるよう、関係する例規を改めるなどいたしました。

職員の処分について申し上げます。

三井元検事の犯罪は、収賄及び公務員職権乱用という職務に関する犯罪であり、三井元検事に対する指揮監督が十全でなかったと言わざるを得ず、その監督責任は免れないものと考えます。

そこで、大塚清明大阪高等検察庁次席検事については、監督責任として三月間俸給の月額百分の十の減給処分とすることとしたほか、原田明夫検事総長及び東條伸一郎大阪高等検察庁検事長については、それぞれの監督責任につき、懲戒処分として、原田検事総長を戒告に、東條検事長を一月間俸給の月額百分の十の減給に処する旨が本日の閣議において決定されました。

本件は、三井元検事という特異な資質の人物が引き起こした犯罪とは考えられますが、検察官

は、国民の負託を受けて犯罪を捜査し訴追するという重大な責任を担っているものでありまして、私は、検察に対し、本件を教訓として、高い倫理観を持って職務に励み、国民の期待にこたえることを求めたところであります。

以上、御報告申し上げます。

○園田委員長 漆原良夫君。

○漆原委員 公明党の漆原でございます。

私の方からは、受刑者移送に関する要件について少しお尋ねしてみたいと思います。

まず、第五条の第二号でございますが、「十四歳に満たないとき」というふうに要件になっておりますが、実際に年齢十四歳未満の者が海外で刑の執行を受けているかどうかはわかりませんが、仮にこういう人がいたとしたらむしろそういう少年こそ更生保護の対象にすべきではないのかなという感じがします。

それで、条約を見ましても、この条約では「犯罪を構成すること」というふうになっているわけですね。日本では確かに十四歳というのが刑事責任年齢でございます。十四歳に満たない者は犯罪成立しない。ただ、作爲または不作為が犯罪を構成することですから、犯罪が成立する必要はないわけでございます。条約から考えてみて、条約の文言から見ても必ずしも成立とは書いてないわけですから、これは十四歳未満の者であつても移送の対象としてもいいのではないかとこのように考えるのですが、この点についての御意見を聞きたいと思ひます。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

平成十三年一月現在の外務省による調査では、外国で服役する十四歳未満の日本人受刑者は確認されていないというふうに承知しております。十四歳未満の日本人少年が外国の刑務所に収容される例は極めてまれではないかということが一つ考えられます。

また、現在の我が国の法制におきましては、我が国の刑務所、また、一昨年の少年法改正で少年

院収容受刑者を収容する場合には少年院となっておりますが、こういった刑務所とか少年院で十四歳未満の少年を収監することは現在の法制上あり得ませんので、幾ら執行の共助ということとはいへ、このような少年を収監するということが我が国の公権力の行使のあり方としていかなるものだろうかといった問題もございします。

またさらに、矯正処分の観点から見ますと、いろいろ悪風感染というような弊害も考慮しなければなりません。そういったことから、そういった少年を他の受刑者と接触させずに単独で処遇をしなければならぬということになるわけですから、でも、そのような処遇方法が果たして低年齢の少年にとつて好ましいかどうかといったような問題もいろいろあります。

そういったことを考慮いたしまして、ただいま御指摘のございましたように、現状におきましては、十四歳未満の受入移送をして我が国においてその刑の執行を共助するというのは大変難しいなというふうに考えた次第でございます。

○漆原委員 それでは、同じく第三号でございますが、先ほど申しました条約では、単に犯罪を構成すれば移送が可能である、こうなっておりますが、この法案では、禁錮以上の刑に当たることと求めて要件としておりますが、そういう理由はどうな理由なのか、お尋ねしたいと思ひます。

○鶴田政府参考人 委員御指摘のとおり、この双罰性に関しましては、条約第三条のeというところ、移送の要件として、刑を命ぜられることと理由となつた作爲、不作為が、執行国の法令により犯罪を構成することまたは執行国の領域において行われた場合において犯罪を構成することとしておりまして、いわゆる双罰性があることを規定しているわけですが、恐らくその趣旨は、およそ犯罪とされない行為を基礎として執行国で自由を剝奪するというようなものは適当ではないのではないかというふうに理解しております。

本法案では、さらに、受入移送の双罰性の要件として、禁錮以上の刑が定められた罪に当たる場

合ということに限定をしております。その理由は、我が国において罰金や料料などおおよそ自由刑の対象にならないような犯罪について受入移送を実施し、受入受刑者を我が国の監獄に拘置すること、これも、やはり公権力の行使のあり方としては適当ではないところから、御指摘のような要件とした次第でございます。

○漆原委員 続いて、五条四号ですが、この四号で三つの類型が制限事由として挙げられておるんですが、少しこれはわかりにくい。これをちよつと具体的に、この三つについてそれぞれ事例に基づいてどんな場合のことを言っているのか説明していただきたいことが一つと、なぜこの三つの例を制限事由としたのか、その理由をお尋ねしたいと思ひます。

○鶴田政府参考人 お尋ねにきちつと的確な御答弁ができるかどうかちよつと自信がありませんが、法案第五条四号は、受入移送を実施するに当たりまして、その犯罪に係る事件が我が国の裁判所に係属し、または既に判決が出されている場合に関する制限要件を定めているものでありまして、その趣旨は、一つには、受入移送により外国判決の執行を共助することにより、受入受刑者が同一事実について我が国の公権力による二度の拘禁を強いられることとなる場合、あるいはそのような場合が生じ得る場合にこれを制限としたものでございます。

また、そのほかに、受入移送犯罪について無罪判決が確定している場合も受入移送の制限要件としておりますが、この場合は同一事実について二度の拘禁を強いられるという状況は生じませんが、我が国の裁判所が無罪としている犯罪行為につきまして、幾ら外国で有罪になっているからといって、その受刑者を受け入れて刑務所で拘置するというのはやはり公権力のあり方として適当ではないというふうに考えて、このような要件を設けたものでございます。

具体的にどのような事例が該当されるかということ、ただ、余りなかなか想定されせんけれ

ども、同一事実について我が国の公権力による二度の拘禁を強いられる場合が生じる例として、例えば、我が国で懲役刑の執行を受けていた受刑者が、懲役刑の執行を停止されまして、その停止中に海外へ逃亡した、その逃亡中に外国で同じ犯罪により実刑の判決を受けて服役するというようなことが想定されます。

極めてまれなケースではないかと思いますが、一応理論的にはそういうことが考えられますので、無罪の場合等も、恐らくまれなケースだとは思いますが、一応要件として掲げたものでございます。

○漆原委員 この受入移送の要件の判断に裁判所を関与させているわけなんです、逆に送出国の場合には裁判所は関与していない。このおの理由と、それから、一方で裁判所を関与させて一方で関与させないその理由は何なのか、お尋ねしたいと思います。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

受入移送につきましては、本来、法的な性格は行政処分ということになるかと思いますが、そういう意味では、行政庁限りでその可否を決定することができると考えられますけれども、しかし、受入移送の場合、その対象者が外国で拘禁されている受刑者といえ、我が国にとりましては初めて公権力によりその者の自由を制限するということになるわけです。したがって、慎重を期して、行政庁だけの判断ではなく、移送要件の該当性につきまして、公正中立な裁判所による審査を必要といたしました。

一方、送出国の場合は、送出国の受刑者の身体を自由を制限することに関しては、既に日本国での本来の刑事裁判において司法の判断を経ておりますので、送出国の実施に当たって重ねて司法判断を求める必要がないということで、今御指摘のあったような取り扱いにした次第でございます。

○漆原委員 次に、日本と外国では刑の内容に違いがある場合が多いんじゃないかな、こう思っています。

おりますが、その場合に、共助刑の執行方法についてどのようになっているのか、御説明いただきたいと思います。

○鶴田政府参考人 お尋ねの点は、法技術的には非常に難しい問題でございます。しかし、この点については、条約で、刑の執行の共助の方法として第十条及び第十一条で刑の執行継続という方法と刑の転換という二つの方法を定めておりまして、私どものこの法案におきましては刑の執行継続という方法を採用しております。

刑の執行継続というのは、執行国の自国の刑罰法令に照らしまして裁判国の刑全体の執行を請け負うといった考え方でございまして、法案では外国刑の法的性質及び期間をそのまま受け入れることを原則といたしまして、ただ、外国刑と我が国の刑の内容等の相違によりましてそのまま受け入れることが困難な場合には、我が国の既存の法制度の範囲内で外国刑の執行共助を行うための必要な修正を加えるという考え方で成っております。

具体的に申し上げますと、共助刑の執行方法に關しましては、法案の十六条によりまして、受入移送犯罪に係る確定判決で言い渡された外国刑の法的性質に応じまして、それが懲役刑に相当する場合は懲役刑、禁錮刑に相当する場合は禁錮刑とみなしまして、それぞれ刑の執行と同様に執行することとし、共助刑の期間につきましては、法案の十七条におきまして、有期刑の場合、刑法が定める上限である二十年、二十歳に満たないときに外国刑の言い渡しを受けた場合には十五年ということにして、その限度で執行を共助するということになっております。

○漆原委員 受入移送または送出国移送は、法五条または二十八条に規定する要件を満たして、かつ法務大臣が相当と認めたときに行われる、こうなっておりますが、この相当性判断の中で法務大臣はどのような事項を考慮するのか、教えていただきたいと思っております。

○横内副大臣 この受刑者移送は、外国で服役を

している受刑者をその母国に移送することによって改善更生や円滑な社会復帰を促進するということを目的とするものでありまして、この相当性の判断に当たってはそういう受刑者移送制度の趣旨が生かされるように十分配慮する必要があることは言うまでもないことでございます。

そこで、この相当性の判断について具体的な事例でございまして、外国で服役をしている日本の受刑者を受入移送する場合は、例えば一点目として、その者の家族関係とかあるいは生活歴というようなものから見て、その者の家族が、例えば親族とか配偶者が日本にいたりとか、その者の生活基盤みたいなものが日本にある、したがって、日本で刑を執行した方が改善更生に役立つというような事例があれば、それはやはり相当と認めるというようになると思っています。

またもう一点、刑法五条との関係がございまして、委員も御案内のように、刑法五条は、外国で刑の判決を受けた、裁判を受けた者について再度日本で処罰することができるとなっております。そこで、受入移送をせずにもう一回やはり我が国で刑罰を科すべきだということには、やはりこの受入移送はしない方がいいという判断になると思っております。そんなことが受入移送の相当かどうかを判断する際の判断の事情になるといふふうに思っています。

また、我が国で服役をしている外国人受刑者を送出国移送する場合には、その者の改善更生や社会復帰の促進と同時に、我が国の裁判所が言い渡した刑罰の持つ応報機能や抑止効果が損なわれるようなことがないように留意しなければならぬわけがございます。

具体的に考慮すべき諸事情といたしましては、その受刑者の犯した犯罪の内容とか、あるいは被害の程度とか、あるいは被害者感情というようなことがございます。その者の犯罪が日本人を被害者とするような犯罪で、仮に外国へ送り出した場合に、その被害者の家族の被害者感情というものを著しく損なうというような場合には、送り出し

をするというのは相当ではないというようなことがあると思っております。

また、まだその者の犯罪について余罪を捜査中である、まだ引き続き余罪があるかもしれないというような場合とか、あるいは、その者が将来場合によっては証人として出廷をさせる可能性があるというような場合には、送り出すことは相当ではないというようになると思っています。それから、相手国の刑罰執行法令の内容も関係をしてまいりまして、送り出した方がいいけれども直ちに仮釈放されてしまうというようなことではこれはまずいものですから、そういう場合は相当ではないというようになると思っています。

そういうものもろの諸事情を勘案して、具体的な事案ごとに相当かどうかを判断することになると思っております。

○漆原委員 最後に、一点だけお尋ねしたいのですが、刑法五条が今出てまいりましたが、四十一条は刑法第五条ただし書きの特則を設けています。犯人が既に外国において言い渡された刑の全部または一部の執行を受けた場合には、刑法五条は刑の必要の減免事由として設けている。しかし、本法では刑の必要の減免事由として設けている。この理由についてお尋ねしたいと思います。

○鶴田政府参考人 法案の四十一条に刑法五条のただし書きの特則を設けております。その設けた理由について御説明いたします。受入移送を実施しようとする場合には、我が国においても受入移送犯罪を訴追する必要があると認められる場合、例えば先ほど副大臣から御説明がございましたように、裁判国の量刑が著しく軽いというようなことで、我が国で同じ事実について二度の拘禁を回避するために、受入移送は不当であるというように判断をされる場合があり、それはそれでよろしいんですが、受入移送を実施した時点ではそのように訴追の必要はないと考えたものの、受入移送実施後に、事情の変更等によりまして訴追が必要になるという場合も考えられるわけで、そういうような場合に一体どのように取り扱うのが

いいかというふうなことがちよつと問題になります。

受人移送をした以上およそ訴追ができないということになりますと、検察官の公訴権を過度に制約することになって適当ではないわけです。さはさりとして、受人移送後に、移送犯罪に係る同一事実について刑罰を科して、それを執行するということになりましたと、この条約の關係でそういう取り扱いをしている主要国は余りありませんで、特に、その中の国には、そういう国とは受刑者の移送はしないというふうに宣言している国もありまして、そういったような取り扱いもできない。

今言った二つの事情を調整するということで、受人移送しても訴追することはできるけれども、ただし、訴追した場合でも刑は全部免除します、裁判でいえば、懲役何年という刑を言い渡されますけれども、それについての刑の執行は免除するということと、その間の二つの要請を調整したということとでございます。

○漆原委員 以上で終わります。どうもありがとうございます。

○園田委員長 山花郁夫君。

○山花委員 民主党の山花郁夫でございます。今週の月曜、火曜と、司法人権セミナーを開催させていただきました。法務委員長、法務大臣、ごあいさついただきました。ありがとうございます。法務大臣のごあいさつの中身は、ちよつと気になる場所もあったわけでありまして、

あと、副大臣も、二日間にわたりまして本当に長時間、本当はこちらの本意でないような運営のところもちよつとございまして、何か二日間、委員会におつき合いをいただいたような感じにもなつてしまいましたが、感謝を申し上げます。

その司法人権セミナーは、欧州評議会の議員の方々をお招きして開いたわけですが、この国際受刑者移送法案というものの、欧州評議会のマルチの条約に基づくものだとか承知をいたしてお

ります。

受刑者については、刑が確定して拘留所から振り分けられますときに、A級、B級、C級という形で審査をして振り分けられるものと承知をいたしておりますが、外国人については、いわゆるF級と呼ばれるもののようであります。

少し、この法案のバックグラウンドについて質問を申し上げたいと思っておりますけれども、現在、日本におきまして受刑をしているF級の受刑者の収容人員の推移であるとか、あるいは収容施設の状態についてお尋ねをしたいと思います。どれぐらの人が現在収容されているのか、あるいは、ふえているのか減っているのか、そういったことについて、法務当局、お願いいたします。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

我が国で受刑しております外国人受刑者の総数は、平成十三年末で三千五百五十七人ですが、そのうち、日本人と異なる処遇を必要とする、たゞいま御指摘のありましたF級受刑者につきましては、平成四年末が三百四十三人であったのが、十三年末には約六・七倍の、二千三百五十五人に増加しております。

このF級受刑者を収容する施設ですが、これは基本的には東京の府中刑務所と大阪の大阪刑務所でありまして、そこだけで収容し切れませんので、現在ではそれも含めて十九の施設、具体的に北から申し上げますと、札幌、福島、黒羽、前橋、横浜、横須賀、新潟、甲府、静岡、名古屋、京都、神戸、広島、高松、福岡で収容しております。そのほか女子収容施設として、栃木刑務所、和歌山刑務所でF級の女性受刑者を収容しております。

○山花委員 大変ふえておりますね、平成四年に三百四十三人だったのが、十三年のところ二千三百五十五ということですから。

私、府中も選挙区でして、この法案の質疑をさせていただくに当たりまして府中刑務所の中の施設などを見させていただきました。収容の状態も大変厳しいんだなということがよくわかりまし

た。

ただ、今回この法律が成立をいたしますと、既に収容されている人が本国の方に帰っていくようなケースも出てくるわけでありまして。ただ、この法律あるいは条約の中身ということになりますと、実際にその対象となるのは欧州評議会の条約締約国の出身の者ということになります。この締約国出身で日本における受刑者数はどれぐらいいでしょうか。あるいは、締約国にいる日本人の受刑者の数というものは一体どれぐらいいのでしょうか。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

我が国で受刑しております締約国の国籍を有する外国人受刑者数は、平成十三年末で百三十二人です。

一方、締約国で受刑している日本人の数は、平成十三年一月一日現在で三十二人となっております。

○山花委員 日本で受刑している欧州評議会受刑者移送条約締約国の出身者数が百三十二で、欧州評議会受刑者移送条約国における日本人の受刑者数が三十二ということとでよろしいんですね。

ただいまそういう数字がございましたけれども、これで現実に、例えば身柄が本国に戻る、あるいはこつちに帰ってくるケースもあるかもしれないけれども、その数というのは、二千三百十五という先ほどの全体の数字からすると、かなり少ないわけでありまして、今回この法律が成立して、例えば、過剰収容の状態からほとんどん本国に送り返すというようなことをしたとしても、余り収容の状況というのは変わらないわけでありまして。

外国人のそういった人がふえているというだけではなくて、府中の刑務所に行ったときには、要するに定員の数をオーバーしているんだという御説明がありました。私は、オーバーしているというところが当初よくわかりませんが、つまり、部屋の数というのは当初決まっているわけですから、それはどうやって人が物理的に入っているんですか。

かということをお尋ねしたところ、例えばこちらですというふうに案内されて、昔こは囲碁か何かをやる教室だったところをつぶして、そこに布団を敷いて入れていたりであるとか、あるいは、本来であれば一人部屋のところに、かなり狭そうでしたね、二つ布団を敷いて入ってもらったりであるとか、そういったようなところを見てまいりました。

あちらの現場の方のお話ですと、もともと一人部屋に入れるということは、それなりの理由があつてそこに入れておこうということになるわけだから、例えばいびきがうるさいとかあるいはちよつと人と接するといろいろと問題があるとか、そういう理由でもともとそこに入れていたわけだから、その数が足りなくなつちゃうというのは大変なことだし、またやはりトラブルの原因にもなりやすいので、そこは本当に気を遣うんだというふうな話をされておりました。

府中だけじゃないと思ひます。この委員会でもかつてほかの委員の方が質疑されていたことがあつたように記憶をしておりますけれども、我が国の行刑施設は大変今過剰収容の状態となつていて、何でこんなことになつてくるのかということについて、どういう認識をお尋ねをします。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

統計的なことをまず申し上げます。行刑施設、刑務所と拘留所を一緒に含めていりまして、その収容人員はここ数年大変急激な増加が続いておまして、本年四月末には約六万六千五百人、収容率にしまして一〇二・八％となつております。特に、受刑者等の既決被収容者だけ見ますと、収容率は一二・三％となつておまして、そのため、行刑施設の本事七十四庁中五十七庁におきまして、収容人員が定員を超過する過剰収容というふうになつております。それでは、なぜこのような収容人員が増加した

のかという点につきまして私ども矯正の立場から考えておりますのは、一つには、新受刑者、新しく実刑判決を受けて刑務所に入ってくる新受刑者の増加でございまして、平成十三年の新受刑者数は、十年前の平成三年に比しまして約七千四百人増の約二万八千五百人となっております。また、新受刑者中の有期刑の平均刑期というものが、同じく十年前と比しまして約四・六カ月長い二十七月月となっております、これは昨今の犯罪の凶悪化を反映した刑の長期化傾向を示すものではないかと、いふふうにご考えておりますが、その背景には、社会環境の変化とか国際化とか経済不況の長期化等の影響が考えられまして、これらの事情が複合的に作用しまして刑務所等の行刑施設の収容人員が増加し、過剰収容になっていないかというふうには見えていないかと、いふふうにご考えております。

○山花委員 この過剰収容の原因ということで、今、新受刑者がふえているということ、あるいは平均の刑期が延びているというお話がございまして、たけれども、私は、恐らく背景に、このところ厳罰化という風潮があつて、裁判所が言い渡す刑も少し延びているような印象を持っておりますし、また、無期刑による服役者についての仮釈放が非常に厳しくなっているというふうには私は認識をいたしております。

ここ十年ぐらいで仮釈放が認められる件数が非常に減つてきておりまして、そういった事実と、結局、末端といえますが、つまり、ある事件が起きて、逮捕されて、起訴されてという過程の中で、例えば、留置場にいた人が拘留所に行つて、最終的に刑務所に行くわけですが、刑務所のところ、要するに出ている人が減つてくるわけですから、そこで過剰収容ということが生まれてきているのかな、そういうふうには思っているわけですから、その中で、特に無期刑のところについて少しお尋ねをしたいと思います。

こここのところ仮釈放が認められづらくなっているというふうには私は思っているんですが、一部で

こういう議論があります。例えば、死刑と無期懲役との間にすくギャップがあつて、死刑というのは命を絶たれるのに対して、仮釈放なんという十数年で出てきちゃうじゃないかというふうな議論が一部あるようですが、十数年どころか、今二十年を超える平均服役期間であると思つていらっしゃるが、この平均服役期間についての推移ということをお知らせいただけないでしょうか。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

最近五年間の仮釈放となつた無期懲役受刑者の平均服役期間の推移でございますが、平成九年中に仮釈放となつた無期受刑者は十二名でございまして、その平均服役期間は二十一年六月となっております。以後、平成十年は十五名で二十年十月、平成十一年は九名で二十一年四月、平成十二年は七名で二十一年二月、平成十三年は十三名で二十二年八月というふうになっております。

○山花委員 ですから、一部議論される方の中で、十数年で出てしまふというふうなことを言われる方もいらっしゃるんですけども、このところ二十年を超えているというところは明らかにだと思ひますし、また、今五年間の御報告がありましたけれども、仮釈の数でいいますと、かつてと比べると半分以下になつて、十数年前から比べると落ちてきていると思つております。

また、服役期間の計算の仕方ですが、要するに、仮釈放になつて出てきた人がそれまで何年いたかという形で平均の出し方だと思ふんです。つまり、今ずっと入つていられる人についてはまだ平均の中にカウントされていられないわけでありまして、言つてみれば、ちよつと比喩としてはおかしいかも知れませんが、平均寿命みたいなものであつて、これから無期懲役の判決を言い渡された人が果たしてどれだけ入つていられる可能性があるんだらうという平均余命みたいなものは、この数字からは見えてこないわけでありまして、本当はそういうところの数字というものは計算して出す必要があるのではないかと思つておりますが、これはちよつと感想めいたものという事です。

ところで、一部の方だけではなくて結構こういう認識を持つていられる方も多いと思ふんですが、無期刑という大体平均が二十年ぐらいだという話を聞くと、大体二十年ぐらいで、その前後ぐらいで出てくるのかなと。大きな誤解だと思ふんですが、無期刑で服役している受刑者の長い方は本当に長いですよ。亡くなるまで恐らくいるんじゃないかと思われぬぐらい長期にわたつていまして、現在無期刑で服役している受刑者の服役期間の長いものを順に、上位五つぐらいで結構です。

○鶴田政府参考人 これの二月末日現在、無期懲役受刑者で最も長く服役している者は服役期間が五十二年十月となっております。以下、長く服役している者の服役期間を順次挙げれば、五十二年二月、四十八年三月、四十八年一月、四十七年二月というふうになっております。

○山花委員 一番長い人で五十二年入つていられるわけですから、いつの時点での犯罪を犯された人かわかりませんが、刑務所に入るといふことで、十八ないし二十歳ぐらいであつたとしても、もう七十、八十というふうな年齢の方なんでしょうなと思つております。また、上位の数字を五つほど挙げていただきましたけれども、四十年、五十年と入つていられる方たちがいるわけでありまして、したがって、無期刑といつてもすぐ出てきちゃうじゃないかという議論は、私は間違つていられるのではないかと印象を持つていられるわけでありまして、これは感想めいたものという事です。

そこで、そうやって無期の人でも仮釈が余り認められなくなつてきているというところ、あるいは刑が長期化しているというところによつて、結局、刑務所が今非常に過剰な収容の状態になつていられるわけでありまして、そうすると、結局、ある事件に關して、被疑者の身柄を確保してから最終的に行き着く刑務所のところ、出口という入り口というか、そこが詰まつてきているわけでありまして、例えば拘留所において移送待ちをする人

がふえてきているのではないかと懸念を持つていられるんです。

つまり、裁判所で判決が言い渡されて、刑が確定します。そうすると、どこに送るかなという話になつたときに、どこに送るかなという話にはいついふでございませうかという話になれば、なかなか送れないんじゃないかというふうには思ふわけでありまして、このあたりの事情はどうなつておりますでしょうか。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、刑務所が過剰収容になつていられるのはそのとおりでございますが、刑が確定してから拘留所において移送を待つていられるという、いわゆる移送待ちの受刑者につきましては、一部の拘留所で移送待ちの受刑者の滞留が増加する懸念がありましたので、刑が確定してから、どの刑務所に、そしてどういふ処遇をするかという分類調査をする必要がありまして、そういう分類調査の終了後は速やかに移送が実施されるよう現在努めておるところでございまして、最近では、移送待ちの受刑者が増加しているという状況にはないというふうには承知しております。

○山花委員 法務大臣にお尋ねをしたいと思ひますが、このように、刑務所のところ、非常に人があふれていると言つとちよつと大げさかもしれませんが、先ほど、収容率でいうと一〇二・八%であるとか一〇二%だとか、そういう数値が出ておりますけれども、見た目の数字以上にこれはかなり深刻なようですね。

つまり、例えば、部屋がある程度、あと二人、三人入れるような部屋であつたとしても、男性と女性一緒に収容するわけにはいきませんから、一つの部屋に女性が一人いて、あと四人入れるじゃないかといつても、数字で見るとあいていられるわけですから、そういうのも含めて一〇〇%を超えているという状況ですから、実際はかなり刑務所の方でもタイトになつていられると思つておりますし、また、こここのところ、犯罪白書などを拝見させて

いただいても、そもそも犯罪者の数も全体として少しふえているというような状況にあるようであります。

ところで、もう釈迦に説法だと思いますが、事件があって、被疑者が逮捕されて、勾留されて、そして勾留期間を超過すればもう本来は拘留所の方に身柄が行くべきというふうな形になるわけですが、こうなると、拘留所の方にも非常に人員の面でタイトになってくるということも、容易に想像がつくわけであります。また、この点も法務省の方でも御努力いただいていることは承知しているつもりではあります。

法務大臣の前に、まず法務当局の方にちよつとお尋ねをしたいと思います。今、東京拘留所を建てかえておられます。修繕ということではなくて、新たなものを一つ建てるということで、現在、東京拘留所については、今の定員よりも収容定員が八百名程度増加するというふうに承知をいたしております。ただ、今の収容状況からすると、このところ、だんだんやはり拘留所も人数がふえてきていますから、収容能力の増強であるとか、あるいは新設ということが必要だと私は思っています。

そこで、このことについて法務省の方というよりもやりとりをさせていただきまして、少し私の問題意識と当初はさせていただいたようなところがありまして、拘留所というのはもつと、要するに、極端に言えば、東京拘留所がありますけれども、第二東京拘留所というのをつくらないといけないという、本来であればなにかぬくのではないですかというのを少しやりとりさせていただくと、いやいや、八百名ふやせばとあえて当面は対応できるということになっておりますというお答えになるんです。

私の問題意識というのは、代用監獄のところがありまして、本来であれば代用監獄というところに収容されるのはもつと解消されるべきであると思えます。こういう議論をする、いやいや、御案内かと思えますけれども、監獄法に規定がござ

いまして適法ですという話をするんですが、私は適法かどうかという話をしたいわけじゃないんですよ。本来であればどうかということであって、あくまでも代用ですから、これはもう国際的にも、ダイヨウカンゴクというローマ字のつづりで、もう国際的にも有名な言葉になってしまいうぐらい問題になっていることでもありますから、適法かどうかということは捨象して、本来あるべき姿ということでは、もう一つぐらいつくって、今代用監獄に収容されている人を拘留所の方に移すというぐらいのことをやって、代用監獄について、そこに収容されている人というのを少しでも減らしていくという努力が必要だと思っておりますが、その上でお尋ねします。

そうすると、東京拘留所を建てかえておられますけれども、それだけではなくて、さらに拘留所の収容能力の増強であるとか、あるいは新設も含めて検討すべきではないかと思えますけれども、この点、いかがお考えでしょうか。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

まず、現在の状況について御説明させていただきますと、御指摘いただきましたように、東京拘留所は、現在、改築工事により、収容定員が約八百四十名増加して三千人ということになりました。大幅な収容緩和が見込まれますので、一日も早くこれを完成すべく、目下最大限の努力を傾注しているところでございます。

しかしながら、他方で、昨今の全国的な犯罪の増加傾向に伴いまして、東京以外の大都市圏に所在する拘留所、それと大半の刑務所も過剰収容になっておりますので、未決拘禁者の収容能力の増強とともに、やはり、拘留所から刑務所への身柄の移送が円滑に行われるように、全国的な見地から、拘留所とともに刑務所の収容能力を拡充することが喫緊の課題であるというふうに考えております。

現在、未決関係では、東京拘留所のほか、岡山刑務所の拘留監等五庁において、また、既決関係では、静岡、長崎、松山等十刑務所におきまして

増築工事を実施し、その早期完成を目指しているほか、施設内の模様替え工事等も進めるなどいたしまして、収容能力の増加を図っているところでございまして、今後とも、行刑施設の収容能力の拡大に努めてまいりたいと考えております。

○山花委員 今後とも努力をされるというお話ですけれども、代用監獄のことについて、確かに、監獄法に基づけば適法であるということとはよく承知をいたしておりますが、ただ、今、刑務所の話と拘留所の話をさせていただきますが、拘留所の方も大変過剰な収容の状態になっているというふうに思うわけであります。

大臣にお尋ねする前に、警察庁の方にちよつとお尋ねしたいと思いますが、拘留所も今非常に過剰なようですね。つまり、逮捕はしたものの、身柄を、さあどこに入れようかぐらひのことになっているというふうな話を聞いたことがありますが、けれども、この現状について御説明いただきたいと思います。

○石川政府参考人 お答えいたします。

平成十三年中の状況でございますが、全国の警察で留置をいたしました延べ人員、これは、毎日の被留置者の数を、三百六十五日、年間足した数、人日で出すわけでございますが、これが約四百四十四万人日でございます。男女別では、男性が約四百二十二万人日、女性が約四十二万人日となっております。また、少年は約二十四万人日、外国人は約六十九万人日、これは内数でございますが、そういう状況でございます。

平成十三年中のこの状況というものを平成四年当時と比較をいたしますと、全国の留置延べ人員は約二・一倍となっております。中でも、女性の被留置者が約二・七倍になっておりまして、外国人につきましても約四・四倍となっております、特に増加が顕著でございます。

一方、平成十四年の五月二十日現在の一日の数でございますが、全国の警察の留置場の収容率、これは、収容の基準定数がございまして、それに対する被留置者数の割合、これが、オール

ジャパンでございますが、約七六％という収容率になっております。ただ、七六％というのは全国全部平均をしたものでございまして、東京とか神奈川、愛知、大阪といったような大都市圏あるいはその周辺の県につきましては特に収容率が高うございまして、一部の都府県では一〇〇％を上回っている、こういう状況でございます。留置環境という意味では大変厳しい状況になっております。

また、先ほどもちよつと委員からお話ございましたが、収容率が一〇〇％を下回っている府県にありまして、少年被留置者は原則として成人と隔離して留置をしなければならぬということがございまして、女性被留置者は男性と別の留置室に入れなければならない。また、共犯多数といったような場合もあるわけなのでございまして、遠隔地の留置場に分散して留置をしますと、現実には捜査の期間が非常に長くなるといったような、あるいは捜査がしづらひといったようなこともございまして、実態としては、特に都市部でございますが、多くの府県にあっては各警察署の留置場というものは満杯に近い状態にあるんじゃないか、こういう認識をしているところでございます。

○山花委員 結局、拘留所に行かないで留置場で、じゃ、とりあえず代用しておこうかと思っても、このような状況なわけですよ。これも重ねて申し上げますが、本来であれば拘留所というところに身柄を――もちろん代用監獄に入っているからといってそれ全部がいけないのではないんだと思えます。本犯のはかに共犯事件があるとか、あるいは、同一人物について、被告人としての立場もあるけれども違う事件について被疑者としての身分も併有しているケースであるとか、そういうのは除いたとしても、それにしても、本来であれば拘留所に行くべき、適法かどうかという話ではもちろんないですよ、本来であれば、取り調べの機関が所轄しているのではなくて、別の機関である拘留所というところに行くべき人というのは

今後もふえてくるのではないかと思いますし、また、代用監獄に収容されている人を少しずつ減らすということは、そうしやいけないう話ではありません。これは進めていくべきことだと思っております。

ただ、拘留所を増強するであるとかあるいは新しくつくるなどという話になりますと、当然予算措置が必要となるとくるわけでありまして、何か、聞いたところによりますと、例えば一つ新たに東京拘留所みたいなものを、二千人規模ぐらいのものをつくる年間三百億ぐらいかかるんだなという話も聞いたことがあります。ただ、この話を法務省の方というると、いや、行革の流れもありますし、厳しいです。よなな話をされますが、確かに行革の問題もあるかもしれませんし、予算というか財政が非常に厳しいことは承知をいたしておりますが、ただ、これは国家の刑罰権という、本間に治安の重要な問題ですから、そういったし、ある程度そこは法務省も頑張っていたらいい、当委員会が議論すべきことではあります。けれども、何かむだなお金が使われているように思われるところもあるわけです。北方支援委員会ですか、あれで二百数十億なくなつて浮いたんだという話も聞きますが、こんなにお金がかかるんですよと法務省の方は言われるんですけれども、裏を返せば、ああいうお金でつくれるじゃないですか、一つぐらい。毎年毎年そういうことに使っていたのであれば。

法務大臣としてはそれについてどうですとお答えはもちろんですけれども、しかし、やはり本間にこれは新しくつくるなり増設するということで、拘留所の方というのが基本的には行くべき道だと思っております。八月に予算の概算要求を出されるわけですから、そのところは、もうこれはしっかりやるんだぐらいの御決意を表明いたしたいんですけれども、大臣、いかがでしょう。

○森山国務大臣 おっしゃるとおり、治安に責任を持っています法務省、そして、安心して暮らせる

社会ということをお求めしている国民のことを考えますと、おっしゃるようなことが基本的にとて必要だと思えます。それで、法務省もそのことは重々承知しております。今までもたびたび予算のときには大変努力をして、少しずつではありますが増築あるいは新設について要求もいたしまして、そのうちの幾らかは実現しているわけでございます。

東京拘留所の増築、あれはほとんど新しく建てるのと同じようなものですが、そのようなものも思い切つて要求いたしまして、今半分ぐらいで上がりつづいてございまして、あと一年もたてば使えるのではないかと考えておりますが、そのような努力を続けつつあるわけでございます。

私も、着任以来、今年一昨年としかたつておりませんが、その間の予算要求あるいは補正予算のときなどにも特別力説いたしまして、総理も財務大臣も基本的には賛成していただきました。大変協力していただいているというふうに思っておりますが、これからの一生懸命努力していきたいと思っております。

○山花委員 今までも御努力をいただいていることは理解をいたします。

私は法務委員でありますとともに内閣委員でもあります。内閣委員会の方でつい少し前に道路公団の民営化推進委員会の設置法案というものを議論していたときに、東京湾アクアラインですとか本州四国間の道路にそれだけの金を使っている何でこういうことに使わぬのかということをおのときも思っていました。あちらでは言いませんでしたけれども、ですので、御努力いただくというところですけれども、ぜひそこところは取り組んでいただきたいと思います。

また、拘留所については、収容能力をふやしていくことだけではなくて、新設ということもぜひ御検討いただければと思います。新しくつくらないと、ちょっとこのままでいいのかなという思いがありますので、これは要望ということで受けとめていただければと思います。

ただ、この手の施設ですけれども、本間に必要です。私は、これは国にとつても絶対なきやいけないものだと思ふんです。といひます。例えは収容がいっぱいになってしまっているから、あるいは逮捕して捕まえてきても入れるところがないからということ、現場の、例えば警察官、司法警察職員であるとかそういった方がお目こぼしをするようなケースがあつてはいけないと思ふわけでありまして。つまり、本来なら逮捕まで行くべきところを、まあちょっと今回は注意だけしておくから勘弁してやるわみたいな形になつてしまつてはいけません。思ひますし、やはり適正なそういう執行というものが必要だと思ひつてゐるわけ

治安を維持するという観点からいいますと、何か犯罪がふえていくという話になると、すぐ、では厳罰化しようという議論が出てきたりするんですが、私は、方向性としては、例えば罪を重くするということ、それは抑止力がそんなにあるのかということについては大変疑問を持っております。実際に、犯罪者、捕まえた人たちがたに

対する研究をされている人がいて、そういった人の話を聞きますと、犯罪をする人は、刑がどれぐらいの重さであるかということについては余り決定的な動機となつていない、抑止するところはある実行するかにいふ。もちろん考えるところもあるようですが、より重要なことは、その犯罪を犯したときに確実に捕まるかどうか。要するに、やる人は、大丈夫だろう、見つからないだろう。思はずかつとなつて何かという激情型の犯罪は別です。そういうことのようなわけでありまして。

先ほど外国人の犯罪がという話がありましたけれども、例えば、よその国と比べて日本は、やつてもうまく逃げおおせるからやり得なんという話になれば、やはり治安は悪くなると思ひますし、日本という国はやはり確実に捕まえられるんだということになれば、治安の維持にとつてはそちらの方が好ましいことだと思ひつてゐるわけ

そういった意味においても、今の留置場も過剰収容で、拘留所もいっぱい、刑務所もいっぱいというの、これはとても今後の見通しとしては非常に心配になつてくるわけでありまして。だからこそ、今は拘留所の話をしました、この後、刑務所の話もさせていただきたいと思ひますが、こういった施設というものについては、改修だとかあるいは増設というようなこと等言われましたけれども、例えば、犯罪者がというか刑務所に送られる人がこのペースでいくと、毎年千人、二千人規模で増強していかないといけないわけですよ。そうすると、刑務所一つ分ぐらひの話ですから、新設をしていかなければいけないと思ひつてゐるわけ

ただ、少し一般的に言いますと、矯正施設という形で言いますと、矯正施設なんかについて例えば改築をするであるとか、あるいはすぐ近くに、東京拘留所がその例かもしれない、今の土地から少し横のところにいくとあるとか、あるいは、そうではなくて、全く新しいところ、土地を探して、立地条件など調査して、ここがいいかなという話になつたときに、やはり付近の地元住民にとつてみると、何か刑務所とか拘留所とかは非常に印象がよくないわけですね。

確かに小菅なんかで、朝の八時、九時のところをこらになつたことがあるかどうかわかりませんが、行くと、明らかにそれと見て、ああ、そういう関係の人たちだということ車が並んでいたりして、ちよつと不安になつていくことは理解できなくもないわけでありまして。ただ、そういうものをつくるに当たつては、やはりしっかりと地元の住民の理解とか同意を得る必要があると思ひます。これは事実関係だけちよつとお尋ねしますが、矯正施設を建設するに当たつて、地元住民の同意を得ないで建設したとか、こういった例はございますでしょうか。

○鶴田政府参考人 矯正施設の建設に当たりましては、当然のことながら、地元住民の理解と協力が不可欠でありまして、施設を新設、移転する場合はもとよりですが、現在地で改築する場合にお

いても、事前に地元住民に工事内容等を納得の得られるまで説明し、要望等伺いながら工事に着手することとしておりまして、そういった同意を得ないで建設した例はないというふうに承知しております。

○山花委員 そうあるべきだと私も思います。

今後恐らく、拘留所なり刑務所なりにについては新設ということに本当に真剣に検討しなければいけない時期が来るのではないかと承知しております。

ただ、つくるといふことになりまして、先ほども、お金のかかる話ですから、箱をつくるだけじゃなくて、物をつくらばそこに人も要って、その人件費がということ、もう何百億という話で、財務省がいい顔をしないかもしれないけれども、そこは本当に頑張っていたきたいということとを申し上げながら、ただ、新たに作るということになると、今までも頑張ってきたということですが、これからつくるに当たっては、やはりそうやってつくるケースが出てきたとすると、やはり地元住民と十分に協議をしたり、あるいは理解を得て行く、今後もそういった形で行うということとよろしいでしょうか。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

今後とも、矯正施設を増設あるいは新設するという必要が生じた場合につきましては、先ほど申し上げたような、地元住民の了解を得た上で工事を行う、そういった姿勢をもって臨みたいと考えております。

○山花委員 ぜひそうしていただきたいと思っております。

ところで、これは警察庁にお尋ねをしたいと思っております。今、警視庁がつくろうと考えているのかどうかよくわかりませんが、聞くところ、まだコンクリートされた話ではないというようなお答えしかいたしておりませんけれども、東京の渋谷区原宿ですね、社会福祉事業大学の跡地があります、あそこが今、少し騒ぎになっていると言っているとちよつと言い過ぎかもしれませんが、

も、大変な反対運動ができています問題があります。

これは、公の、つまり東京都がこういうことをやりますよという発表をしたんじゃないかと、たしか最初は新聞のスクープか何かで報じられたんだと思います。原宿に六百人規模の大規模留置場建設というような、ちよつと手元にはないですが、そんなようなタイトルのものが発表されました、それを契機に、地元の住民、あるいは渋谷の区議会なども、渋谷の区議会については全会派が一致してこれは問題だという話をしていまして、東京都議会でも問題とされております。

経緯についてはいろいろあつて、もともとそういうことに使われないというような、地元の方はそういう認識でいたにもかかわらずということ、非常にめもめているわけですが、今のところ、六百名規模なのかどうかということについてはまだ決まっていらないようでありまして、ただ、そこに警察署をつくるということは計画としてあるのではないかと話になっております。

今のところ、私は最初警視庁にお話を聞きたいと思つていたので、私ども、いや、まだそういう段階ではなくて、東京都の財務局から話を聞いてくれということ、財務局から今までの経緯についてどうでございますという話を聞いただけで、まだコンクリートされた話ではないようです。

確かに、留置施設も、こういう状況ですから、ある程度必要なんだろうなということは総論としては理解はできるのですが、ただ、六百名というのはちよつと異常ではないかな。六百にするかしないかということではなくて、仮定の話でちよつと感想を申し上げますと、留置場というのは警察の附属施設ですから、一番大きいのが、たしか新宿で百名強留置できる施設があると思つて、それが六百ということになりますと、かなり大規模なものでありますし、また、それだけの要するに人も置かなければいけないということになるわけでありまして、皮肉めいた言い方をすると、留置場の附属施設として警察があるような、そんなような建物になってしまうのではないのかな、こんな気がしております。

ただ、今、非常に地元の住民の方々はこの問題について関心が高まっておりますし、また、反対運動も起きておりまして、渋谷の小倉区長も東京都に対して申し入れをしたりであるとか、あるいは、私は現場に行つたわけではなくて、テレビで後で拝見したんですが、区長がみずから先頭に立つてその反対の集会に出て、鉢巻きをして反対なんてやっていましたけれども、そういうような問題が起きています。

留置場をつくるに当たつてという言い方をすると、恐らく、いやいやあれは警察署でございますという話になるんでしょうけれども、そういう警察署の建設に当たつても、地元住民からしつかりとした理解とか同意を得るようになすべきである、このように考えますけれども、一般論としてお尋ねを申し上げます。個別の話になりますと、これは東京都と渋谷区との話ということになりますので、一般論としてお尋ねしますが、警察署のような、そういった施設を建設するに当たつて、地元住民からしつかりとした理解とかあるいは同意というものを得るようになすべきであると思つておられますか、この点、いかがお考えでしょうか。

〔委員長退席、山本有委員長代理着席〕

○石川政府参考人 警察施設の建設と移転新築とか、あるいはその場での改築工事が必要になるといったような場合には、従来から各都道府県警察におきまして、地元で説明会を実施するといったようなことで、地元の住民の方々の御意向を踏まえて対応しているというふうに承知をいたしております。

いろいろな状況があると思いますが、いずれにいたしましても、よく理解と協力を得るための説明をし、誠意を持って対処をしていくというふうに、また、そうしておるといふふうに承知をいたしております。

たしてあります。一般論でございます。

○山花委員 今、一般論としてということでありましても、こういう施設をつくるに当たつては、やはりしつかりと理解をしていただくということが本当に必要なと思つたので、警視庁もそういうふうな形でやつていただきたいと思つております。

ここに、これは国会の会議録ではなくて、ことしの三月十四日に行われました東京都議会の予算特別委員会の速記録というものを持つてまいりましたが、この中で、野田警視總監が、原宿については、「とりあえず原宿に、今は六百ということ考えておりますけれども、いずれ警察署の改築が進んでいく過程では、」云々という話が出てきておりまして、警視庁としてはやはり六百名規模というものを考えているように思われるわけでありまして、全体として留置場もある程度収容力を高めなければいけないということは理解をしながらも、ちよつと原宿のケースについてはどうかと思つております。

ただ、この点についてなんですが、法務当局にお尋ねしたいんですが、都議会で石原知事はこの問題についてこういうふうになつております。この委員の指摘に対して石原知事ということで、途中は省略しますが、「ただ、おつしやるとおり、これは本来、国が刑務所なり、拘留所というものを十分に設置していくべきものであります、国の行政がおくれている限り、その被害というものを都民が集約して受けるのは、私は許せない」と。いいんですか、こんなことを都知事に言わせておいて。このような指摘があるわけですから、ただ、私は、先ほど言いましたように、やはり行刑施設については、ちゃんとつくつていかなければいけない問題も起きてくるわけでありまして、この点についていかがお考えでしょうか。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

当局といたしましては、行刑施設の増設及び収容能力の増強に努めて被勾留者を警察留置場に収容する例を漸次少なくするという監獄法改正に

する法制審議会の答申の趣旨を尊重いたしましたし、従来から未決拘禁者の収容能力の増強に努めておりまして、東京拘置所についてもそういった意味で約三百名の収容体制が確保できるようにこれまで努力したところでございます。

今後とも、刑務所の収容能力の拡大とともに、拘置所の収容増強を図り、御指摘のような批判を受けられないようできる限りの努力をまいりたいと考えております。

○山花委員 従来より努力されているということはそれなりに理解をいたしますし、法務大臣も頑張るという御発言がありましたけれども、ただ、もう少しペースを上げていかないと、要するに都知事が言うには、国がやってくれないからその被害を都民が受けているんだというような表現なわけです。

ただ、蛇足ですが、この後の都知事の発言を見ますと、「皆さん、勘違いしていらつしやるのは、あそこは何も網走の、要するに、番外地が引越してくるわけじゃないんです。ぜひがんばりたきたい。」何か写真を示したようですが、「これ、マンハッタンのチャイナタウンの裏側です。マンハッタンのまさに目抜きのところ、こうやって、これは拘置所です。つまり、容疑者じゃない、告発された犯罪の容疑者が、」そうなんです。この横に裁判所がある。」とか言っているんですが、要するに、都会のと真ん中に拘置所があるじゃないかということを生懸命言っているんです。私、都知事は、今留置場をつくらうという話をすると、拘置所があるんだなといううことを一生懸命力説されていて、拘置所と留置場の違いをわかっていらつしやるのかなというぐらゐの感じを持っているんです。

ただ、これは石原都知事がどうのということではなくて、地方の自治体の首長から、一般化して言えば、国のそういった行政がおくれているではないか、そしてそれについて国の対応が悪いからという言い方をされているんです。私は、こんなことを言われているんですかということではない

したけれども、半分は当たっているところがあると思うんですよ。先ほども申し上げましたように、やはり刑務所なり拘置所ということをしつかり、設備の増強であるとかそういうことをどんどんやっていかないと、ちよつと言ひ方は私は問題があるような気がしますが、こういった指摘をされることが出てくるわけでありまして、こういったことについては、本当に今後ともしっかりと進めていかなければいけないと思います。

そこでですけれども、このように東京都からもそういった指摘があるわけですが、法務大臣、刑務所とか拘置所が過剰収容の状態にあつて、代用監獄が適法だということはおくわかつておられますが、本来拘置所に収容すべき人まで留置場に収容せざるを得ないような状態となつていられるわけでありまして、行刑施設の拡充であるとか、そうすると、先ほども少し申し上げましたが、箱だけつくればいいという話では当然ないわけですよ。そこには人が配置をされます。過日府中の刑務所に行ったときに、現場の方からやはり言われましたよ。よくわかつてほしいことがあるんだけれども、収容状態がこんなだ、いっぱいだと。いっぱいだということは、入れられている人の人権の問題ということはよく関心を持たれる方がいるけれども、我々のことも考えてほしいと。

つまり、収容の定員よりいっぱいであつたとしても、職員の数というのとはとも決められてこの数なんだ、そうすると、要するに一人当たりの見る人間がふえるわけですから、しかも、先ほどもお話をしましたように、一人部屋に二人入れなきゃいけないところで何か気を使つたりだとか、それはそれは大変なんだという話がございます。

私は、別に陳情を聞きに行ったわけではないんですけれども、恐らく現場の方は、そういう苦勞というのは本当に大変だと思いますよ。直接、監督とか所轄しているわけじゃないでしょうけれど

も、今、司法改革の議論をしているじゃないですか。そこで、検察官の増員だとか裁判官の増員だとか、そういうことが非常に議論されておりますけれども、弁護士がふえて、検察官がふえて、裁判官がふえて、非常に司法の流れがスムーズになつたとしても、結局、行き着く先のところでは、私、私の司法改革の議論の中で、行刑施設の拡充のことだとかあるいは職員の増員ということももつとも議論されてしかるべきだと思ひます。

直接そこに参加されて物を申すという立場ではもちろんないでしょうけれども、その辺は、法務省としてもそのことについてちゃんと問題意識を持って、それなりに意見が反映されるように御努力をいただきたいと思うわけでありまして、法務大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

（山本（有）委員長代理退席、委員長着席）
○森山国務大臣 今までのいろいろお話がございましたように、行刑施設におきましては、近年、収容人員が急激に増加しております。現在でも過剰収容の状態が続いております。ですから、受刑者にとつて大変ストレスが厳しくなつていふこともありますけれども、職員も非常に負担がふえて大変であるといふことは、私も、府中を初め幾つかの刑務所を訪ねまして、その実態を見たり話を聞いたりしております。まさに先生が今御指摘になつたような問題が非常に厳しいといふことをよく承知しております。

このような状況がこのまま推移いたしますと、三、四年後には行刑施設の収容人員が八万人を超える可能性があるといふことも言われております。行刑施設が法秩序の最後のとりでともいふべき場所であることにかんがみまして、行刑施設の拡充及びこれに伴う要員の確保に努めて、国の治安の維持に万全を期していきたいといふふうに思ひます。

○山花委員 刑務所に行きましたときに、お話を

聞いてああそういうことなのかなと思つたことがあるんですけれども、刑期を勤め終えて送り出すときには、お世話になりましたと頭を下げて出ていく。その人たちが本場にちゃんと社会復帰できるように今まで矯正の現場の方が努力されてきて、送り出すときは一つ感慨深いものがあるんだけれども、半分ぐらい帰つてきちゃんだという話なんです。ただ、半分帰つてきても、逆に言えば、送り出したうち半分ぐらいは真つ当な道を歩んでいくんだなといふことを思いながら送り出すんだという話を聞いたんです。

だから、結局、やはり矯正の理念としては、収容された人がしっかりと社会復帰ができて、先ほど「仮釈放」という小説を引用しながら更生保護施設の話もありましたけれども、そうやってまた同じところに帰つてこない、同じ道を歩まないといふふうになることが本場に理念としてどうとされるべきだと思ひますが、その現場の人が担当する人数が多過ぎて目が届かなくなつてつていふことになると、これは、治安の面からもうです。あの人たちの仕事の動機づけという点でも好ましくないと思ひますので、そのところは本場にしっかりと対応をしていただきたいと思ひます。

ところで、またこの国際受刑者移送法の方に戻つてまいりますが、先ほど、百三十一名の受刑者がいて、外国には三十二名という数字も挙げて御説明をいただきましたけれども、今回のこの法律というものは、欧州評議会のマルチの条約に基づくものですが、今後、アジア諸国との二国間、マルチのものではなくて個別の二国間条約のような形で受刑者移送という形も検討されていくべきではないか。

要するに、恐らく、今回こういうのは初めてだと思ひますが、今後これを契機にして少しずつ広げていこうという方向ではないかと思ひますけれども、この点、どのようにお考えでしょうか、法務当局の方にお尋ねいたします。

○鶴田政府参考人 お答えする前に、先ほど、東

京拘置所が完成した場合の収容定員について三百というふうにお答えいたしましたけれども、三千の間違いですので、訂正させていただきます。

それでは、受刑者移送に関係いたしましたお答えいたしますと、外国において受刑している者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進する、これが受刑者移送の刑事政策的な意義になるわけですが、けれども、こういうことにかんがみましますと、できる限り多くの国との間で受刑者移送を行うことが望ましいわけでございます。

我が国の刑務所に収容している外国人受刑者のうち多数を占めるのはアジア諸国の受刑者でありますので、こういった国との間で受刑者移送を行うことは意義があると考えております。

ただ、しかしながら、受刑者移送の本質が自由刑の執行に関する国際共助の一態様である、そういうことにかんがみましますと、受刑者移送を実施するためには、我が国と相手国との間の刑事司法制度にある程度の共通性が存在することが必要だと思ひます。この点について留意する必要があるかと思ひます。

法務当局としては、そういった事情も踏まえまして、欧州評議会の受刑者移送条約による受刑者移送の実績、成果等を見きわめながら、外務省とも連携をとりながら、アジア諸国の受刑者の扱いについて検討を進めてまいりたい、かように考えております。

○山花委員 少し技術的なことについてお尋ねをしたいと思ひます。

この受刑者移送法ということなんですが、法文は、もちろん手続的なことも書いてございますが、いわば実体的な要件についてが中心となっております。例えば送出移送をするときに、移送の端緒は一体どこなのかとか、あるいは告知はいつの段階で行うのだろうかとか、その手続についてちよつとわからないところがあるんですが、具体的にはどういった手続を経て送出移送がされるのか、あるいはどういった手続を経て受け入れの移送がされるのかということについて御説明をい

ただきたいと思ひます。

○鶴田政府参考人 まず、送出移送の一般的な手続について御説明したいと思ひます。

刑が確定した場合には、その段階で、条約の内容容についてこういうものだということを告知するというのが最初にあるわけですが、そういった告知を受けた後で、我が国の刑務所で服役している外国人受刑者から送出移送の申し出があった場合、まず、法務大臣が、送出移送ができる場合に該当するかどうか、かつ相当であるかどうかということを検討しまして、それが認められたときには、執行国に対して送出移送の要請をすることになります。

そして、二番目の段階として、執行国から、要請に応じますよ、そういった旨の通知があった場合には、送出移送の決定をいたします。これは法案の三十四条第一項に書かれておるところですが、それと同時に、送出受刑者が在監する監獄の長に対して引き渡しを命ずることになります。これは同条の第二項になります。

引き渡しの命令は引渡状を発して行いまして、法務大臣は、引渡状を発するとともに、外務大臣に對しまして受領許可状を送付いたしまして、受領許可状を受領した外務大臣はこれを執行国の方に送付いたします。

そして、引き渡しの交付を受けた監獄の長は、執行国の官憲から、先ほど申しました受領許可状というものを示されまして送出受刑者の引き渡しを求められると、これに応じて送出受刑者を引き渡すということになります。

送出受刑者の引き渡しを受けた後は、執行国の官憲は速やかに送出受刑者を執行国に護送することになるのは、これはもとよりのことでござい

ます。次に、受け入れの方の場合の一般手続ですが、条約内容の告知は、裁判国、外国の方で行われると思ひますが、そういった外国にある裁判国から受入移送の要請があるというのがまず始まりだろ

うと思ひます。そういった場合、法務大臣は、裁判国から送付された書類によりまして、法案の第五条に受け入れの要件が記載されておりますが、その要件に該当するか否かということを検討し、かつ、要請に応ずることが相当であるか否かということとを判断いたします。

次に、要件に該当し、また相当と認めた場合には、原則として裁判国に駐在する大使、公使、領事官等に委任いたしまして、その受刑者の同意を確認させます。

その次の段階が、その受刑者が移送に同意しまして、その旨の書面が到着いたしますと、法務大臣は、東京地方検察庁検事正に對しまして関係書類を送付いたしまして、受入移送ができるかどうかの審査請求を東京地方裁判所にするように命じます。

そこで移送ができるという決定があったときには、その後特に事情の変更がないかどうかを考慮した上で、その締約国に移送の要請に応じますよという回答をいたしますとともに、東京地方検察庁検事正に對しまして受入移送を命ずる、そういうふうな流れになると思ひます。

なお、受入移送を命じたときには、受入受刑者に對してもその旨を通知するという取り扱いにしております。

以上が大体一般的な流れでございます。

○山花委員 済みません、通告してないんですけど、移送の際に、出すときも入れるときもそうなんですが、移送の際に、飛行機代がかかりますよね。旅費はどこが負担するんですか。

○鶴田政府参考人 受入移送に関しましては、法案の第四十三条にその費用の關係の規定がございまして、裁判国から受入受刑者の引き渡しを受けた場合において、裁判国から日本に護送するため要した費用につきましては、日本国が支出した受入受刑者に係る交通費は受入受刑者の負担とする、ただし、法務大臣は、受入受刑者が貧困のためこれを完納することができないことが明らかであるときは、その全部または一部を免除することができ、そういったような形で行うことにして

おります。

出す方は、これは執行国の方の負担というのが原則になっているというふうに承知しております。

○山花委員 移送については、例えば、こういう制度があります、移送を希望しますかというときの、あなたの身柄を移送するとすると旅費も自分の負担ですよというの也要するに告知の身となつていてというふうな考えてよろしいわけですね。

○鶴田政府参考人 お尋ねの点は、条約内容をその外国人受刑者にどう告知するかということだろうと思ひますが、我が国で服役している外国人受刑者につきましては、その点について、第二十九条といたるところに規定されております。監獄の長は、そこに在監する締約国の国民に對しましての裁判が確定したときは、速やかに、その者に對しまして条約で定める事項のうち重要なものを告知しなければならぬということになっておりますので、条約内容を告知することになります。

その内容は、既に欧州評議会においてその様式というものは大体決まっております、ちよつと正確ではありませんけれども、ほとんど条約内容を網羅した形の一つの様式がございまして、それを

使ひまして、ある程度翻訳する場合もあるかと思ひますが、そんな形で、この制度の告知という

か、それをしていくこととしております。

○山花委員 今回の国際受刑者移送法案というのは、既に刑が確定して、これの執行、先ほど、自由刑の執行についての国際共助の観点からというお話がございましたけれども、国際共助というお話でございますと、今後、受刑者だけではなくて捜査共助などについても検討されていくべきではないかと思ひますが、今後、この捜査共助についての姿勢であるとか取り組みについて、どのようなスタンスで臨まれるのか、お答えいただければと思ひます。

○古田政府参考人 犯罪の国際化は大変顕著でございまして、そういう意味で、捜査段階あるいは

裁判の段階等での国際的な協力、これは非常に重要性が増しているのは御指摘のとおりでございます。

この問題につきましては、実は相当前からいろいろな形で対応を図っておりまして、日本の場合は、大変柔軟に外国からの要請に対応できるように引き渡し法、それから共助法、これを既に制定済みでございます、これをこれまで十分活用して、その国際的な協力の実現に努めてきたわけでございます。

ただ、その一方で、国際協力がさらに進展するに従って、場合によっては条約があつた方がよい、こういうようなケースももちろん出てまいりますので、そういうような点につきましては、これは外務当局ともよく御相談しながら、さらに充実を考えていきたいと思つていらっしゃるところでございます。

○山花委員 今のことと少し関連するんですが、ちよつと事実関係について確認をしたいことがございます。

一九九二年四月のことですが、東京都渋谷区のマンションでスタイリストが殺害されるという事件が起きております。警視庁が、国際刑事警察機構、いわゆるICPO、これを通じて指名手配をしたイラン人が容疑者としてスウェーデンで身柄を拘束されて、日本の捜査当局が身柄の引き渡しを求めただけけれども、だめだ、最終的にそういう結論になったという事件があつたと思ひますが、この点について、どういった事件だったのか、事実関係について教えてください。

○古田政府参考人 ただいまのお尋ねは、事件そのものの内容ということでございましょうか、それともスウェーデンとの引き渡しの関係……（山花委員「はい」と呼ぶ）

これにつきましては、警察当局において捜査をしていた事件でございまして、スウェーデンに対して犯人の身柄の引き渡しを請求したものでございまして、スウェーデンの場合には、法律上、死刑の言い渡しをしない、あるいはその執行をしないという保証がない場合には引き渡しができないということ、引き渡し自体は実現しなかったわけですが、スウェーデンにおきまして、当該外国人について訴追をし、刑に処せられていくと承知しております。

○山花委員 この問題で、被害者の遺族の方も大変憤つていらっしゃるんですが、今も御説明がありましたけれども、私が承知しているところによれば、スウェーデンに対して身柄をよこせということを言ったんだけれども、スウェーデンは、日本に送ると死刑になるかもしれないからというので、だめだということになったんですね。

日本の恐らく法務省が多少関与していたんだと思ひますよ。日本政府も、いや、日本の殺人罪で訴追されたからといって直ちに死刑になるんじゃない、めつたなことじゃないから、この人も多分ならないんじゃないかみたいなことを言つて説得しようと思つたんだけれども、スウェーデンの当局は、いや、これは絶対に死刑にならないというのを確約しないと引き渡しはできないということを言つて、これは日本だけじゃないと思ひますが、裁判所が判断するわけですから、政府が、いや絶対そんなことありませんとは言えないわけ、結局引き渡しができないということになったわけですね。

法務大臣にこの話をすると、またこの話かと思ひわれるかもしれませんが、ただ、今回のこの国際受刑者移送法案というのは、もともと欧州評議会の条約に基づいているもので、このスウェーデンも欧州評議会加盟国ですから、実際にこういった問題も起こり得るわけです。

これは少しお話をしたいんですが、以前当委員会で法務大臣に対して、昨年、ストラスブルで〇〇三年一月までに死刑制度について廃止しないしは停止、モラトリアムなどのそういった成果がない限りはオプザバー資格については検討せざるを得ないという決議までされているわけでありま

す。

このところ、ロシアとクロアチアは、クロアチアについては廃止をしました。ロシアについては、今モラトリアムをやっております。ロシアについては、死刑についてモラトリアムをやっている結果、国民からも、もう一回復活させた方がいんじゃないかというような声もあるんですが、ブリンチ大統領はテレビで、いや、そういう声があるのは承知しているけれども法制度としてはこちらの方が正しいんだという演説を一席ぶつたようです。

つまり、欧州評議会に加盟するためにかなりハードルが高くなつていて、それを本心に条件として、そうしないと入れないよという姿勢を強くやっていると、現在、恐らく日本が加盟したときにはそこまでハードルは高くなつたんだと思ひます。もちろんこれだけが条件となつて欧州評議会に加盟するかしないかという話ではなくて、幾つかある中の一つの問題としてこういうことがあるということ、加入をしようというけれども、このところ、そういうハードルがだんだん高くなつてくる上での昨年の決議だということとは、考えなければいけないことではないかと思ひます。

ではどうするんですかと聞いても、恐らく日本の政府としての従来のお答えということになるんですが、ただ、法務大臣は、日本の法務省のトップであるという立場もございまして、それとは別に、日本政府の内閣の、キャビネットの一員としての立場もあるわけです。また、こういったことがあつて、外務省だつてそれなりに、欧州評議会の問題ということになると、別に死刑だけのことでなくて、外交的なところでも一つの障害になつてしまふわけですから、このことについて、法務大臣としてというよりもキャビネットの一員として考えなければいけないと私は思ひます。すけれども、この点についての御所見をいただきたいと思ひます。

存在の重要性ということはおよく承知しておりますし、日本がそのオプザバーの資格を持つていて、ということも大変大事なことは思ひます。しかし、死刑の存廃の問題は、今まで申し上げておりますように、非常に国際社会の関心を集めていて、各国において、それぞれの国の国民意識とか犯罪情勢とか刑事政策のあり方などを踏まえて慎重に検討して、独自に決定すべきものだという考えは変わりません。欧州の各国と情報を交換し、意見を交換し、仲よくやうていくということとはとても大事ではあります、それとこれは別の話だということに思ひます。

再々申し上げておきますように、我が国では、国民世論の動向や凶悪犯罪の頻発というようなことがございまして、著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に死刑を科するということがやむを得ないというのが死刑制度に関する国民の一般的な考えとして広く存在していることとございまして、そのようなことを考えますと、死刑の執行を停止するとか死刑の制度を廃止するということは適当ではないというふうに思ひます。

○山花委員 この点については何度かやりとりをさせていただいておつて、大体言われることはそういうことかなとは思つておりましたが、ただ、国民世論についても、私は世論の設問の立て方も少し問題があると思つておるんです。といひますのも、要するに、設問の立て方が、どんな場合であつても死刑は廃止すべきかというのが一つあつて、場合によつてはやむを得ないというのが二つ目にあつて、確かに究極の選択としてはそうなり得ますが、設問の立て方を、例えば、冤罪のおそれがあるけれどもそれでも死刑は必要ですかという立て方をしたら、全然答えというかパーセンテージは変わつてくると思ひますし、そのところは少し私は異論があります。

また、凶悪な犯罪という話がありましたが、実証的な研究によつて、死刑制度を存置することによつて、残虐性助長効果と申しまして、これは心

理学の方の話ですが、あることによって残虐な犯罪を誘発するというようなケースもあるわけですね。アメリカでは、自分が死刑になってみたくて人を殺したというケースも報告されておりますし、今後当委員会でも議論になると思いますが、もし池田小学校のあの事件の犯人が言っていることが本当だとすれば、あの幼い命は死刑制度があることによって奪われた、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうふうにも考えられるわけでありまして、その点については私はそういう意見を持つておるということを申し上げたいと思います。

また、冒頭、司法人権セミナーでございました。ただいたことにお礼は申し上げましたが、ちょっとその中身について気になったところがあるので最後にこれも申し上げたいと思いますが、日本には昔から、死んでおわびをするという言い方がございますというお話がございました。死んでおわびをするということは、確かに日本には切腹という文化があったかもしれませんが、考えてみれば、切腹というのは、国家権力が無理やり命を絶つという死刑ではなくて、自分で自分の命を絶たせようとするということですから、どういう比喩的なかなと思つたということが一つ。

あと、日本古来の文化ということでは、「日本刑事法史」という、これはコピーですが、石井良助先生の御著書で、これはこの問題に、この問題というのは死刑関係の問題に関心のある方の間では有名な話ですが、日本古来の文化ということでは、日本というのははかの国と違って、恐らく人類史の中で最も死刑をやらなかつた国だということが言えるかと思ひます。

日本では、平安時代から実に三百四十六年間、死刑の執行が停止されていたという時代があるわけでありまして。歴史の教科書を見ますと、五刑といつて、笞、杖、徒、流、死といつて、死罪というのがあつたわけですが、実際は、刑はあつたけれどもそれは執行しない。保元、平治の乱のときに、最後は親子供、末代までも、そういう形に

なつて崩れるまでは、平安時代から三百四十六年間、日本という国はやってこないという文化と伝統を持った国だつたということをお願い申し上げます。

○園田委員長 西村眞悟君。

○西村委員 自由党の西村です。

これから法案について少々他の問題について、三十分おつき合ひいただきますようにお願い申し上げます。

まず、当局から受入移送、送出国の見込み人数をお聞きしようかなと思つておつたんですが、人数が法案の参考資料の中に出ております。出ておりますから、この中で、この条約及びこの法案の恩恵を受けない十四歳以下の少年が外国でどれほど拘留、拘禁されておるかということがわかりましたら、それだけで結構でございますから、冒頭、そのことについて伺ひたいと思います。

○鶴田政府参考人 私の承知している限りでは、そういう者はいなかつたというふうに承知しております。

○西村委員 我が国においては、十四歳以下の少年が外国で拘留されておる場合にも、この法の趣旨を生かして日本の本国の方に戻すことができない。なぜなら、十四歳以下は我が国の法令では罪にならない、触法になつても罪にならないからというところがございます。そういう日本国民がいな

いという現状はある意味でははつとするとするんですが、もしおつた場合には、凶悪な、世界をまたにかけた悪人がこの法案の恩恵にあずかりながら、たまたま外国で日本と同じような行動をして、そして日本とは違う刑罰制度のもとで刑に服さざるを得ないという十二歳、十三歳を救えないという事態、これがあつたということ、我々法務委員会としては認識しておかねばならない、このように思ひました。

それで、この法案の受刑者の服役というのは国家の刑罰権の執行に基づくものと私は思ひます。この刑罰権の執行に基づく服役をしている受刑者の移送とは、刑罰権の観点から見れば、この

法律は共助という言葉を使つておりますが、本質は刑罰権の受け入れ国への移譲、また我が国が受入移送をする場合は譲り受け、こういうことになつてはならない。概念的なことにについてお聞きしますが、いかがでございますか。

○横内副大臣 委員も御指摘のように、刑罰権は、一國の主権の属性としてその国により実現されるというのが原則であります。

この法案の受刑者の移送というのは、刑罰権を移譲することではなくて、受刑者の改善更生、社会復帰を促進するために、刑罰権の執行を国際的な協力のもとに行うということでございます。

具体的に申しますと、受入移送については、外国で自由刑の確定裁判があつた者について、それを我が国が執行するというのではなくて、その執行の共助を行う、外国のその執行を協力支援するということでもあります。また、送出国に譲り渡すということではなくて、我が国が懲役、禁錮の確定裁判の執行を行うのを、外国に共助を受けることをお願いするといふまじょうか、囑託するといふものだとこのように理解をしております。

このように、国際受刑者移送は、刑事に関する国際共助の一環として、双方の国の主権と受刑者の改善更生、社会復帰を促進するといふ刑罰の目的の実現との調和を図るといふものであります。

○西村委員 移譲ではなくて、囑託なんです。共助という場合は、日韓のワールドカップの共同開催とか、遭難者の救難を共同してやるとか、双方いづれが行つてもよい場合を共同してやるという場合、または、双方が同等の権利を持つており、それを実現するために双方が協力するかどうか、それか、協力する場合を共助と言ふということですね。

ただ、裁判における刑の執行というのは、裁判国と執行国が同一であることが原則であつて、それをともに助け合うという概念は急にはない。移譲して、かの国も同様に刑の執行ができる用意が

あつて、したがつて双方が一つの刑の執行ができるようになるから共同してやりますよとかということなんです。直ちに囑託といふのはできないと私は思ふんです。まあ、これはともかく、私がこれを聞いたのは、刑罰権というのは、国家といふものと不可分に結びついておる。したがつて、この条約では、「刑を言い渡された者について、は、次の条件が満たされる場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。」と当該者が執行国の国民であること。これがあつて、なぜ我が国のこの法律は外国人も我々は受け入れるのか。平和条約における国籍失効者の中での特別永住資格を持った者、しかし、外国人であることは確かだ。彼は日本人ではない。日本人は嫌だと言つて人間をなぜこの条約に反してまで受け入れるのかということについてはどうですか、大臣。大臣か、副大臣、どうですか。移譲じゃない、助け合ひだと言つてゐるんだから。

○鶴田政府参考人 受け入れの要件に関する法律の考え方ですので、私の方から先に御説明させていただきます。今回の法案の国際受刑者移送制度の目的は、第一条に掲げられておりますように、外国で自由刑の刑を受けた者につきまして、外国で服役する場合には言葉の問題とかいろいろありますので、それを……

○西村委員 ちょっと待つて。

我が国において、条約と国内法の効力は条約が優先する。この条約には、我が国が受け入れられる、受入移送をなす者は我が国の国民であるに限られておる。しかしながら、我が国は、日韓併合時代でもなく、韓国、北朝鮮は我が国とは全く別個の国であり、台湾も別個の国であるにもかかわらず、あたかも他国人を我が国民と同じように扱つておる。これは、日韓併合及び台湾は我が領土という昔の意識そのままに我が国がこの法律をつくつても、この法律は条約に反するからこの法律は無効である、こういうことになりませんか。だから、私は、無効な法律を議論するつもりはないので、なぜこうなのか、クリアできる理屈は

どこなんだということを今お聞きしておるわけですが、前置きが長いので私は割って入りました。なぜこれが有効な法律になるのかということです。

○鶴田政府参考人 受人移送の対象に特別永住者を含めておるわけですが、今回の欧州評議会の受刑者移送条約では、移送の対象となる者を執行国の国民と規定しておりますが、いずれの国も、欧州評議会事務局長あてに宣言すれば、条約中の国民の範囲を定義することができるといふうになっておりまして、我が国は、この宣言を行って、日本国籍を有する者のほか、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法に定めます特別永住者も我が国の条約上の国民というふうに定義いたしました。

特別永住者は、その歴史的な経緯から、我が国に生活の本拠を有している者でございまして、我が国における生活の安定に資するという趣旨で上陸審査の特例が認められ、特別永住者が外国で刑に処せられたとしても、我が国に上陸するときには旅券が有効であることをもって上陸を許可されている。そういった特別永住者の地位、身分に照らし、受刑者移送の目的である改善更生及び社会復帰の促進という観点からは、日本国民と同様の取り扱いをするのが相当ということで、今回の法律では、特別永住者について受人移送の対象としたものでございます。

○西村委員 長々お聞きしましたが、要するに、我が国は、外国人も含めて我が国の国民と思つておるという法律をつくっておるということであり、これがええのか悪いのかは我々立法府の議員諸兄姉が決めることでありますが、そういうことであります。

次に、我が国においては、出入国管理の方にまた話題を移すわけですが、私がかねてから、特別永住者であれ何であれ、日本人が北朝鮮から帰れないのに、なぜ、毎年一万人以上が向こうに行き、また向こうから帰ってくるのか。そして、あ

の意味では日本の豊かさを享受しながら行き来を自由にしておる。我が国国民は、配偶者も含めて、拉致された日本人はもちろん一切帰つてこない。こういうことを放置しておる。

さて、フリーガンに対する入国禁止は、いかなる根拠においてなされておるんですか。

○森山国務大臣 フリーガンに対する入国の拒否は、昨年十一月の入管法の一部を改正する法律におきまして整備いたしました入管法第五条第一項第五号の二の規定に基づいて行うものでござい

す。この規定は、ワールドカップサッカー大会など、国際的な競技会等の平穏な実施を確保するため、当該競技会等の円滑な実施を妨げる目的をもつて暴行等の行為を行うおそれがある外国人の上陸を拒否するというを目的にしたものでござい

ます。○西村委員 出入国の許可は国の裁量行為であるという答弁はいたしております。高度の国策に基づいて、一定の基準で、許可するか許可しないかは国が決めるんだと私は思います。

このフリーガンに対する一律の入国拒否は先ほどの立法措置をとらなければ不可能であつたのですか、どうですかということ、私、聞かざるを得ないので、裁量行為である許可の本質に照らして、本件フリーガン入国拒否も立法行為なくしては不可能であつたという御見解ですか。

○中尾政府参考人 お答え申し上げます。

これはフリーガンそのものを一律にという趣旨じゃなくて、フリーガン行為というか、そういう行為を行うおそれというものを限定いたしました。その限定した範囲内で一律に上陸を拒否する。この上陸の拒否の問題は、暴行行為ということで法定されておりますので、一定の要件がある場合には許可をしなすやならない。上陸の拒否も、一定の要件のそろつたものについては上陸を拒否しなすやならない、こういうことになっておりますので、その限りにおいては、こういう形の立法をしない限りはそういう状態のものは規制でき

ない、こういうことになろうかと思ひます。

○西村委員 我々立法、行政の意識から全く欠落しているのは、ある意味では、英米法的事後司法審査ということでありまして、行政も立法も、特に行政、例えば、大臣が決断して、これは許可なんだから、許可するか許可しないかは当局が決める。その決める考慮の中に、拉致された日本人、また多くの日本人配偶者が一切帰られずに、

どういった待遇をされているかわからない、瀋陽で領事館に逃げ込んだ五名などはまだ天国であつて、日本人こそ拘禁状態の最たるものである、こういう前提があるのに北朝鮮人だけが自由に行き来することは我が国民感情として許されないんだ、一律禁止だとなつたら、ややこしいですけれども、事後司法闘争になりますよ。それで判断をする。それが立法、行政のダイナミックな一つの姿だと私は思ひますが、そのように申し上げておきます。

原田検事総長が懲戒処分を受けた旨の報道がなされました。監督責任というものでございまして、非常に重いものでございまして、こういう事態になつておりますので、私は、自分の友人に降りかかった一つの、刑事司法は大丈夫なのか、監督しなければならぬのではないのか、ここにその一つの具体的なケースがあるということをお知らせして、お考えをお述べいただきたいと思ひます。

当初、三井検事が逮捕されたときに、ネガティブな情報ばかりが説明としてありました。したがって、私は、大阪高検のナンバースリーがそこまでつまらぬ人物であり、彼が言おうとしておつた内容がとるに足らない、それを取り上げればマスコミも議員も恥をかくだというふうなマイナス評価があつた以上、そのような人物をなぜ大阪高検のナンバースリーで二年間も仕事をさせておつたのか、この責任は必ず問わねばならない、このように思つておりました。

さて、司法の適正、妥当性の確保は、ある意味では、刑事司法の発達の見てもわかるように、我々の社会がある限り永遠の課題でありま

す。したがって、現在、この手続が刑事訴訟法に乗つて、令状主義に乗つておるから、それですべては大丈夫なんでしょうという形式論的立論は、墮落をさせるものでございまして。明らかに、今回の検事総長の処分ということがそれを示しているわけでございます。

検察に与えられた起訴便宜主義、また起訴独占主義は、極めて大きな裁量と大きな権限を検察に与えておるものですから、このものが乱用されてないか常に我々は監視しなければなりません。一つの政治勢力と結託して、微罪を積み重ねて、その政治勢力の反対意見を持つ者を拘禁する、また、自分の個人的な観念に固執する余り、微罪を重罪扱いして省みない、このようなことはなされてないのかということ、私の友人二人が関与した一つのケースを取り上げます。

私は、具体的な進行している事件でございまして、この場で取り上げるのはなにかと思つておりましたけれども、三井検事の逮捕等々の経緯を見て、これは取り上げて本場にこの際考えるべきことだと思つたわけでございます。

さて、事件は、昨年七月七日、神奈川県民センターにおいて、神奈川県中友好婦人連絡会の集会で起きました。これは、女性国際戦犯法廷というものが一昨年の十二月にございまして、いわゆる従軍慰安婦を世界に向かって宣伝して日本政府に補償を求める、そして昭和天皇を有罪であると

する法廷でございました。この法廷のビデオを上映しながら第三部でフリートリーキングをするという会が、昨年七月七日、開かれたのであります。フリートリーキングでありますから、私の友人二人を含む四名は、それに参加し、機会あれば反論をしたいという思いで参加しております。この思ひは四人共通しております。ビデオが上映されたときに、我慢のならない証言、我慢のならない発言があつたので、この二人はやじを飛ばした。ビデオの最後の場面は、「天皇ヒロヒト有罪!」というふうに出されましたが、主催者側男性が立ち上がつて、ビデオ中に少々やじをした自分た

ちの方を向いて勝ち誇ったように拍手をした。そしてまた、続いて別の女性が立ち上がって、自分たちの方を見て勝ち誇ったように拍手をした。私は、私はというの川久保という私の友人、被告人ですが、思わず飲みかけのお茶の缶を投げつけてしまったということがあります。

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であるというの憲法第一条に書かれており、この天皇が侮辱された場合に怒るのは日本国民として正常な反応であり、フランスのシラク大統領は、フランスの国歌の最中にブーイングが起きた一事をもって激怒してサッカーの試合を中断させたほどでございますから、普通の国民として当たり前の反応だ。国の象徴、国民の象徴が侮辱されたら怒る。特に外国人と日本人共催によるこの集会においては怒らねばならなかったということ、私は正常な反応だと思います。

さて、その後、謝って、三千元をお渡しして済みませんと言いました。その女性は、いいですよと言ってお金を受け取りませんでした。私たちはそれで済んだものと思っておりました。主催者側から外に出るよう言われたので、外に出ました。そうすると、警察官が待っておって、その場で私たちは住所、氏名、すべてを警察官に告げました。これが七月七日の話であります。

終わったと思っておった四カ月後の十一月十四日、忘れたころになって警察官が自宅に訪れ、私たちは逮捕されました。十一月十四日逮捕されて、十一月二十五日拘留所に移され、第一回公判は二月十三日、保釈は三月二十九日。実に数カ月にわたって拘禁されているわけでございます。

罪名は、四名共謀して威力業務妨害、川久保という缶を投げた男だけが傷害というのがつけてあった。警察からも、これは微罪だから略式で、罰金だ。弁護士も警察からそう言われたんです。が、ふたをあけてみると、七月七日の事件が、十一月十四日の逮捕、四カ月後の逮捕になって、そして十一月十四日から三月二十九日まで出られなかった。保釈もままならなかった。フリートリーキ

ングの会において反対論を展開するというのは国民の当然の権利であり、これだけをもって業務妨害とできないと私は思うんですが、まさにそれをやっておる。そして、こんなのは、缶を投げた人間がおったとしても数日の勾留で、やはり略式だと私は思うんですが、数カ月の勾留だ。

この間、川久保さんは、東大を出てコンピュータ会社に入社しておられたけれども、平成八年から学習塾をやっている方なんです。この当時私は知り合ったんですが、学習塾の生徒が半減して生活の危機に直面した。

栗原さん、この方も私と親しい人ですが、建築会社に管理職として勤めておられますが、家庭の事情が、この方は知恵おくれの妹さんの世話をしておって、五十歳ぐらいの妹さんですが、二歳ぐらいの知能しかないわけです。兄さん兄さんと言つて、四六時中この兄さんが横にいないければ精神的な均衡が保てないという人なんです。こういう家庭の事情があるにもかかわらず、我々議員でも議員を辞職したら社会的制裁を受けたとかいろいろなことでも情状を申しさるるにもかかわらず、この家庭を持ち生活をしている人間にとつて極めて残酷な五カ月を拘禁されておるわけでございます。

今二人の例ですが、あと二人はどうなったかという。あと二人は、驚くべきことに、初公判は五月二十日でございます。十一月十四日に逮捕されたこの事件の初公判が五月二十日だ。どういう別件があったのか。

この時期、思い起こしてください。扶桑社の教科書採択で大騒動しておりました。東京のある区役所は、人間の鎖と称するデモで取り囲まれて、教科書採択を審議する場に非常な物理的圧力がかけられておった。新しい教科書をつくる会の事務所は過激派に放火されておった。各地における教科書採択に携わる教育委員のもとには、かみそりを送られ、脅迫の電話がかかっておった。

このような騒然たるものであり、日本の教科書が、正しい、日本人のものにならねばならないと

思っている私の友人を初め本件の被告人たちは、例えば他の二人は、岡山県華僑総会が脅迫、嫌がらせを行ったことに對し、西村修平、これも被告人の一人ですが、電話、ファクスで抗議した。もう一件は、この新しい教科書の採択に肯定的な教育委員を解任しようとする国立市の原市長に對し同調する動きをとった自民党市議に對して、加藤哲史、福島達樹が自宅を訪問、電話、ファクスで同調してくれるなと思いとどまるように説得した。こういうふうなことで、別件でこれも逮捕されておるわけですね。

新しい教科書をつくる事務所が放火され、かみそりを送り、人間の鎖で自由に議論されるべきものに圧力を加え、これらの者はすべて何ら捜査の対象にもならないのに、国民の象徴が侮辱されて怒る真つ当な常識的な日本人は、このような五カ月、六カ月における拘禁の末の裁判にまだ縛られておる。

これは、我が国は法治国家なのか、それとも、検察官、裁判官は、大学紛争及びその後の左翼的風潮の中の学園で学んで司法試験に通つて、後は検察、裁判の世界に封印されて、優越感を持って、人権の観念もなく、左翼的な観念で、ただ左翼の運動の助けになるように刑事司法を操っておるのか。それが起訴便宜主義、起訴独占主義の陰に隠れた彼らの一つの傾向ではないか。三井の問題があれば、この問題もあるのではないか。こういうふうには私は思つて、この場で御紹介させていただきます。

法務大臣、いかが御感想を持たれますか。安心して切つておたら我々も刑事司法も人治に墮落する、このような思いがいたしておりますので、御紹介申し上げます。いかがですか。

○森山國務大臣 お尋ねの事件につきましては、横浜地裁におきまして、被告人五名を威力業務妨害罪等によつて公判請求いたしまして、うち二名については、ことしの四月九日、横浜地裁におきまして、威力業務妨害罪等により有罪判決が言い渡され、被告人らが控訴しております。

他の共犯者三名については、同地裁において審理中でございます。いずれも裁判係属中でございますので、コメントは差し控えたいと思ひます。

○西村委員 もちろんそう言われると思ひました。そのとおりでいいので、私も今までそれは言わなかった。しかし、私がある意味では尊敬する正木ひろしという弁護士、この方は、首なし事件とか、いろいろな戦前の官憲による人権侵害を手がけた方で、思想的には、この方は左翼で、私ははるかに右ですから、違ふんですけれども、弁護士としては尊敬しています。この方は「裁判と悪魔」という本を書いておる。裁判をするのも人の子、人ですから、その人の心の中に宿る悪魔が異常な苦しみを受けける被告に与える場合がある、こういうことを書いておるわけでございます。

刑事局長におかれては、私が今申し上げた横浜地裁平成十三年（わ）第二千九百六十一号、威力業務妨害、傷害被告事件については、このたび、この検事総長の処分があつたことを踏まえて、重大な関心を持って、捜査に偏向なかりしかどうか、監督していただきたい、このように思ひます。

時間が来ましたので、あと一問残しておりますが、通告のみで、これで終えます。ありがとうございました。

○園田委員長 中林よし子君。

○中林委員 まず、法案に沿つて二、三質問をさせていただきます。法案に沿つて二、三質問をさせていただきます。

この法案は、欧州評議会の刑を言い渡された者の移送に関する条約をアジアで初めて推進して、受刑者本人の意思に基づいて本国での受刑を可能とすることによって、受けている刑を改善したり、あるいは受刑者の改善更生、社会復帰の関連に寄与するものであるというこの認識、これは、我が国の矯正の基本的理念や今後進むべき方向、それに合致しているというふうに私も思ひます。

そこで、まず、ちよつと数字的なことをお聞きするわけです。

来日外国人受刑者の人数、この推移はどのようになっているのか、また、本国はどが多いのか、それについて簡単に回答をいただきたいと思ひます。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

外国人受刑者のうち、いわゆる来日外国人受刑者の数字で申し上げますと、平成八年末に九百八十五人であったのが、十三年末には二千四百六十人となりまして、この五年間で約二・五倍になっております。

国籍の関係で申し上げますと、やはり一番多いのは中国でございます、その次がイラン、ブラジルといった順になっております。

○中林委員 今お答えいただいたように、来日受刑者は大変急増しているということなわけですが、二千四百六十人いるというお答えをいただいたわけですから、この法律が成立した後に適用できる条約締結国、この国籍を持った受刑者は、これは資料をいただいておりますので、百三十二名しかない、こういうことになっているわけですから、これが成立した後も、この趣旨だとか理念、それを本当に実効性のあるものにするのが、すぐは難しいのではないかと一ふに思っております。

この法案が成立、施行された後、実効性を担保するために、日本は今後どのような働きかけをされていくのか、これは大臣のお答えをいただきたいと思ひます。

○森山国務大臣 外国で受刑している者の改善更生及び円滑な社会復帰を促進するという受刑者移送の刑事政策的な意義にかんがみますと、できる限り多くの国との間で受刑者移送を行うことが望ましいと思ひます。

我が国の刑務所に収容する外国人受刑者のうち多数を占めているアジア諸国との間で受刑者移送を行うことも意義があるというふうに考えます。しかしながら、受刑者移送の本質が自由刑の執行

行に関する国際共助の一態様であることにかんがみますと、受刑者移送を実施するためには、我が国と相手国との間の刑事司法制度にある程度の共通性が存在するということが必要でございまして、この点について留意しなければならぬと思ひます。

法務省といたしましては、これらの事情も踏まえまして、欧州評議会の受刑者移送条約による受刑者移送の実績、成果などを見きわめながら、外務省とも連絡をとりまして、アジア諸国の受刑者の扱いについて具体的な検討を進めていきたいというふうに思っております。

○中林委員 それで、実際に外国人受刑者を本国に移送する際に、被害者の感情の問題、これは考慮されなければならないというふうに思うのですが、被害者の中には、なかなか納得しがたいというような状況も生まれると思うのですけれども、その被害者の感情についてどのような対策をお持ちでしょうか。

○森山国務大臣 確かに被害者の中には、そのような心配といひますか懸念をお持ちの方もあつたし、処遇の状況について関心を持つという方がいらつしやいます、一方、事件につきましてもう触れてはほしくないという気持ちをお持ちの方もいらつしやるのではないと思ひます。

そのような被害者の気持ちにも配慮しながら、被害者において通知を希望しているような事情がある場合には、その必要性、通知する時期、内容などを含め、どのような対応をするべきか、今後十分に検討してまいりたいと思っております。

○中林委員 大臣が今後検討するとおっしゃった被害者等通知制度、これは、二〇〇一年三月から国内の受刑者についてはもう既にやられていて、それは被害者の方が選ぶ、自分が希望すればということになっているわけですから、この外国人受刑者の問題についても、いろいろな状況はあるとは思ひますけれども、やはり被害者の感情というものを考慮していただいて、ぜひ前向きな検討をいただきたいということを強く要望しておき

たいと思ひます。

私は、今回、この受刑者移送にかかわる法案を考へてきたときに、どうしてもやはり法務大臣に考へていただかなければならない問題があるというふうに思つております。

それは、先般、ハンセン病患者、元患者の皆さんの追悼集会がございました。それで、この追悼式に、坂口厚生労働大臣それから森山法務大臣、献花をされて本当によかつたというふうに私も参加して思ひました。そこに参加されたハンセンの患者の皆さん、元患者の皆さんが、やつと第一歩が踏み出せた、大臣たちと席を同じくすることができるといふ思い、本当に感慨深いものがあるというふうに思ひました。

控訴を国が断念したのがちよつと一年前でした。すね。同じく一年前、六月一日、韓国の被爆者の郭さんの大阪地裁の判決が出ました。多くの皆さんが、やはりハンセンと同じように控訴を断念してほしい、こういう人道的な立場から要請をいたしましたけれども、残念ながら控訴をされてしまいました。私はつくづく、この違いは一体どこにあるのだろうかといふことを思わざるを得なかつたわけですが。

外国人の受刑者の更生だとかそういう方向を今回は考へる、そういう法案なんですけれども、それとは全く違う。何も悪いことをしていない、日本で被爆した、そういう外国にいる被爆者に対する手当てといふものが余りにも惨めな状況になつていふに思ひます。

広島、長崎で原爆を受けたうち今国が把握しているのは、韓国の二千二百人近い人たちを初めてとして、約五千人だと言われております。これは三十三カ国にも上つていふわけです。

私は、昨年、在外被爆者に援護法適用を目指す議員懇談会のメンバーの一人として韓国を訪問して、韓国の被爆者の多くの方々にじかに御要望を伺つてまいりました。その中で、多くの声を聞いたわけですが。涙なしにはとても聞けないような悲惨な状況でした。八月六日まで、内戦一体、お

まへは日本人だ、お国のために働け、命をささげろ、こつ言われて働いてた。しかし、被爆した途端に、朝鮮人に治療する薬はない、本国に帰れ、このように言われてしまったというわけですね。被爆者といふのは、日本にいれば被爆者だけれども、外国に出れば被爆者でなくなるのか、そういうことはあり得ないという声がありました。今、皆さん高齢になられて、もう余命幾ばくもない、せめて日本の被爆者と同じ扱いをしてほしい、こつ切実な声を上げていらつしやる。このことに對して、大臣、ぜひ人道上的手だてをする必要があるのではないかと一ふに思つておるわけですが。

○森山国務大臣 被爆された方には大変お気の毒だと存じますけれども、在外被爆者の方に対して被爆者援護法の適用があるかどうかという問題につきましては、現在争訟中でございまして、裁判所の判断を仰がなければならぬと思ひます。

○中林委員 お気の毒ではとても済まないような状況があります。係争中のものいろいろあるわけですから、少なくとも、勝利判決といふか、被爆者にとつての勝利判決といふのが幾つも出ております。

では、具体的にお伺ひしますけれども、昨年六月一日の、ソウルの郭貴勲さんの大阪地裁判決、それから十二月二十六日、釜山の李康寧さんの長崎地裁の判決、これはどんな判決だったか、簡単にお答えください。

○都築政府参考人 お尋ねの二つの地裁判決の趣旨はほぼ同一のものと理解しております。複数の訴訟上の請求がございまして、簡潔に申し上げます。

まず、事案の概要でございますが……(中林委員「概要はいいです」と呼ぶ)はい。裁判所の判決は、被爆者援護法が社会保障法と国家補償法の性格を有する特殊な立法であるということを中心とする理由をいたしまして、在外被爆者にも被爆者援護法の適用があると解した上で、未払い健康管理手当の請求を認容したものと承知しております。

○中林委員 大阪地裁も長崎地裁も、今述べられたような趣旨で判決が下りました。二つの地裁で判決されている。あるいは、さかのぼれば一九七八年、もう最高裁判決も下っているわけですね。そういうものを国が控訴するということが自体、本心に許されないことだというふうに私は思います。

さらに、これは韓国の方だけではありません。ことし三月一日、ブラジル原爆被爆者協会会長の森田隆さん、この方も、国と広島県を相手に提訴されました。被爆者健康管理手当の受給資格の確認と、不支給の百三十七万円の支払いを求める、こういう内容です。

森田さんはこうおっしゃっているんですね。母国を訴えるということは仕方がなかった、もう我慢の限界だ、同じ苦しみを持つ海外の被爆者のためにも、一日も早く裁判で決着をつけたいと。

森田さんは現在七十七歳です。広島で被爆をされて、被爆後、被爆者ということで差別も受けて、なかなか生活が大変だった。そういうときに、行け行け海外へというスローガンのもと、国策でブラジル移民をしたという状況です。ブラジルへ永住権は持つていらつしやるわけですから、日本国籍の方です。日本で固定資産税も支払っている、選挙権もある。こういう方にも適用されないということですよ。そして、ブラジルから日本に来るのは二十四時間かかる、もう自分の体力の限界で、これが最後、命がけのことだというふうにおっしゃっているんですね。でも、こういう韓国とはまた違う立場の人にも援護法の適用がないということについての大臣のお考え、いかがでしょうか。

○森田国務大臣 御指摘の森田さんという方につきましては、現在、訴訟が係属している状況でございます。ここで詳しく申し上げることは差し控えたいと存じます。

○中林委員 私は、いつもこの委員会では、係争中のものはなかなか答えられないと言われるんだけれども、やはりそこを乗り越えた、人間森田大

臣の言葉を聞きたいというふうに思っております。だから、また最後にお伺いしますので、そこはぜひ率直なお考えを聞かせていただきたいというふうに思っております。

大阪地裁でも、長崎地裁判決でも、政府の言い分、控訴した理由、いろいろあるんですねけれども、しかし、その言い分は全部論破されております。実は、厚生労働省は、控訴したこと引きかえのように、在外被爆者に関する検討会、これを昨年設置して、十二月十日に報告が出されました。この検討会の報告、そこでは、委員によって示された「共通の認識」という項目がございます。この共通の認識とは、「人道上の見地からは、その現在の居住地によつて援護の程度に差をみることは不合理である」というのが、各委員共通の考えである。というふうに言っているわけですね。もうどこに住もうが援護法の適用はしなければならぬというのが、わざわざ厚生労働省が検討会を開いて、最後の報告になっております。

だから、私は、当然これに沿った形の具体的な施策が出てくるのかということを期待したんですが、けれども、大きくそれは裏切られました。「在外被爆者の援護に関する当面の対応」というものが厚生労働省から示されました。これは本心にひくい中身です。予算は五億円ということになっているんですけれども、これを具体的にやっていくには委員共通の不合理を解決することができると、厚生労働省は自信を持って言えるのでしょうか。

〔委員長退席、山本(有)委員長代理着席〕
○佐藤政府参考人 昨年十二月に取りまとめられました在外被爆者に関する検討会報告書の中で、先生御指摘のように、人道上の見地からは、現在の居住地によつて援護の程度に差をみることは不合理であるというのが委員共通の考えであるというふうなことが言われておりますし、別のところでは、「在外被爆者に関しては、今日まで日本国民全体が、国内被爆者に比し人道上、その援護についてやや無関心であった感否めない。」こういったことも言われておりますし、こういった考

えがベースになっておることは事実でございます。

ただ、この検討会の中におきましても、今の被爆者援護法の適用をめぐるいろいろな議論がなされました。現行法の解釈ということにつきまして、国家補償あるいは社会保障、その他いろいろな観点から委員から御議論がございましたが、いずれの解釈論をとるにいたしましたが、現在の被爆者援護法を直接に海外に居住する被爆者に適用するにはさまざまな困難な点があるというように点においてもおおむね委員の認識は一致をしておるということは、この報告書を読んでいただければおわかりになると思います。

そういうことで、この報告書の中では、具体的ににとるべき緊急の課題として、「在外被爆者が渡日して、必要な医療を受けられるような条件整備を図るべきである。」こういったことでありますとか、「とりわけ、経済的事情で渡日が困難な者等に対する配慮が必要である。」こういったことを含めてさまざまな提言がなされておるわけでございます。

こういった点を踏まえて、私ども、こういった被爆者が渡日をする際の旅費等を補助することも含めてさまざまな新たな施策の枠組みを平成十四年度からスタートさせたいというふうに考えておるところでございます。

○中林委員 私の質問に答えていないんですよ。これでもって不合理を解決することができるとあなた方は自信を持っているのかと聞いているんですよ。

○佐藤政府参考人 海外の被爆者にどういうことまですべきかということ、いろいろさまざまな議論があると思いますし、現在国内の被爆者に対して行われております施策が医療を中心にして、医療を提供する、そのための関連する健康管理に要する経済的な支援も行う、こういう枠組みになっておりますが、そういったことを踏まえて、海外の被爆者にどこまですべきかということは大変難しい問題がございます。

そういったことを、現実問題として何ができるかということを考えて、今言いましたような、渡日をしていただいて、経済的な旅費等を支給しながら被爆者手帳を交付し、日本において必要な医療給付を行う、そうしたことを通じて被爆者を把握することを通じて、これから、海外にいる被爆者にも、例えば日本の医師を派遣して海外で診療するといった海外の被爆者にふさわしい施策を講じていこう、そういうことの第一歩というふうに認識をしておるところでございます。

○中林委員 やはり自信を持ってはあなた方は言えない分野があるというふうに思いますよ。

それは、今回こういう政策が出たときに、韓国の被爆者協会の人は受け入れたいということでは実は受け入れを保留されています。これでは被爆者の皆さんの思いが実現できない。なぜならば、日本にとにかく旅費を上げるから健康管理手帳をとり来いというようにすることで、韓国に帰ったらその効力は停止してしまう、そういう考えをあなた方はお持ちなんです。

被爆者援護法そのものは、国外に出たらその援護法の適用はないなどという規定はどこにもありません。あるのは一片の通達でしかない。これは一九七四年、局長通達というのが出されたわけですよ。何の効力もない通達ですよ。それを盾にしなから、援護法の適用を国外に出た場合は適用除外にするなどというように言い続けてま

いております。あるいは、援護法をつくるときに日本共産党は対案を出しました。そのときに日本共産党は、在外の方々にも適用するようにという中身を持ったものを出したことに付いて、当時は厚生省ですけれども、厚生省の答弁は、在外の人には適用しないものだというようにすることで、その国会のやりとりをもつて海外の人には適用できない、そういうことになってしまっているんだというようにことをおっしゃっている。しかし、純然たる今ある援護法、これはどこにもそういう記述はありません。

そこで、実はこの検討委員会を受けて、厚生労働省が出した「在外被爆者の援護に関する当面の対応」のところに、今係争中であるにもかかわらず、被爆者健康手帳が国内のみ有効であることの明記を法令上の整備の中で行うということを出されました。これは、係争中であるにもかかわらず、既成事実を法令上つくってしまおう、今の援護法の規定では全くそれが書いてないから、わざわざやろうという物すごく冷酷なものをここに盛り込もうとしたわけですが、聞きまして、これは今回は書き込まなかったということになつていゝんですけれども、その事実、それで書き込まなかったのはなぜ書き込まなかったのか、その理由、その点を伺いたいと思います。

〔山本(有)委員長代理退席、委員長着席〕

○佐藤政府参考人 被爆者健康手帳を保有している方々が海外へ転出する場合、あるいは海外に転出した後また国内に転入してくるような場合、そういったことをそもそもこの法律が想定をしていなかったといえますが、今規定が全くないうけでありますので、そういったことを少しでも明確にするという観点から、本年四月一日に政令を改正し、それから、本日付で省令を改正いたしました。そういう国内と海外との転出入の場合の必要な届け出規定等を整備する規定の整備を行ったところでございます。

その検討の中で、今御指摘のありましたように、被爆者手帳に、この手帳が国内でのみ有効であるということと明記するかどうかということも、従来の私どもの解釈論といえますが立場からいたしますと当然検討課題の一つではございましたが、御指摘のとおり、被爆者援護法の国外適用の問題につきましては現在司法上のいろいろな争いが係属をしているところでもございますので、こういったことを配慮いたしまして引き続き検討することが適当ということで、今回はそういう規定を明記することは見送ったわけでございます。

○中林委員 これは、在外被爆者の人たちを支援する多くの皆さんや、それから議員懇の中でも、

こんなひどいことを書き込むということを再三厚生労働省の方にも申し入れてまいりました。書き込まれなかったのはいいかも知れない。しかし、厚生労働省としては、七四年の通達を盾にとつてやはり適用しないというこの立場をいまだに持ち続けているということは、本当に許されないうというふうに思っております。

韓国の原爆被爆者協会が今回の厚労省の提案の受け入れを保留したその理由として、一番苦しんでいるのは病気で日本にも行けない被爆者たち、この人たちとともに生きていくために、ともに援護と補償を受け取るためには受け入れることはできない、こういうふうな言っております。五月十四日から十六日まで、韓国の被爆者の方々二十人以上が来日されて、各方面へこの訴えをされました。

その中で、特に一九九二年に日本政府の提出した韓被爆者医療支援金四十億円、これが二〇〇四年には枯渇するということになつていゝわけですね。だから、追加支援として九十億円の支援をしてほしいという要望をしておられるわけですが、厚労省はこれを前向きに検討されるおつもりはありますか。

○佐藤政府参考人 御指摘の四十億円の被爆者拠出金につきましては、これは一九九〇年に当時の海部総理から盧泰愚大統領に対して、両国の将来に向けての友好と協力の象徴として提案をされました。いわゆるODA、経済協力の一環として実施をされたものであるというふうに承知をしております。

この基金が今枯渇をしておる、十億円程度に目減りをしておるということも聞いておりますが、こういった従来の経緯から、この問題につきましては、基本的には外交上の問題でありまして、今後外務省において引き続き韓国政府あるいは大韓赤十字社との間で今後のことについて相談をされるものというふうに伺っております。

○中林委員 将来に向けての前向きな支援のお金を、これはいわば政治的判斷の中で四十億円とい

うものの支援金が準備されました。これは、私も行つていろいろ伺いましたけれども、被爆者の方は、大体月一万円にもならないというお金ですけれども、しかし、大変喜んでいらつしやう、枯渇することを大変心配もされております。

そこで、大臣に最後、こういうふうな、いわば政治的な判斷なんですよ。私は、昨年韓国に行つたときに、韓国の赤十字社総裁が言われた言葉が忘れられません。それは、日本人として天皇の名のもとで強制連行をされて、そして被爆をした、そうであるならば日本人として解決ができないものだろうかということ、韓国ソウルの赤十字社総裁がそのようにおっしゃいました。そのとおりだというふうに思ふんですね。

きょうはワールドカップ開催の日でもございます。そういう記念の日になつたり、森山大臣が、本にこの被爆者の方々、もう高齢ですよ、座して死を待つのか、このようにおっしゃっている、そういう思いを受けとめていただきたい。韓国では毎年百人亡くなつていゝっているわけですよ。だから、国は控訴をいたしましたけれども、この控訴をぜひ取り下げていただく、きょう記念の日です。それから、そういう決意を述べられると本日に日韓の友好が図られるのではないのでしょうか。

○森山国務大臣 日本人としてというお話がございましたが、先ほど先生の御質問の中にもありました森田さんのように、日本人の方でも在外の方には適用されないという事情もございまして、そのところが大変難しい問題だと思ひます。

昨年の二つの判決につきましては、国の主張が認められないということで控訴いたしました。この問題について国の主張に沿った判決をした広島地裁の判決もございまして、したがって、高裁の判決もございまして、必要があると思ひます。

○中林委員 だから、私は大臣に、係争中はそういう答弁しか出てこない、そうじゃなくて、人間森山大臣としてのお考え、これはどうなんですか。本日にそういう被爆者の方を放置しておけないでしよう。いかがですか。もう一度だけその点

をお伺いします。

○森山国務大臣 大変お気の毒だとは思ひますけれども、法律の問題というのは最終的には裁判所の判斷を仰ぐというのが筋でございますので、先ほどの御答弁を要するわけにはまいりません。

○中林委員 終わります。

○園田委員長 植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀でございます。

きょう案件になつていゝ国際受刑者移送法案については私も賛成でございますけれども、参議院での質疑等、議事録等も読ませていただきまして、若干疑問点等伺ひしていきたい、法案に即して、時間の許す限りでお伺ひさせていただきますと思ひます。

まず、法務大臣の移送の判斷、手続等についてですが、まず受入移送にかかわつて、受入受刑者の同意、十四歳以上云々と四項目あるわけですが、法務大臣が相当と認める判斷基準というのはどういふものなのでしょうか。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

受入移送の場合の相当性の判斷についてでございますが、外国で服役している日本人受刑者の家族関係、生活歴等、あるいは対象受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰の促進に係る事情のほか、受入移送をせず、刑法五条を適用して我が国がみずから処罰すべき犯罪かどうか等についても考慮をしまして、個々具体的事案ごとにその相当性の判斷をするということでございます。

○植田委員 お伺ひしたかったのは、参議院で、四月の十一日ですけれども、私も社民党の福島議員の方から、本人が移送を希望しておつて、なおかつ条件が整つていゝのに、相当でないという判斷が生ずることはないだろうかという質問を、答弁されたのは鶴田局長ですからよく御承知だと思ひますが、そこで、今具体的判斷基準を幾つか御紹介いただきましたが、局長がこうおっしゃつていゝんですね。『今、考えられるのは、例えば日本国籍を有すると、一応当該受刑者が日本国

籍は有するものの、ほとんど生活の本拠地がその外国であつて、家族もその外国に住んでいて、我が国とのつながり、結び付きが余りない。本人は希望はしているんですけども、実態を調べてみたらそういう場合としようかな場合も一つ考えられると思います。」と。

恐らくこの種の場合、実際、資料にありますから頭数は聞かせなくても、数は限られていて、方が、受刑者の数、何千人、何万人といるわけじゃないので、個々のケースごとにそれぞれ検討されると思うんですが、「余りない」というケースというのはどんなケースなんだろうかな。

例えば、日本国籍は有しているんですけども、実際の生活基盤は外国にあつて、ほとんど結びつきがない。ただ、罪に服しているその人物が、これを機会にもう一度日本でやり直したいななという希望を持たれる方もいらっしゃるだろうと思うわけですが、例えばこういうケース。そもその法の趣旨であるところの改善更生もしくは社会復帰の促進に資するんじゃないだろうかと思ひますけれども、恐らく個々の事例に即して判断されるんではないかと思ひますが、いろいろなケースがあると思ひます。例えば今私が申し上げたようなケースなんというのは、どんな情状が判断されるんでしょうか。

○鶴田政府参考人 委員が御指摘になりましたように、最終的には個々の事案ごとに判断しなければなりませんが、この法律の目的が改善更生と円滑な社会復帰ということですので、その受刑者がどこに社会復帰するのか、そこで健全な市民として立ち直っていくか、その判断が最後は一番重要ではないかと思ひまして、そういうことを判断する上で、本人のこれまでの生活歴とか家族は一体どこなんですか、そういったものも事情を考慮しまして、最終的にはそういう基準で相当性の判断をするのが肝要ではないか、そういうふうに考えております。

○植田委員 恐らく、本人の希望等々の要件を満たしておいて、そうそう恣意的にだめだという判断

断はないだろうとは思ひますけれども、ここは、例えば生活基盤も何もないけれども、御先祖さんの墓を守りながら最後の余生は日本で暮らしたいというふうなこともあるだろうと思ひますし、それは個々のケースごとではあるにしても、そうしたことについての判断というのにやはり配慮というものを加えていたいただきたい。まずは、基本は、やはり本人がどういうこれから将来の生活設計をするのかというところに一つ視点を据えていただきたい、見据えていただきたいと思うわけですが。

ついでに聞くというわけではないんですが、今度、では送出国移送について、これは六項目ぐらゐ法案で要件がありますけれども、その際の法務大臣の判断基準、及び、仮に送出国移送をやはりこれは相当と認められないと判断するケースというのはどういふものが想定されるのか、御教示いただけますか。

○鶴田政府参考人 まず、一般的な送出国移送の相当性に関する考え方ですけれども、我が国で服役している外国人受刑者の送出国移送の場合は、やはりその者の改善更生、社会復帰の促進と同時に、他方で、我が国の裁判所が言い渡した刑罰の持つ応報機能や抑止機能が損なわれないように留意するということも一面あるわけでありまして。そこで、受刑者移送の目的や刑罰の機能等がよりよく発揮されるよう、関係する諸事情を勘案して、個々の事案ごとに相当性を判断するということになろうかと思ひます。

それで、お尋ねの、どういふ場合が相当性がないういふに判断される可能性があるかということですが、送出国移送者については、我が国で捜査中の余罪があるというふうな場合は、それを処理してからでないといふ送出国移送はできないということになりますし、また、被害者感情という問題がございまして、送出国移送を必ずしも容認してないなというところの場合は、やはり相当慎重に判断せざるを得ないと思ひますし、また、執行国に送り出してみたところ、何か著しく刑期が短縮され

る、早期に仮釈放されちゃった、そういうことが相当予想されるというふうな場合も、やはり移送は不当といふふうな判断をされる場合があるというふうな考えております。

○植田委員 次に、受刑者の同意にかかつてお伺ひしたいわけですが、手続にかかわる話はまた後でお伺ひしますが、条約では受刑者の法律上の代理人が移送に同意していればオーケーということなんですが、この法案では本人ということになつてゐるわけがございまして。

この点も、鶴田局長、御答弁されてゐますので御記憶かと思ひますが、これは参議院の、同じく四月の委員会でも公明党の浜四津先生がお伺ひされたところなんです、そこで鶴田局長は浜四津先生の問いに対して、「受入移送に同意するか否かの判断は、我が国に移送されて我が国の法令により外国刑にかかわる確定裁判の執行の共助を受けることを承諾するといふものから、さほど高度な判断能力を要する事柄ではない、だから代理人といふことじゃなくて本人といふことで十分だ、そういう趣旨で「あえて代理人による同意制度を設ける必要がないといふふうな考えたものでございまして。」といふこととございまして。

そういうことだろうといふのは議事録を讀んでいて理解はするわけですが、例えば、受刑者に同意の意思能力がない場合といふのが全く想定できないのかといふところがあるかと思ひます。その場合、恐らくこの法律の構成でいけば、そもそも同意といふものがないわけですから条件クリアできへんよといふことになるのだといふことにな

るのかもしませんが、例えば疾病、病氣等で判断能力がないんだけれども、その当該裁判国で治療を受けるよりは日本の医学水準の方がいいんではないか、どう見てもこれは日本に帰してやつて治療を受けた方が適切ではないかといふことが、少なくとも客観的に考えられるケースなんといふものがないんだらうかなと私はちよつと疑問に思つたわけなんです。そうすると、こうした場合も、実際この法律で

いくと、本人の同意がないんだから、そもそも法務大臣に上げる以前の段階でそれは要件を満たしていないといふことになるのかもしれないけれども、こうした今私が申し上げたケースなんといふのは恐らくレアケースだと思ひますけれども、そういう場合は、同意がありませんから要件を満たしたといふことにならないのでそもそも話の俎上に上つてきませんよといふことになつちゃうと、これまた、法の趣旨であるところの改善更生、社会復帰の促進という観点からすると、やや反するようなケースになつてしまふんじゃないのかなと。

だから、そうした代理人といふものが必要になるケースがまるつきり想定できないのかどうなのか。人道的に見てです。場合によつては、例えば今申し上げたようなケースもないことはないだろうと思ひますが、その辺りがなんでしょう

○鶴田政府参考人 お答えいたします。同意の代理について検討するときに、委員御指摘のように、病氣といふ精神的な障害で判断能力がない場合はどうするかといふようなことも検討いたしました。

ただ、心神喪失者の場合、刑事訴訟法四百八十条により必要に刑の執行が停止されることになりまして、そういう精神状態で、心神喪失にあるという場合には、結局、我が国で受け入れるということが非常に難しい、不可能であるということから、制度としては代理人による同意というものは必要ないといふことで本案をつくりました。

ただ、現実の問題として、精神状態により十分な同意能力がないのではないかという疑いのあるケースも、そう多くはないと思ひますけれども想定はされる場合もあります。そういった場合には、必要に応じてその本人に条約の内容、移送後の執行共助の方法等を説明して、本人が十分理解した上で同意を行うことができる能力があるか否かといふことをよく見きわめまして、その能力がないと認められるときには、その受刑者の取

り扱いにつきましては、関係機関とも協議することなどいたしまして、個別事案ごとに適切に対応していきたいと考えております。

○植田委員 一つはいわゆる心神喪失、精神的な面で御病氣の方の場合もわかりますが、最後におっしゃった個々のケースごとに誠実に対応していきたいとはどういうことかということをお聞きいたします。

というのは、病氣等と私がお伺いしたのは、例えば、別にそういう精神的な問題ではなくて、病氣にかかっている、実際、もう意識がもうろうとしていて判断をすることができないというケースもあるんじゃないかということなんです。あすをも知れぬ命だったら、最期は日本でいまわのときを迎えてもいいじゃないかというふうなケースもあるかと思うのです。だから、何も心神喪失とかそういうことに限らずに、重要な病氣にかかっている、どうも治療の面でも大変だし、もうきょうあすかというふうな方もいらっしゃるでしょう、そういう場合どうするのかと。

やはりどこかで法のすき間でこぼれ落ちてしまふ人が出てくるんじゃないのかな、せっかく条約ではそうなっているのに、わざわざ日本の法ではこういうふうにしちゃったというところがちょっと疑問だったので、もう一回その辺、個別のケースにわたって申しわけないんですが、ちょっとお答えいただけますか。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

先ほどの心神喪失というのはある程度常態的に判断能力がないということでしょうけれども、一時的に病氣になったといたしましても、回復すればある程度同意の判断ができる場合があると思えますので、そういったときには、本人の同意を得るべく対応するというふうになるかと思えます。

○植田委員 何か話が非常になんかちやうと申しわけないんですが、だから、今御答弁いただいたようなケースが想定できない場合もあるでしょう。後で回復して聞けるんだったら回復

を待たない、でも、どうもそんな状況じゃないよという場合、やはり人道的配慮というのは必要になるんじゃないですかということをお伺いしたんです。お願いできますか。

○鶴田政府参考人 この法律の運用の問題というより、もうちょっと幅広いような感じがいたしますけれども、御指摘ですので、今後、法運用の過程でいろいろ考えてみたいと思います。

○植田委員 ぜひ、個々のケースごとに判断する案件であるがゆえに、個々のケースが不利をこうむらないような、そういうことをこれから検討していただかなければならないというふうに思うわけです。

時間が五十三分までですが、もう一つ二つお伺いしたいわけですが、たしかきょうの質疑でもあったように思うんですが、いわゆる我が国の矯正内容に問題がないのかという点で、恐らく今規約人権委員会からという意見が出てくるかということはお承知でしょうから申し述べません。それを受けとめて、それはそれとして、革手錠の話や何やらということもいろいろと改善も図っておられるというお話でございますけれども、これは送り出し、また受け入れるわけですから、よその国との関係があるわけですから、実際、母国なり生活環境の同じところで受刑者の更生を図りやすくするということが重要なんですけれども、そもそも、その母国で人権が侵害されるようなことでは、これは相互でありますけれども、送り返しても、また受け入れても意味がないというふうなことになると思います。実際、日本のそうした行刑施設での状況が、更生の実効性が薄い、人権保障も疑わしいということになると、なかなか応じる国が少なくなってしまうんじゃないかという疑問も出てくるわけですね。

今回の法案を成立させ、施行させることを契機に、改めてそうした問題について、また九八年の規約人権委員会でも意見があったと思いますけれども、そのことを再度検証してもう一度洗い直してみようというふうなんでしょうか。

○鶴田政府参考人 お答えいたします。

人権委員会からいろいろ指摘された点につきましては一つの意見として謙虚に受けとめておりますが、その中で、所内規則等々の関係につきましては、我が国の刑務所におきまして、所内の安全を確保したり、また適切な処遇を行うという上ではやはり必要、合理的なものもありますので、それについてはそういうものとして考えております。しかしながら、矯正の処遇は、常にいろいろな意見を聞きながら、改めるべき点があればそれは改めるといふ努力を続けなければいけないところですので、常にそういう気持ちで対応していくというふうな考えでおります。

○植田委員 教科書的な御答弁なんですが、要は、実際の法律が執行されて、かかる日本における受刑者に対する処遇に問題があるから、こっちが受け入れさせてくれ、帰らせてくれといつても、嫌やという国があったら、これは本当にみつともない話になりますよね、そういうことが理由にされたら。そういうことがくぐれぬものなきよう不断的努力をお続けになるということでございますので、不断にそれはチェックをしていただきた。

そういう意味で、かかる法案が出た以上は、今おっしゃった点で一点ひっかかりますのは、意見は意見として受けとめておくという趣旨で聞きましたけれども、こうした規約人権委員会等の意見というものが、聞きおいておくというレベルで済まされない、現実問題起こってくるだろうというふうなこともやはり念頭に置いておいてほしいなと思えます。それはもう結構です。

あと、国外の受刑者の処遇にかかわってですが、法務省さんとしては、海外で犯罪を犯した者について実情をどこまで把握されているか。ちよっと抽象的に申しわけありませんが。○鶴田政府参考人 お尋ねに直接かわりませんが、海外でどういふ処遇がなされているのかといったことにお答えさせていただきます。

海外で受刑する日本人の実情というのは必ずしも十分に把握しているわけではございませんが、一般的に外国の行刑処遇については、各国によつて多少の違いはありますが、警備度とか開放度に応じた数種のものがあつて、我が国の刑務所と異なりまして工場が少なく、収容区域は、多くの場合ワンフロアに居室と共有場所を設けた構造になっているというふうな承知しております。

所内の生活では、外部交通、食事、衣類、行動規制の面では我が国よりも比較的自由ではないかと思ひますが、また規律も厳しくないようですけれども、逃走とかあるいは暴力行為等の保安事故が多く、薬物使用も行われるような状況にある、一般的にはそういうふうな状況にあるのではないかと。○植田委員 こちらも抽象的に伺いましたので、そういうお答えなんですけれども、それは言つてみれば地理のお勉強みたいな話でして、じゃ、具体的にこういうふうな聞けばお答えいただけるのかな。というのは、なぜ聞きたいかということをお伺いするに、時間ありませんから。

要するに、実際、そうした海外で受刑をされている方の公判状況の把握や適切な必要なサポートを行っているのかどうかというのを聞かため前段の質問としてお伺いしておいたわけですが、具体的に、法務省から在外公館に出向している職員、そして現在法曹資格を持っている在外公館の出向者は何人かということをお伺いします。

その上で、まとめて聞きますが、そうした方々が、今私が申し上げました公判状況の把握であるとか、そうした受刑者のニーズに合わせた必要なサポートというものをやっているのかどうかという点、二点お伺いいたします。

○鶴田政府参考人 本年四月一日現在で、在外公館に出向している職員は五十六名でございます、そのうち法曹資格を有している者は八名で、

すべて検事出身者であります。

海外で受刑する日本人に対する援護については外務省において領事業務の一つとして行っているものと承知しておりますが、なお、今申し上げました在外公館へ出向している法務省職員についても、ちよつと個々具体的なものまで把握していただき、その職務に際してそういう援護活動に従事しているというふうに承知しております。

○植田委員 これも先月の参議院の法務委員会では矯正局長が、この種の質問に対して、「外国にいる日本人受刑者ということになりますと、その保護とかそういう問題はむしろ領事関係の事務として取り扱うべき話ではないかなという感じがします。日本のこの刑務あるいは矯正がそこまで職責権限が及ぶかということについては、ちよつと違うんではないかなという感じを持っています。」というふうにおっしゃいました。

恐らく、そもそもそこまでいくと法務省というよりは外務省の領事関係の事務の一環だということなんでしょうが、仮にそうであれば、この法律を法務省が責任を持って出されているわけですから、少なくとも、例えば海外受刑者の個別の状況もわからないまま、六条に書いていたように、こういうのがありますから同意されますかといつて、いきなり行って判こをばんと押してもらうような話じゃないでしょう。実際、その受刑者の個別の状況を把握しているということが前提になるわけですから、そうでなければ、状況もわからずに同意もヘチマもないわけですので、少なくとも、今私が申し上げたような公判状況の把握や必要なサポートというのが当然、必然的に必要になると私は思います。

今、それは領事関係の実務として取り扱うべきことだという話がありますけれども、それだったら、法務省としてこういう問題意識を持つておられるんだがどうだと、外務省と調整すればいいだけの話なんじゃないでしょうか。そういう必要なサポートをやったあかんのやつたら別ですけれど

も、どうでしょうか、局長。

○鶴田政府参考人 先ほどお答え申し上げましたとおり、日本人受刑者の保護につきましては、外務省において領事業務の一つとして行っているわけですが、法務省といたしましても、協力できることがあれば、外務省とも連携しながら可能な範囲で対応してまいりたいと考えております。今後どのような協力が可能であるかについては、よく外務省と十分協議した上、検討してまいりたい、かように考えております。

○植田委員 そこで、外務省にもお伺いしますけれども、今まで領事関係の事務として、今私が申し上げたような、要するにそうしたそれぞれの受刑者に対するサポート、オランダであるとかスウェーデンであるとかでは、場合によっては取監されておられる方をお見舞いに行ったりとか、また訴訟援助もしているというふうな話も聞いておるわけですが、現在やっていると聞いておるからぬとかけしからぬ話とかという話じゃなく、そういう問題意識をまず外務省は領事関係の事務においてこれから必要な課題だと認識されているかどうか。

そして、法律をお出しになった法務省さんから、こうしたことについて考えなければならぬなということの御相談があればちゃんと相談に乗って検討されるかどうか、その点だけちよつとお願ひできますか。

○小野政府参考人 お答えいたします。

邦人が海外で逮捕、拘禁されたという場合に、まず、我が国在外公館では、直ちに、現地関係に對しまして事実関係を確認いたします。それから、当該邦人への面会等を行ひまして、不当にその自由を奪われたりあるいは基本的人権を侵害されたりしていないか、あるいは、定められた法令に基づいて、きちつと司法手続のつととして司法判断が下されているか等を確認することとしております。これは一応、マニュアルといひましようか、赴任前の研修等を通じて、そのところは徹底してきているわけでございます。

それから、本人の希望、例えば、弁護人や通訳の紹介の要否、それから家族等関係者への通報、面会あるいは差し入れの希望等、これも聴取することとしているわけでございます。当局による取り扱いの状況ですとか健康状況、これも調査するという措置を講じてきております。

先生御指摘のように、本条約の締結に伴ひまして、海外邦人の受刑者の支援体制に遺漏なきを期すよう、今後とも、法務省と協力しながら対応していきたいというふうに考えております。

○植田委員 幾つか質問やりました。最後、一問だけ法務大臣にお伺ひして終わりたいわけですが、

今の部長さんのお話、これは本来、領事事務ということですから外務省さんにお願ひしたわけですが、最終判断するのは法務大臣なわけですから、最終判断するのは法務大臣なわけですから、外務省の領事事務ではございますけれども、こういうふうな私ども矯正局としては把握しておりますという話をこれからはせなあかんわけです。それは、それぞれの施設がどんな状況になつていくかということについて知っていますというこじやなしに、個々の事例についてそういうふうな聞いておりますということを知っておかないことには、少なくとも判断の素材を法務大臣に提供することはできないわけですから、そこはやはりこれから緊密な連携をとっていただきたいわけですが、今御説明のあつた水準のフォローでいいかどうかも含めて、かかる法案を出した以上は、今後、検討していかねばならない課題があるかと思ひます。

これは福島さんも参議院で紹介しておつた、例えば、オランダの保護観察所であるいろいろなサポートをしている事例でありますとか、スウェーデンで外交官が収監されている同国人を見舞つたりしている事例。しかも、今お伺ひしますと、領事事務とはいひましても、この種の問題は、やはり一定の法曹資格を持った方、そうしたプロが対応してあげないことは行き違いもあるかもしれませ

ん。そうした人員の配置の体制も含めて、今後、検討すべき課題はあるかと思ひます。その点についての法務大臣のお考えをお伺ひできますか。

○森山国務大臣 御指摘のようないろいろな問題が考えられると思ひます。外務省ともよく連携をとりまして、十分に行き届きますように努力したいと思ひます。

○植田委員 簡単な答弁でしたけれども、行き届くように努力すると。その経過についてはまた聞く機会があるかもしれませんが、この法案については基本的に賛成でございますので、以上で終わらせていただきます。

○園田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○園田委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、国際受刑者移送法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○園田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○園田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○園田委員長 次に、内閣提出、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案、平岡秀夫君外五名提出、裁判所法の一部を改正する法律案及び検察庁法の一部を

改正する法律案並びに水島広子君外五名提出、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。森山法務大臣。順次趣旨の説明を聴取いたします。森山法務大臣。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○森山国務大臣 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

心神喪失または心神耗弱の状態である殺人、放火等の重大な他害行為が行われることは、被害者に深刻な被害が生じるだけでなく、精神障害を有する者がその病状のために加害者となるという点でも、極めて不幸な事態です。このような事態につきましても、必要な医療を確保し、不幸な事態を繰り返さないようにすることにより、その社会復帰を図ることが肝要であり、近時、そのための法整備を求める声も高まっております。

そこで、本法法律案は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療の実施を確保するとともに、そのために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もって本人の社会復帰を促進しようとするものです。

この法律案の要点は、以下のとおりです。

第一は、処遇の要否及び内容を決定する審判手続の整備についてです。

心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行い、不起訴処分をされ、または無罪等の裁判が確定した者につきましては、検察官が地方裁判所に対してその処遇の要否及び内容を決定することを申し立て、裁判所におきましては、一人の裁判官と一人の医師とから成る合議体が、必要

に応じて精神障害者の保健及び福祉に関する専門家の意見も聞いた上で審判を行うこととしております。この審判におきましては、被申立人に弁護士である付添人を付することとした上、裁判所は、精神科医に対して被申立人の精神障害に関する鑑定を求め、この鑑定の結果を基礎とし、被申立人の生活環境等をも考慮して、処遇の要否及び内容を決定することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○園田委員長 水島広子君。

裁判所法の一部を改正する法律案
検察庁法の一部を改正する法律案
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

第二は、指定入院医療機関における医療についてです。

厚生労働大臣は、入院をさせる旨の決定を受けた者の医療を担当させるため、一定の基準に適合する国公立病院等を指定入院医療機関として指定し、これに委託して医療を実施することとしております。指定入院医療機関の管理者は、入院を継続させる必要性が認められなくなった場合には、直ちに、裁判所に退院の許可の申し立てをしなければならない。裁判所は、原則として六カ月ごとに、裁判所に入院継続の必要性の確認の申し立てをしなければならないこととし、あわせて、入院患者側からも退院の許可等の申し立てができることとしております。

○水島議員 ただいま議題となりました精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案並びに裁判所法の一部を改正する法律案及び検察庁法の一部を改正する法律案の趣旨を説明いたします。

ノーマライゼーションは二十一世紀の日本における重要な課題です。本法案は、大きく立ちおくれた我が国の精神保健福祉施策を推進し、司法と精神医療の連携を改善することによって、ノーマライゼーションの実現に寄与しようとするものであります。

また、保護観察所の長は、入院患者の社会復帰の促進を図るため、退院後の生活環境の調整を行うこととしております。

第三は、地域社会における処遇についてです。退院を許可する旨の決定を受けた者等は、厚生労働大臣が指定する指定通院医療機関において入院に代わる医療を受けるとともに、保護観察所に置かれる精神保健観察官による精神保健観察に付されることとしております。

以下、本法案の内容を簡単に御説明いたします。

第一に、起訴前、起訴後の精神鑑定の適正な実施を目的として、最高裁判所と最高検察庁にそれぞれ司法精神鑑定センターを設置し、鑑定人の選定事務、個別の精神鑑定に係る情報または資料の調査研究及び分析等を行います。

また、保護観察所の長は、指定通院医療機関の管理者及び患者の居住地の都道府県知事等と協議して、その処遇に関する実施計画を定め、これらの関係機関の協力体制を整備し、この実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めるとともに、一定の場合には、裁判所に対し、入院等の申し立てをすることとしております。

これにより、鑑定人の選任に関して裁判官や検察官の負担を軽減することができるとともに、鑑定精神科医の偏りや鑑定結果のばらつきなどを防ぐことができる考えます。また、情報の収集や分析によって、より高度の精神鑑定技能を開発していく道を開くことも期待できます。

第二は、判定委員会の設置です。

都道府県に新たに判定委員会を置くものとし、精神保健指定医のうちから都道府県知事が任命する委員で構成します。委員二名の合議体で、措置

の入院、措置解除の判定を行い、委員の意見一致が条件となっております。

第三に、現行の措置観察が極めて限られた情報の中で慌ただしく行われているという現状を踏まえ、精神保健福祉調査員を新設し、措置観察の必要性を判定するための調査及び判定委員会の求めに応じたさまざまな調査を専門的な立場から行い、より厳格な措置入院の判定をサポートします。

第四に、人員配置基準の低い精神科の病棟では、人手の少なさをゆえに十分な医療を施すことができないため、精神科集中治療センターを指定します。

これは、通過施設として位置づけられ、重大な犯罪行為の有無や再犯の必要から手厚いマンパワーで医療を提供する精神科ICUです。

第五に、社会復帰支援体制の強化として、精神障害者の保健及び福祉に関する業務を行う者の相互連携を図ります。

日本にも真のノーマライゼーションが一日も早く実現するよう、何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますことをお願い申し上げます。趣旨の説明といたします。

○園田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十分散会

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

目次
第一章 総則
第一節 目的及び定義(第一条・第二条)
第二節 裁判所(第三条―第十五条)

第三節 指定医療機関(第十六条―第十八条)
第四節 保護観察所(第十九条―第二十三条)
第二章 審判
第二節 通則(第二十四条―第三十二条)
第二節 入院又は通院(第三十三条―第四十八条)

第三節 退院又は入院継続(第四十九条―第五十三条)
第四節 処遇の終了又は通院期間の延長(第五十四条―第五十八条)
第五節 再入院等(第五十九条―第六十三条)
第六節 抗告(第六十四条―第七十三条)
第七節 雑則(第七十四条―第八十条)

第三章 医療
第一節 医療の実施(第八十一条―第八十五条)
第二節 精神保健指定医の必置等(第八十六条―第八十八条)
第三節 指定医療機関の管理者の講ずる措置(第八十九条―第九十一条)
第四節 入院者に関する措置(第九十二条―第一百一条)

第五節 雑則(第一百二条―第一百三十三条)
第四章 地域社会における処遇
第一節 処遇の実施計画(第一百四十四条―第一百五十一条)

第二節 精神保健観察(第一百六条―第一百七条)
第三節 連携等(第一百八条―第一百九条)
第四節 報告等(第一百十条―第一百十一條)
第五節 雑則(第一百十二条―第一百十三条)
第六章 罰則(第一百七十七條―第二百一十一條)

附則
第一章 総則
第一節 目的及び定義

第一条 この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為(他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。)を行った者に対し、その適切な処遇を決

定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによつて、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もつてその社会復帰を促進することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「保護者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三号)第二十條第一項又は第二十一條の規定により保護者となる者をいう。
2 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいづれかの行為に当たるものをいう。
一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八八条から第一百十条まで又は第一百十二條に規定する行為
二 刑法第七十六條から第七十九條までに規定する行為
三 刑法第九十九條、第二百二條又は第二百三條に規定する行為
四 刑法第二百四條に規定する行為
五 刑法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百四十三條、第二百三十六條又は第二百三十八條に係るものに限る。に規定する行為
この法律において「対象者」とは、次の各号のいづれかに該当する者をいう。
一 公訴を提起しない処分において、対象行為を行ったこと及び刑法第三十九條第一項に規定する者(以下「心神喪失者」という。)又は同条第二項に規定する者(以下「心神耗弱者」という。)であることが認められた者
二 対象行為について、刑法第三十九條第一項の規定により無罪の確定裁判を受けた者又は同条第二項の規定により刑を減輕する旨の確定裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものを除く。)を受けた者
この法律において「指定医療機関」とは、指定入院医療機関及び指定通院医療機関をいう。

5 この法律において「指定入院医療機関」とは、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定を受けた者の入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院(その一部を指定した病院を含む。)をいう。
6 この法律において「指定通院医療機関」とは、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者の入院によらない医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。第十六條第二項において同じ。)又は薬局をいう。
第二節 裁判所
第三條 処遇事件(第三十三條第一項、第四十九條第一項若しくは第二項、第五十條第一項、第五十四條第一項若しくは第二項、第五十五條第一項又は第五十九條第一項若しくは第二項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。)は、対象者の住所、居所若しくは所在地又は行為地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
2 同一の対象者に対する数個の処遇事件が土地管轄を異にする場合において、一個の処遇事件を管轄する地方裁判所は、併せて他の処遇事件についても管轄権を有する。
(移送)
第四條 裁判所は、対象者の処遇の適正を期するため必要があると認めるときは、決定をもつて、その管轄に属する処遇事件を他の管轄地方裁判所に移送することができる。
2 裁判所は、処遇事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。
(手続の併合)
第五條 同一の対象者に対する数個の処遇事件は、特に必要がないと認める場合を除き、決定をもつて、併合して審判しなければならない。(精神保健審判員)

第六條 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。
2 厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師(以下「精神保健判定医」という。)の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。
3 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。
(欠格事由)
第七條 次の各号のいづれかに掲げる者は、精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない。
一 禁錮以上の刑に処せられた者
二 前号に該当する者を除くほか、医事に関する罪を犯し刑に処せられた者
三 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
四 次条第二号の規定により精神保健審判員を解任された者
(解任)
第八條 地方裁判所は、精神保健審判員が次の各号のいづれかに該当するときは、当該精神保健審判員を解任しなければならない。
一 前条第一号から第三号までのいづれかに該当するに至つたとき
二 職務上の義務違反その他精神保健審判員たるに適しない非行があると認めるとき。
(職権の独立)
第九條 精神保健審判員は、独立してその職務を行う。
2 精神保健審判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務

4 定するのための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによつて、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もつてその社会復帰を促進することを目的とする。

5 この法律において「指定入院医療機関」とは、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定を受けた者の入院による医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院(その一部を指定した病院を含む。)をいう。
6 この法律において「指定通院医療機関」とは、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者の入院によらない医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。第十六條第二項において同じ。)又は薬局をいう。
第二節 裁判所
第三條 処遇事件(第三十三條第一項、第四十九條第一項若しくは第二項、第五十條第一項、第五十四條第一項若しくは第二項、第五十五條第一項又は第五十九條第一項若しくは第二項の規定による申立てに係る事件をいう。以下同じ。)は、対象者の住所、居所若しくは所在地又は行為地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
2 同一の対象者に対する数個の処遇事件が土地管轄を異にする場合において、一個の処遇事件を管轄する地方裁判所は、併せて他の処遇事件についても管轄権を有する。
(移送)
第四條 裁判所は、対象者の処遇の適正を期するため必要があると認めるときは、決定をもつて、その管轄に属する処遇事件を他の管轄地方裁判所に移送することができる。
2 裁判所は、処遇事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。
(手続の併合)
第五條 同一の対象者に対する数個の処遇事件は、特に必要がないと認める場合を除き、決定をもつて、併合して審判しなければならない。(精神保健審判員)

第六條 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。
2 厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師(以下「精神保健判定医」という。)の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。
3 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。
(欠格事由)
第七條 次の各号のいづれかに掲げる者は、精神保健審判員として任命すべき者に選任することができない。
一 禁錮以上の刑に処せられた者
二 前号に該当する者を除くほか、医事に関する罪を犯し刑に処せられた者
三 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
四 次条第二号の規定により精神保健審判員を解任された者
(解任)
第八條 地方裁判所は、精神保健審判員が次の各号のいづれかに該当するときは、当該精神保健審判員を解任しなければならない。
一 前条第一号から第三号までのいづれかに該当するに至つたとき
二 職務上の義務違反その他精神保健審判員たるに適しない非行があると認めるとき。
(職権の独立)
第九條 精神保健審判員は、独立してその職務を行う。
2 精神保健審判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務

第十條 精神保健審判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務

を行うべきことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

(除斥)

第十條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二十條の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判官及び精神保健審判員について、刑事訴訟法第二十六條第一項の規定はこの法律の規定により職務を執行する裁判書記官について準用する。この場合において、刑事訴訟法第二十條第二号中「被告人」とあるのは「対象者(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二條第三項に規定する対象者をいう。以下同じ。)」と、同条第三号中「被告人」とあるのは「対象者」と、同条第四号中「事件」とあるのは「処遇事件(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三條第一項に規定する処遇事件をいう。以下同じ。)」と、同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と、同条第五号中「被告人」の代理人、弁護人又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「檢察官又は司法警察員の職務を行った」とあるのは「審判の申立てをし、又は審判の申立てをした者としての職務を行った」と、同条第七号中「第二百六十六條第二号の決定、略式命令、前審の裁判」とあるのは「前審の審判」と、「第三百九十八條乃至第四百零二條、第四百十二條若しくは第四百十三條」とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六十八條第二項若しくは第七十一條第二項」と、「原判決」とあるのは「原決定」と、「裁判の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。

(合議制)
第十一條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二十六條の規定にかかわらず、地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この

法律で特別の定めをした事項については、この限りでない。

2 第四條第一項若しくは第二項、第五條、第四十條第一項若しくは第二項前段、第四十一條第一項、第四十二條第二項、第五十一條第二項、第五十六條第二項又は第六十一條第二項に規定する裁判は、前項の合議体の構成員である裁判官のみである。呼出状若しくは同行状を發し、対象者に出頭を命じ、若しくは付添人を付し、同行状の執行を囑託し、若しくはこれを執行させ、出頭命令を受けた者の護送を囑託し、又は第二十四條第五項前段の規定により対象者の所在の調査を求める処分についても、同様とする。

3 判事補は、第一項の合議体に加わることができない。

(裁判官の権限)

第十二條 前條第一項の合議体がこの法律の定めるところにより職務を行う場合における裁判所法第七十二條第一項及び第二項並びに第七十三條の規定の適用については、その合議体の構成員である裁判官は、裁判長とみなす。

2 前條第一項の合議体による裁判の評議は、裁判官が開き、かつ、整理する。

(意見を述べざる義務)

第十三條 精神保健審判員は、前條第二項の評議において、その意見を述べなければならない。

(評決)

第十四條 第十一條第一項の合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の一致したところによる。

(精神保健参与員)

第十五條 精神保健参与員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

2 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、毎年、各地方裁判所ごとに、精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する

専門的知識及び技術を有する者の名簿を作成し、当該地方裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

4 第六條第三項の規定は、精神保健参与員について準用する。

第三節 指定医療機関

(指定医療機関の指定)

第十六條 指定入院医療機関の指定は、国、都道府県又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二條第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)が開設する病院であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものの全部又は一部について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

2 指定通院医療機関の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局について、その開設者の同意を得て、厚生労働大臣が行う。

(指定の辞退)

第十七條 指定医療機関は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の一の前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(指定の取消し)

第十八條 指定医療機関が、第八十二條第一項若しくは第二項又は第八十六條の規定に違反したときその他第八十一條第一項に規定する医療を行うについて不適当であると認められるに至つたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消すことができる。

第四節 保護観察所

(事務)

第十九條 保護観察所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第三十八條(第五十三條、第五十八條及び第六十三條において準用する場合を含む。)に規定する生活環境の調査に関すること。

二 第二百一一條に規定する生活環境の調整に関すること。

三 第六十六條に規定する精神保健観察の実施に関すること。

四 第八十八條に規定する関係機関相互間の連携の確保に関すること。

五 その他この法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務

(精神保健観察官)

第二十條 保護観察所に、精神保健観察官を置く。

2 精神保健観察官は、精神障害者の保健及び福祉その他のこの法律に基づく対象者の処遇に関する専門的知識に基づき、前条各号に掲げる事務に従事する。

3 前二項に定めるもののほか、精神保健観察官に關し必要な事項は、政令で定める。

(管轄)

第二十一條 第十九條各号に掲げる事務は、次の各号に掲げる事務の区分に従い、当該各号に定める保護観察所がつかさどる。

一 第十九條第一号に掲げる事務 当該処遇事件を管轄する地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所

二 第十九條第二号から第五号までに掲げる事務 当該対象者の居住地(定まつた住居を有しないときは、所在地又は最後の居住地若しくは所在地とする。)を管轄する保護観察所

(照会)

第二十二條 保護観察所の長は、第十九條各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(資料提供の求め)

第二十三條 保護観察所の長は、第十九條各号に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書

面、第三十七條第一項に規定する鑑定経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

第二章 審判

第一節 通則

(事実の取調べ)

第二十四條 決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができる。

2 前項の事実の取調べは、合議体の構成員(精神保健審判員を除く。)にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

3 第一項の事実の取調べのため必要があると認めるときは、証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳を行い、並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に對し、必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求めることができる。ただし、差押えについては、あらかじめ所有者、所持者又は保管者に差し押さえるべき物の提出を命じた後でなければ、これを行うことができない。

4 刑事訴訟法中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、前項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳について準用する。

5 裁判所は、対象者の行方が不明になったときは、所轄の警察署長にその所在の調査を求めることができる。この場合において、警察官は、当該対象者を発見したときは、直ちに、その旨を裁判所に通知しなければならない。

(意見の陳述及び資料の提出)

第二十五條 檢察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長は、第三十三條第一項、第四十九條第一項若しくは第二項、第五十四條第一項若しくは第二項又は第五十九條第一項若しくは第二項の規定による申立てをした場合は、意見を述べ、及び必要な資料を提出しなければならない。

ならない。

2 対象者、保護者及び付添人は、意見を述べ、及び資料を提出することができる。

(呼出し及び同行)

第二十六條 裁判所は、対象者に対し、呼出状を発することができる。

2 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

3 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第一項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定まつた住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあつて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

(同行状の効力)

第二十七條 前条第二項又は第三項の同行状により同行された者については、裁判所に到着した時から二十四時間以内はその身体の拘束を解かなければならない。ただし、当該時間内に、第三十四條第一項前段若しくは第六十條第一項前段の命令又は第三十七條第五項前段、第四十二條第一項第一号、第六十一條第一項第一号若しくは第六十二條第二項前段の決定があつたときは、この限りでない。

(同行状の執行)

第二十八條 第二十六條第二項又は第三項の同行状は、裁判所書記官が執行する。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、檢察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる。

2 檢察官が前項の囑託を受けたときは、その指揮により、檢察事務官が同行状を執行する。

3 檢察事務官は、必要があるときは、管轄区域外で同行状を執行することができる。

4 同行状を執行するには、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは

は、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

5 同行状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。ただし、同行状はできる限り速やかに示さなければならない。

6 同行状を執行する場合には、必要限度において、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入るることができる。

(出頭命令)

第二十九條 裁判所は、第三十四條第一項前段若しくは第六十條第一項前段の命令又は第三十七條第五項前段、第四十二條第一項第一号、第六十一條第一項第一号若しくは第六十二條第二項前段の決定により入院している者に対し、裁判所に出席することを命ずることができる。

2 裁判所は、前項に規定する者が裁判所に出席するときは、檢察官にその護送を囑託するものとする。

3 前項の護送をする場合において、護送される者が逃走し、又は自身を傷つけ、若しくは他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを防止するため合理的に必要と判断される限度において、必要な措置を採ることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の護送について準用する。

(付添人)

第三十條 対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任することができる。

2 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、付添人の数を制限することができる。

3 裁判所は、対象者に付添人がない場合であつて、特に必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することができる。

4 前項の規定により裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則で定めるところにより、選任するものとする。

5 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(審判期日)

第三十一條 審判のため必要があると認めるときは、審判期日を開くことができる。

2 審判期日における審判の指揮は、裁判官が行う。

3 審判期日における審判は、公開しない。

4 裁判所は、檢察官、指定医療機関(病院又は診療所に限る。)の管理者又はその指定する医師及び保護観察所の長又はその指定する精神保健観察官に對し、審判期日に出席することを求めることができる。

5 保護者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一條の規定により保護者となる市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。))については、その指定する職員を含む。及び付添人は、審判期日に出席することができる。

6 審判期日には、対象者を呼び出し、又はその出頭を命じなければならない。

7 対象者が審判期日に出席しないときは、審判を行うことができない。ただし、対象者が心身の障害のため、若しくは正当な理由がなく審判期日に出席しない場合、又は許可を受けないで退席し、若しくは秩序維持のために退席を命ぜられた場合において、付添人が出席しているときは、この限りでない。

8 審判期日は、裁判所外においても開くことができる。

(記録等の閲覧又は謄写)

第三十二條 処遇事件の記録又は証拠物は、裁判所の許可を受けた場合を除き、閲覧又は謄写をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、檢察官、指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師、保護観察所の長若しくはその指定する精神保健

観察官又は付添人は、次条第一項、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十条第一項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二項の規定による申立てがあつた後当該申立てに対する決定が確定するまでの間、処遇事件の記録又は証拠物を閲覧することができる。

第二節 入院又は通院

(検査官による申立て)

第三十三条 検査官は、被疑者が対象行為を行つたこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認めて公訴を提起しない処分をしたとき、又は第二條第三項第二号に規定する確定裁判があつたときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれ明らかにないことを認める場合を除き、地方裁判所に対し、第四十二条第一項の決定をすることを申し立てなければならない。ただし、当該対象者について刑事事件若しくは少年の保護事件の処理又は外国人の退去強制に関する法令の規定による手続が行われている場合は、当該手続が終了するまで、申立てをしないことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、検査官は、当該対象者が刑若しくは保護処分の執行のため刑務所、少年刑務所、拘留所若しくは少年院に収容されており引き続き収容されることとなるとき、又は新たに収容されるときは、同項の申立てをすることができない。当該対象者が外国人であつて出国したときも、同様とする。

3 検査官は、刑法第二百四條に規定する行為を行つた対象者については、傷害が軽い場合であつて、当該行為の内容、当該対象者による過去の被害行為の有無及び内容並びに当該対象者の現在の病状、性格及び生活環境を考慮し、その必要がないと認めるときは、第一項の申立てをしないことができる。ただし、他の対象行為

第一類第三号 法務委員會議録第十五号 平成十四年五月三十一日

をも行つた者については、この限りでない。

(鑑定入院命令)

第三十四条 前条第一項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、継続的な医療を行わなくても心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれ明らかにないことを認める場合を除き、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の決定があるまでの間を命ずる旨を命じなければならない。この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に關し、裁判所と同一の権限を有する。

2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることとはないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、当該対象者が第二條第三項に該当するとされる理由の要旨及び前条第一項の申立てがあつたことを告げ、陳述する機会を与えなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。

3 第一項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して二月を超えないことができる。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもつて、この期間を延長することができる。

4 裁判官は、検査官に第一項の命令の執行を囑託するものとする。

5 第二十八條第二項、第三項及び第六項並びに第二十九條第三項の規定は、前項の命令の執行について準用する。

6 第一項の命令は、判事補が一人で発すること

(必要的付添人)

第三十五条 裁判所は、第三十三條第一項の申立

てがあつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならない。

(精神保健参与員の関与)

第三十六条 裁判所は、処遇の要否及びその内容につき、精神保健参与員の意見を聴くため、これを審判に關与させるものとする。ただし、特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(対象者の鑑定)

第三十七条 裁判所は、対象者に關し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならない。ただし、当該対象者が明らかにないことを認める場合は、この限りでない。

2 前項の鑑定を行うに当たつては、精神障害の類型、過去の病歴、現在及び対象行為を行つた当時の病状、治療状況、病状及び治療状況から予測される将来の症状、対象行為の内容、過去の被害行為の有無及び内容並びに当該対象者の性格を考慮するものとする。

3 第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師は、当該鑑定の結果に、当該対象者の病状に基づく入院による医療の必要性に関する意見を付さなければならない。

4 裁判所は、第一項の鑑定を命じた医師に対し、当該鑑定の実施に当たつて留意すべき事項を示すことができる。

5 裁判所は、第三十四條第一項前段の命令が発せられていない対象者について第一項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、鑑定その他医療的観察のため、当該対象者を入院させ第四十条第一項又は第四十二条の決定があるまでの間を命ずる旨を命ずることができる。第三十四條第二項から第五項までの規定は、この場合について準用する。

る。

(保護観察所による生活環境の調査)

第三十八條 裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の生活環境の調査を行い、その結果を報告することを求めることができる。

(審判期日の開催)

第三十九條 裁判所は、第三十三條第一項の申立てがあつた場合は、審判期日を開かなければならない。ただし、検査官及び付添人に異議がないときは、この限りでない。

2 検査官は、審判期日に出席しなければならない。

3 裁判所は、審判期日において、対象者に対し、供述を強いられることとはないことを説明した上、当該対象者が第二條第三項に該当するとされる理由の要旨及び第三十三條第一項の申立てがあつたことを告げ、当該対象者及び付添人から、意見を聴かなければならない。ただし、第三十一條第七項ただし書に規定する場合における対象者については、この限りでない。

(申立ての却下等)

第四十条 裁判所は、第二條第三項第一号に規定する対象者について第三十三條第一項の申立てがあつた場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、決定をもつて、申立てを却下しなければならない。

一 対象行為を行つたと認められない場合

二 心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないことを認める場合

2 裁判所は、検査官が心神喪失者と認めて公訴を提起しない処分をした対象者について、心神耗弱者と認めた場合には、その旨の決定をしなければならない。この場合において、検査官は、当該決定の告知を受けた日から二週間以内に、裁判所に対し、当該申立てを取り下げるかどうかを通知しなければならない。

(対象行為の存否についての審理の特則)

第四十一条 裁判所は、第二條第三項第一号に規定する対象者について第三十三條第一項の申立

てがあった場合において、必要があると認めるときは、検察官及び付添人の意見を聴いて、前条第一項第一号の事由に該当するか否かについての審理及び裁判を別の合議体による裁判所で行う旨の決定をすることができる。

2 前項の合議体は、裁判所法第二十六条第二項に規定する裁判官の合議体とする。この場合において、当該合議体には、処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である裁判官が加わることが出来る。

3 第一項の合議体による裁判所は、対象者の呼出し及び同行並びに対象者に対する出頭命令に関し、処遇事件の係属する裁判所と同一の権限を有する。

4 処遇事件の係属する裁判所は、第一項の合議体による裁判所の審理が行われている間においても、審理を行うことができる。ただし、処遇事件を終局させる決定（次条第二項の決定を除く。）を行うことができない。

5 第一項の合議体による裁判所が同項の審理を行うときは、審判期日を開かなければならない。この場合において、審判期日における審判の指揮は、裁判長が行う。

6 第三十九条第二項及び第三項の規定は、前項の審判期日について準用する。

7 処遇事件の係属する裁判所の合議体の構成員である精神保健審判員は、第五項の審判期日に出席することができる。

8 第一項の合議体による裁判所は、前条第一項第一号に規定する事由に該当する旨の決定又は当該事由に該当しない旨の決定をしなければならぬ。

9 前項の決定は、処遇事件の係属する裁判所を拘束する。

（入院等の決定）

第四十二条 裁判所は、第三十三条第一項の申立てがあった場合は、第三十七条第一項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第三項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各

号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

二 前号の場合を除き、継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 入院によらない医療を受けさせる旨の決定

三 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を行わない旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。

（入院等）

第四十三条 前条第一項第一号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定通院医療機関において、入院による医療を受けなければならない。

2 前条第一項第二号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定通院医療機関による入院によらない医療を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、前条第一項第一号又は第二号の決定があったときは、当該決定を受けた者が入院による医療を受けるべき指定入院医療機関又は入院によらない医療を受けるべき指定通院医療機関（病院又は診療所に限る。次項並びに第五十四条第一項及び第二項、第五十六条、第五十九条、第六十一条並びに第一百十条において同じ。）を定め、その名称及び所在地を、当該決定を受けた者及びその保護者並びに当該決定をした地方裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により定めた指定入院医療機関又は指定通院医療機関を変更した場合、変更後の指定入院医療機関又は指定

通院医療機関の名称及び所在地を、当該変更後の指定入院医療機関又は指定通院医療機関において医療を受けるべき者及びその保護者並びに当該医療を受けるべき者の当該変更前の居住地を管轄する保護観察所の長に通知しなければならない。

（通院期間）

第四十四条 第四十二条第二号の決定による入院によらない医療を行う期間は、当該決定があった日から起算して三年間とする。ただし、裁判所は、通じて二年を超えない範囲で、当該期間を延長することができる。

（決定の執行）

第四十五条 裁判所は、厚生労働省の職員に第四十二条第一項第一号の決定を執行させるものとする。

2 第二十八条第六項及び第二十九条第三項の規定は、前項の決定の執行について準用する。

3 裁判所は、第四十二条第一項第一号の決定を執行するため必要があると認めるときは、対象者に対し、呼出状を発することが出来る。

4 裁判所は、対象者が正当な理由がなく前項の呼出しに応じないときは、当該対象者に対し、同行状を発することが出来る。

5 裁判所は、対象者が正当な理由がなく第三項の呼出しに応じないおそれがあるとき、定まつた住居を有しないとき、又は医療のため緊急を要する状態にあつて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し、同行状を発することができる。

6 第二十八条の規定は、前二項の同行状の執行について準用する。この場合において、同条第一項中「検察官にその執行を嘱託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは、「検察官にその執行を嘱託することができる」と読み替えるものとする。

（決定の効力）
第四十六条 第四十条第一項の規定により申立てを却下する決定（同項第一号に該当する場合に

限る。）又は第四十二条第一項の決定が確定したときは、当該決定に係る対象行為について公訴を提起し、又は当該決定に係る対象行為に関し再び第三十三条第一項の申立てをすることができない。

2 第四十条第一項の規定により申立てを却下する決定（同項第二号に該当する場合に限る。）が確定したときは、当該決定に係る対象行為に関し、再び第三十三条第一項の申立てをすることができない。ただし、当該対象行為について、第二十三条第三号に規定する裁判が確定するに至った場合は、この限りでない。

（被害者等の傍聴）

第四十七条 裁判所（第四十一条第一項の合議体による裁判所を含む。）は、この節に規定する審判について、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等（被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）から申出があるときは、その申出をした者に対し、審判期日において審判を傍聴することを許すことができる。

2 前項の規定により審判を傍聴した者は、正当な理由がないのに当該傍聴により知り得た対象者の氏名その他当該対象者の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、当該傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、当該対象者に対する医療の実施若しくはその社会復帰を妨げ、又は関係者の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

（被害者等に対する通知）

第四十八条 裁判所は、第四十条第一項又は第四十二条の決定をした場合において、最高裁判所規則で定めるところにより当該対象行為の被害者等から申出があるときは、その申出をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、その通知をすることが対象者に対する医療の実施又はその社会復帰を妨げるおそ

れがあり相当でない」と認められるものについて
は、この限りでない。

一 対象者の氏名及び住居

二 決定の年月日、主文及び理由の要旨

2 前項の申出は、同項に規定する決定が確定した
後三年を経過したときは、することができな
い。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定により通
知を受けた者について準用する。

第三節 退院又は入院継続

(指定入院医療機関の管理者による申立て)

第四十九条 指定入院医療機関の管理者は、当該
指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第
十九条の二第二項の規定によりその職務を停止
されている者を除く。第百七十七条第二項を除
き、以下同じ。)による診察の結果、第四十二条
第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決
定により入院している者について、第三十七条
第二項に規定する事項を考慮し、入院を継続し
て医療を行わなければならない心身喪失又は心身
耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び
対象行為を行うおそれがあると認めることができ
なかつた場合は、保護観察所の長の意見を付し
て、直ちに、地方裁判所に対し、退院の許可の
申立てをしなければならない。

2 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院
医療機関に勤務する精神保健指定医による診察
の結果、第四十二条第一項第一号又は第六十一
条第一項第一号の決定により入院している者に
ついて、第三十七条第二項に規定する事項を考
慮し、入院を継続して医療を行わなければならない
心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神障
害のために再び対象行為を行うおそれがあると
認める場合は、保護観察所の長の意見を付し
て、第四十二条第一項第一号、第五十一条第一
項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定
(これらが複数あるときは、その最後のもの。
次項において同じ。)があつた日から起算して六

月が経過する日までに、地方裁判所に対し、入
院継続の確認の申立てをしなければならない。
ただし、その者が指定入院医療機関から無断で
退去した日(第百条第一項又は第二項の規定に
より外出又は外泊している者が同条第一項に規
定する医学的管理の下から無断で離れた場合に
おける当該離れた日を含む。)の翌日から連れ戻
される日の前日までの間及び刑事事件又は少年
の保護事件に関する法令の規定によりその身体
を拘束された日の翌日からその拘束を解かれる
日の前日までの間並びに第百条第三項後段の規
定によりその者に対する医療を行わない間は、
当該期間の進行は停止するものとする。

3 指定入院医療機関は、前二項の申立てをした
場合は、第四十二条第一項第一号、第五十一
条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決
定があつた日から起算して六月が経過した後
も、前二項の申立てに対する決定があるまでの
間、その者の入院を継続してこの法律による医
療を行うことができる。

(退院の許可等の申立て)

第五十条 第四十二条第一項第一号又は第六十一
条第一項第一号の決定により入院している者、
その保護者又は付添人は、地方裁判所に対し、
退院の許可又はこの法律による医療の終了の申
立てをすることができる。

2 前項に規定する者は、第四十二条第一項第一
号、第五十一条第一項第一号又は第六十一条第
一項第一号の決定(これらが複数あるときは、
その最後のもの)があつた日から三月が経過す
る日までは、前項の申立てをすることができな
い。

(退院の許可又は入院継続の確認の決定)

第五十一条 裁判所は、第四十九条第一項若しく
は第二項又は前条第一項の申立てがあつた場合
は、指定入院医療機関の管理者の意見(次条の
規定により鑑定を命じた場合は、指定入院医療
機関の管理者の意見及び当該鑑定を基礎とし、
かつ、対象者の生活環境(次条の規定によ

り鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び
同条後段において準用する第三十七条第三項に
規定する意見)を考慮し、次の各号に掲げる区
分に従い、当該各号に定める決定をしなければ
ならない。

一 入院を継続させて医療を行わなければならない心
身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた精神
障害のために再び対象行為を行うおそれがあ
ると認める場合 退院の許可の申立て若しく
はこの法律による医療の終了の申立てを棄却
し、又は入院を継続すべきことを確認する旨
の決定

二 前号の場合を除き、継続的な医療を行わな
ければ心身喪失又は心身耗弱の状態の原因と
なつた精神障害のために再び対象行為を行う
おそれがあると認める場合 退院を許可する
とともに入院によらない医療を受けさせる旨
の決定

三 前二号の場合に当たらないとき この法律
による医療を終了する旨の決定

2 裁判所は、申立てが不適法であると認める場
合は、決定をもって、当該申立てを却下しなけ
ればならない。

3 第四十三条第二項から第四項までの規定は、
第一項第二号の決定を受けた者について準用す
る。

4 第四十四条の規定は、第一項第二号の決定に
ついて準用する。

(対象者の鑑定)

第五十二条 裁判所は、この節に規定する審判の
ため必要があると認めるときは、対象者に關
し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療
を行わなければならない心身喪失又は心身耗弱の状態の
原因となつた精神障害のために再び対象行為を
行うおそれの有無について、精神保健判定医又
はこれと同等以上の学識経験を有すると認める
医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条
第二項から第四項までの規定は、この場合にっ
いて準用する。

(準用)
第五十三条 第三十六条及び第三十八条の規定
は、この節に規定する審判について準用する。

第四節 処遇の終了又は通院期間の延長
(保護観察所の長による申立て)

第五十四条 保護観察所の長は、第四十二条第一
項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を
受けた者について、継続的な医療を行わなけれ
ば心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつた
精神障害のために再び対象行為を行うおそれが
あると認めることができなくなつた場合は、当
該決定を受けた者に対して入院によらない医療
を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、
直ちに、地方裁判所に対し、この法律による医
療の終了の申立てをしなければならない。この
場合において、保護観察所の長は、当該指定通
院医療機関の管理者の意見を付さなければなら
ない。

2 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号
又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者
について、当該決定による入院によらない医療
を行う期間を延長して継続的な医療を行わなけ
れば心身喪失又は心身耗弱の状態の原因となつ
た精神障害のために再び対象行為を行うおそれ
があると認める場合は、当該決定を受けた者に
対して入院によらない医療を行う指定通院医療
機関の管理者と協議の上、当該期間が満了する
日までに、地方裁判所に対し、当該期間の延長
の申立てをしなければならない。この場合にお
いて、保護観察所の長は、当該指定通院医療機
関の管理者の意見を付さなければならない。

3 指定通院医療機関及び保護観察所の長は、前
二項の申立てがあつた場合は、当該決定により
入院によらない医療を行う期間が満了した後
も、前二項の申立てに対する決定があるまでの
間、当該決定を受けた者に対して医療及び精神
保健観察を行うことができる。
(処遇の終了の申立て)

第五十五条 第四十二条第一項第二号又は第五十
二

一条第一項第二号の決定を受けた者、その保護者又は付添人は、地方裁判所に對し、この法律による医療の終了の申立てをすることができ

る。
2 前項に規定する者は、第四十二条第一項第二号、第五十一条第一項第二号、次条第一項第一号又は第六十一条第一項第二号の決定（これらが複数あるときは、その最後のもの）があった日から六月が経過する日までは、前項の申立てをすることができない。
（処遇の終了又は通院期間の延長の決定）

第五十六条 裁判所は、第五十四条第一項若しくは第二項又は前条第一項の申立てがあった場合は、指定通院医療機関の管理者の意見（次条の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定）を基礎とし、かつ、対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。
一 継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認められる場合 この法律による医療の終了の申立てを棄却し、又は第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する旨の決定

二 前号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定
裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。
3 裁判所は、第一項第一号に規定する期間を延長する旨の決定をするときは、延長する期間を定めなければならない。
（対象者の鑑定）

第五十七条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療

を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項及び第四項の規定は、この場合について準用する。
（準用）

第五十八条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。
第五節 再入院等

（保護観察所の長による申立て）
第五十九条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めるに至った場合は、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者と協議の上、地方裁判所に對し、入院の申立てをしなければならない。

この場合において、保護観察所の長は、当該指定通院医療機関の管理者の意見を付さなければならない。
2 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者が、第四十三条第二項（第五十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反し又は第一百七十七条各号に掲げる事項を守らず、そのため継続的な医療を行うことが確保できないと認める場合も、前項と同様とする。ただし、緊急を要するときは、同項の協議を行わず、又は同項の意見を付さないことができる。
3 第五十四条第三項の規定は、前二項の規定による申立てがあった場合について準用する。
（鑑定入院命令）

第六十条 前条第一項又は第二項の規定による申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、鑑定その他医療的觀察のた

め、当該対象者を入院させ次条第一項又は第二項の決定があるまでの間在院させる旨を命ずることができ、この場合において、裁判官は、呼出し及び同行に関し、裁判所と同一の権限を有する。
2 前項の命令を発するには、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることではないこと及び弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、前条第一項又は第二項の規定による申立ての理由の要旨を告げ、陳述する機会を与えなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。

3 第一項の命令による入院の期間は、当該命令が執行された日から起算して一月を超えることができない。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、通じて一月を超えない範囲で、決定をもって、この期間を延長することができる。
4 第二十八条第六項、第二十九条第三項及び第三十四条第四項の規定は、第一項の命令の執行について準用する。この場合において、第三十四条第四項中「検査官」とあるのは「保護観察所の職員」と、「執行を嘱託するものとする」とあるのは「執行をさせるものとする」と読み替えるものとする。
5 第三十四条第六項の規定は、第一項の命令について準用する。
（入院等の決定）

第六十一条 裁判所は、第五十九条第一項又は第二項の規定による申立てがあった場合は、指定通院医療機関の管理者の意見（次条第一項の規定により鑑定を命じた場合は、指定通院医療機関の管理者の意見及び当該鑑定）を基礎とし、かつ、対象者の生活環境（次条第一項の規定により鑑定を命じた場合は、対象者の生活環境及び同条第一項後段において準用する第三十七条

第三項に規定する意見）を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。
一 入院をさせて医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認められる場合 医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

二 前号の場合を除き、継続的な医療を行わなければならない心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となった精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合 申立てを棄却する旨の決定
三 前二号の場合に当たらないとき この法律による医療を終了する旨の決定

裁判所は、申立てが不適法であると認める場合は、決定をもって、当該申立てを却下しなければならない。
3 裁判所は、第一項第二号の決定をする場合において、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定による入院によらない医療を行う期間を延長する必要があると認めるときは、当該期間を延長する旨の決定をすることができる。第五十六条第三項の規定は、この場合について準用する。
4 第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項第一号の決定を受けた者について準用する。
5 第四十五条第一項から第五項までの規定は、第一項第一号の決定の執行について準用する。
6 第二十八条第一項及び第四項から第六項までの規定は、前項において準用する第四十五条第四項及び第五項に規定する同行状の執行について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「検査官にこれを執行させることができる」とあるのは、「保護観察所の職員にこれを執行させることができる」と読み替えるものとする。

第六十二条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療

(対象者の鑑定)

第六十二条 裁判所は、この節に規定する審判のため必要があると認めるときは、対象者に關し、精神障害者であるか否か及び継続的な医療を行わなければ心神喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命ずることができる。第三十七条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

2 裁判所は、第六十条第一項前段の命令が発せられていない対象者について前項の鑑定を命ずる場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、鑑定その他医療的觀察のため、当該対象者を入院させ前条第一項又は第二項の決定があるまでの間在院させる旨を命ずることができる。第六十条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

(準用)

第六十三条 第三十六条及び第三十八条の規定は、この節に規定する審判について準用する。

第六節 抗告

(抗告)

第六十四条 檢察官は第四十条第一項又は第四十二条の決定に対し、指定入院医療機関の管理者は第五十一条第一項又は第二項の決定に対し、保護觀察所の長は第五十六条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項から第三項までの決定に対し、それぞれ、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、二週間以内に、抗告をすることができる。

2 対象者、保護者又は付添人は、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とする場合に限り、第四十二条第一項、第五十一条第一項若しくは第二項、第五十六条第一項若しくは第二項又は第六十一条第一項若しくは第三項の決定に対し、二

第一類第三号

法務委員會議録第十五号 平成十四年五月三十一日

週間に以内に、抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

3 第四十一条第一項の合議体による裁判所の裁判は、当該裁判所の同条第八項の決定に基づく第四十条第一項又は第四十二条第一項の決定に対する抗告があつたときは、抗告裁判所の判断を受ける。

(抗告の取下げ)

第六十五条 抗告は、抗告審の終局決定があるまで、取り下げることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、取り下げることができない。

(抗告裁判所の調査の範囲)

第六十六条 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項に限り、調査をするものとする。

2 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であつても、抗告の理由となる事由に關しては、職権で調査をすることができる。

(必要的付添人)

第六十七条 抗告裁判所は、第四十二条の決定に対して抗告があつた場合において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならぬ。ただし、当該抗告が第六十四条第一項又は第二項に規定する期間の経過後にあつたものであることが明らかとなるときは、この限りでない。

(抗告審の裁判)

第六十八条 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて、抗告を棄却しなければならない。

2 抗告が理由のあるときは、決定をもつて、原決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送しなければならない。ただし、第四十条第一項各号のいずれかに掲げる事由に該當するときは、原決定を取り消して、更に決定をすることができる。

(執行の停止)

第六十九条 抗告は、執行を停止する効力を有し

ない。ただし、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもつて、執行を停止することができる。

(再抗告)

第七十条 檢察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護觀察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは上訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、抗告裁判所のした第六十八条の決定に対し、二週間以内に、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

2 第六十五条から第六十七条まで及び前条の規定は、前項の抗告に關する手続について準用する。

(再抗告審の裁判)

第七十一条 前条第一項の抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定をもつて、抗告を棄却しなければならない。

2 前条第一項の抗告が理由のあるときは、決定をもつて、原決定を取り消さなければならぬ。この場合には、地方裁判所の決定を取り消して、事件を地方裁判所に差し戻し、又は他の地方裁判所に移送することができる。

(裁判官の処分に対する不服申立て)

第七十二条 裁判官が第三十四条第一項前段又は第六十条第一項前段の命令をした場合において、不服がある対象者、保護者又は付添人は、当該裁判官が所属する地方裁判所に当該命令の取消しを請求することができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この請求をすることができない。

2 前項の請求は、対象者が対象行為を行わなかつたこと、心神喪失者及び心神耗弱者のいずれでもないこと又は継続的な医療を行わなかつても心神喪失若しくは心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがないことを理由としてすることができない。

3 第一項の規定による不服申立てに關する手続については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(裁判所の処分に対する異議)

第七十三条 対象者、保護者又は付添人は、第三十四条第三項ただし書、第三十七条第五項前段、第六十条第三項ただし書又は第六十二条第二項前段の決定に対し、処遇事件の係属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、この申立てをすることができない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七節 雜則

(申立ての取下げ)

第七十四条 第五十条第一項、第五十五条第一項並びに第五十九条第一項及び第二項の規定による申立ては、第一審の終局決定があるまで、取り下げることができる。

2 檢察官は、第三十三条第一項の申立てをした後において、当該対象行為について公訴を提起したとき、又は当該対象者に對して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判)であつて、執行すべき刑期があるものに限り、刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

(警察官の援助等)

第七十五条 第二十六条第二項若しくは第三項若しくは第四十五条第四項若しくは第五項(第六十一条第五項において準用する場合を含む。)の同行状、第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令又は第三十七条第五項前

段、第四十二条第一項第一号、第六十一条第一項第一号若しくは第六十二条第二項前段の決定を執行する場合において、必要があるときは、裁判所又は当該執行を嘱託された者は、警察官の援助又は医師その他の医療関係者の協力を求めることができる。第二十九条第二項の嘱託を受けた検察官も、同様とする。

2 警察官は、第二十四条第五項前段の規定により所在の調査を求められた対象者を発見した場合において、当該対象者に対して同行状が発せられているときは、同行状が執行されるまでの間、二十四時間を限り、当該対象者を警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に保護することができる。

(競合する処分の調整)

第七十六条 裁判所は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者について、当該対象行為以外の行為について有罪の裁判(懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限り)が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行が開始された場合であつて相当と認めるときその他のこの法律による医療を行う必要がないと認めるに至ったときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、この法律による医療を終了する旨の決定をすることができる。

2 裁判所は、対象者について、二以上の第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定があつた場合において、相当と認めるときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、決定をもって、これらの決定のうちのいずれかを取消することができる。

(証人等の費用)

第七十七条 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額

については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

4 第三十条第五項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁済人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(費用の徴収)

第七十八条 裁判所は、対象者又は保護者から、証人、鑑定人、翻訳人、通訳人、参考人及び第三十条第四項の規定により選任された付添人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百八条の規定を準用する。

(精神保健判定医以外の医師に鑑定を命じた場合の通知)

第七十九条 地方裁判所は、第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項に規定する鑑定を精神保健判定医以外の医師に命じたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(最高裁判所規則)

第八十条 この章に定めるもののほか、審判について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三章 医療

第一節 医療の実施

(医療の実施)

第八十一条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対し、必要な医療を行わなければならない。

2 前項に規定する医療の範囲は、次のとおりとする。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置及びその他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

3 第一項に規定する医療は、指定医療機関に委託して行うものとする。

(指定医療機関の義務)

第八十二条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、前条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、前条第一項に規定する医療を行うについて、厚生労働大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第八十三条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、又はこれによることを適当としなかつたときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第八十四条 厚生労働大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生労働大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二十九号)第

十四条第一項に規定する審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十七条に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第八十五条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生労働大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

第二節 精神保健指定医の位置等

(精神保健指定医の位置)

第八十六条 指定医療機関(病院又は診療所に限る。次条において同じ)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定医療機関に常時勤務する精神保健指定医を置かなければならない。

(精神保健指定医の職務)

第八十七条 指定医療機関に勤務する精神保健指定医は、第四十九条第一項又は第二項の規定により入院を継続して医療を行う必要があるかどうかの判定、第九十二条第三項に規定する行動の制限を行う必要があるかどうかの判定、第百

条第一項第一号の規定により外出させて経過を見ること適当かどうかの判定、同条第二項第一号の規定により外泊させて経過を見ること適当かどうかの判定、第百十條第一項第一号の規定により継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定、同項第二号の規定により入院をさせて医療を行う必要があるかどうかの判定及び同条第二項の規定により入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行う必要があるかどうかの判定の職務を行う。

第一項に規定する鑑定の経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

2 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、他の医療施設に対し、対象者の診療又は調剤に関する情報その他の必要な資料の提供を求めることができる。

(相談、援助等)

2 精神保健指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、第九十六條第四項の規定による診察並びに第九十七條第一項の規定による立入検査、質問及び診察を行う。

(診療録の記載義務)

第八十八條 精神保健指定医は、前条第一項に規定する職務を行ったときは、遅滞なく、当該精神保健指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

第三節 指定医療機関の管理者の講ずる措置

(指定医療機関への入院等)

第八十九條 指定入院医療機関の管理者は、病床(病院の一部)について第十六條第一項の指定を受けている指定入院医療機関にあつては、その指定に係る病床に既に第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定を受けた者が入院しているため余裕がない場合のほかは、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定を受けた者を入院させなければならない。

2 指定通院医療機関の管理者は、正当な事由がなければ、第四十二條第一項第二号又は第五十一條第一項第二号の決定を受けた者に対する入院によらない医療の提供を拒んではならない。

(資料提供の求め)

第九十條 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うため必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、第三十七條

第四節 入院者に関する措置

(行動制限等)

第九十二條 指定入院医療機関の管理者は、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定入院医療機関の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保険審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができる。

3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保険審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行ふこと

ができない。

第九十三條 前条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保険審議会の意見を聴かなければならない。

(精神保健指定医の指定入院医療機関の管理者への報告)

第九十四條 精神保健指定医は、その勤務する指定入院医療機関に第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により入院している者の処遇が第九十二條の規定に違反していると思料するとき、前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他当該入院している者の処遇が著しく適当でないとき、当該指定入院医療機関の管理者にその旨を報告することにより、当該管理者において当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

(処遇改善の請求)

第九十五條 第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

(処遇改善の請求による審査)

第九十六條 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保険審議会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関

し審査を求めなければならない。

2 社会保険審議会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 社会保険審議会は、前項の審査をするに当たっては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、社会保険審議会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

4 社会保険審議会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たつて必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て、社会保険審議会が指名する精神保健指定医に診察させ、又はその者が入院している指定入院医療機関の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により通知された社会保険審議会の審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、その者の処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

6 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る社会保険審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

(報告徴収等)

第九十七條 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、第四十二條第一項第一号若しくは第六十一條第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくは

その指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、これらの事項に關し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは第四十二條第一項第一号若しくは第六十一條第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者その他の関係者に質問させ、又はその指定する精神保健指定医に、指定入院医療機関に立ち入り、第四十二條第一項第一号若しくは第六十一條第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を診察させることができる。

2 前項の規定により立入検査、質問又は診察を行う精神保健指定医及び当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第九十八條 厚生労働大臣は、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が第九十二條の規定に違反していると認めるとき、第九十三條第一項の基準に適合していないと認めるときその他第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇が著しく適当でないとき、当該指定入院医療機関の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

(無断退去者に対する措置)

第九十九條 第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者が無断で退去した場合(第百條第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同條第一項に規定する医学的管

理の下から無断で離れた場合を含む)には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

2 前項の場合において、当該指定入院医療機関の職員による連戻しが困難であるときは、当該指定入院医療機関の管理者は、警察官に対し、連戻しについて必要な援助を求めることができる。

3 第一項の場合において、当該無断で退去し、又は離れた者の行方が不明になったときは、当該指定入院医療機関の管理者は、所轄の警察署長に対し、次の事項を通知してその所在の調査を求めなければならない。

一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日
二 退去の年月日及び時刻
三 症状の概要
四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項
五 入院年月日
六 退去者が行った対象行為の内容

七 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名
警察官は、前項の所在の調査を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該指定入院医療機関の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該指定入院医療機関の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

5 指定入院医療機関の職員は、第一項に規定する者が無断で退去した時(第百條第一項又は第二項の規定により外出又は外泊している者が同條第一項に規定する医学的管理の下から無断で離れた場合においては、当該無断で離れた時から四十八時間を経過した後は、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければ、第一項に規定する連戻しに着手することができない。
6 前項の連戻状は、指定入院医療機関の管理者の請求により、当該指定入院医療機関の所在地

を管轄する地方裁判所の裁判官が発する。

7 第二十八條第四項から第六項まで及び第三十條第六項の規定は、第五項の連戻状について準用する。この場合において、第二十八條第四項中「指定された裁判所その他の場所」とあるのは、「指定入院医療機関」と読み替えるものとする。

8 前三項に規定するもののほか、連戻状について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(外出等)

第百條 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、当該指定入院医療機関に勤務する医師又は看護師による付添いその他の方法による医学的管理の下に、当該指定入院医療機関の敷地外に外出させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定入院医療機関の敷地外に外出させて経過を見ることが適当であると認める場合
二 その者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に通院する必要がある場合

三 前二号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

2 指定入院医療機関の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者を、前項に規定する医学的管理の下に、一週間を超えない期間を限り、当該指定入院医療機関の敷地外に外泊させることができる。

一 指定入院医療機関の管理者が、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、その者の症状に照らし当該指定

入院医療機関の敷地外に外泊させて経過を見ることが適当であると認める場合

二 前号に掲げる場合のほか、政令で定める場合において、指定入院医療機関の管理者が必要と認めるとき。

3 指定入院医療機関の管理者は、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により当該指定入院医療機関に入院している者が精神障害の医療以外の医療を受けるために他の医療施設に入院する必要がある場合には、その者を他の医療施設に入院させることができる。この場合において、厚生労働大臣は、第八十一條第一項の規定にかかわらず、当該入院に係る医療が開始された日の翌日から当該入院に係る医療が終了した日の前日までの間に限り、その者に対する同項に規定する医療を行わないことができる。

4 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(生活環境の調整)

第百一條 保護観察所の長は、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定があったときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一條の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ)による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七條、第四十九條その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせんする等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。

2 保護観察所の長は、前項の援助が円滑かつ効果的に行われるよう、当該指定入院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

第五節 雜則

(国の負担)

第二百二条 国は、指定入院医療機関の設置者に対し、政令で定めるところにより、指定入院医療機関の設置及び運営に要する費用を負担する。
(権限の委任)

第二百三条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第四章 地域社会における処遇

第一節 処遇の実施計画

(処遇の実施計画)

第二百四条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定があつたときは、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の上、その処遇に関する実施計画を定めなければならない。

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、精神保健観察官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 保護観察所の長は、当該決定を受けた者の処遇の状況等に応じ、当該決定を受けた者に対して入院によらない医療を行う指定通院医療機関の管理者並びに当該決定を受けた者の居住地を管轄する都道府県知事及び市町村長と協議の

上、第一項の実施計画について必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の実施)

第二百五条 前条第一項に掲げる決定があつた場合における医療、精神保健観察及び援助は、同項に規定する実施計画に基づいて行われなければならない。

第二節 精神保健観察

(精神保健観察)

第二百六条 第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者は、当該決定による入院によらない医療を行う期間中、精神保健観察に付する。

2 精神保健観察は、次に掲げる方法によつて実施する。

一 精神保健観察に付されている者と適当な接触を保ち、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、当該決定を受けた者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守ること。

二 継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずること。

(守るべき事項)

第二百七条 精神保健観察に付された者は、速やかに、その居住地を管轄する保護観察所の長に当該居住地を届け出るほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 一定の住居に居住すること。

二 住居を移転し、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。

三 保護観察所の長から出頭又は面接を求められたときは、これに応ずること。

第三節 連携等

(関係機関相互間の連携の確保)

第二百八条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七

条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助が、第二百四条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2 保護観察所の長は、実施計画に基づく適正かつ円滑な処遇を確保するため必要があると認めるときは、指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(民間団体等との連携協力)

第二百九条 保護観察所の長は、個人又は民間の団体が第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者の処遇の円滑な実施のため自発的に行う活動を促進するとともに、これらの個人又は民間の団体との連携協力の下、当該決定を受けた者の円滑な社会復帰に對する地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第四節 報告等

(保護観察所の長に対する通知等)

第二百十條 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

一 継続的な医療を行わなければ心身喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めることができなくなつたとき。

二 入院をさせて医療を行わなければ心身喪失

又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認めるに至つたとき。

2 指定通院医療機関の管理者は、当該指定通院医療機関に勤務する精神保健指定医による診察の結果、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第三十七条第二項に規定する事項を考慮し、当該決定による入院によらない医療を行う期間を延長して継続的な医療を行わなければ心身喪失又は心神耗弱の状態の原因となつた精神障害のために再び対象行為を行うおそれがあると認める場合は、保護観察所の長に対し、その旨を通知しなければならない。

第二百十一条 指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者について、第四十三条第二項(第五十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反する事実又は第七十七条各号に掲げる事項を守らない事実があると認めるときは、速やかに、保護観察所の長に通報しなければならない。

第五節 雜則

(保護観察所の長による緊急の保護)

第二百十二条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の決定を受けた者が、親族又は公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けることができないため、現に、その生活の維持に著しい支障を生じている場合には、当該決定を受けた者に対し、金品を給与し、又は貸与する等の緊急の保護を行うことができる。

2 保護観察所の長は、前項の規定により支払つた費用を、期限を指定して、当該決定を受けた者又はその扶養義務者から徴収しなければならない。ただし、当該決定を受けた者及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

(人材の確保等)

第百十三条 国は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し専門的知識に基づくより適切な処遇を行うことができるようにするため、保護観察所等関係機関の職員に専門的知識を有する人材を確保し、その資質を向上させるように努めなければならない。

第五章 雑則

(刑事事件に関する手続等との関係)

第百十四条 この法律の規定は、対象者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行い、又は刑若しくは保護処分等の執行のため刑務所、少年刑務所、拘留所若しくは少年院に収容することを妨げない。

2 第四十三条第一項(第六十一条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項(第五十一条第三項において準用する場合を含む。)並びに第八十一条第一項の規定は、同項に規定する者が、刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されている間は、適用しない。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律との関係)

第百十五条 この法律の規定は、第四十二条第一項第二号又は第五十一条第一項第二号の規定により入院によらない医療を受けている者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により入院が行われることを妨げない。

第六章 罰則

第百十七條 次の各号のいずれかに掲げる者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

はこれらの職にあつた者

二 指定医療機関の管理者若しくは社会保障審議会の委員又はこれらの職にあつた者

三 第三十七条第一項、第五十二条、第五十七条又は第六十二条第一項の規定により鑑定を命ぜられた医師

2 精神保健指定医又は精神保健指定医であつた者が、第八十七条に規定する職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

3 指定医療機関の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく指定医療機関の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、第一項と同様とする。

第百十八條 精神保健審判員若しくは精神保健参与員又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がなく評議の経過又は裁判官、精神保健審判員若しくは精神保健参与員の意見を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十六条第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第九十七条第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第百二十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第百二十一条 第八十八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条、第七条及び第十五条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律は、この法律の施行前に対象行為を行った者であつて、この法律の施行後になされた公訴を提起しない処分において当該対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることが認められた者又はこの法律の施行後に刑法第三十九条第一項の規定による無罪の裁判若しくは同条第二項の規定による刑を減輕する旨の裁判が確定した者について、適用する。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

(検査官の通報)

第二十五条 検査官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしな

い裁判を除く。)が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)第三十三条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。

2 検査官は、前項本文に規定する場合のほか、

か、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者(同法第二条第三項に規定する対象者をいう。第二十六条の三及び第四十四条第一項において同じ。)について、特に必要があると認めるときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)

第二十六条の三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第六項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長は、同法の対象者であつて同条第五項に規定する指定入院医療機関に入院していないものがその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

第三十二条第六項中「できる者」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定によつて医療を受ける者」を加える。

第四十四条を次のように改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る手続等との関係)

第四十四条 この章の規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者について、同法又は同法に基づく命令の規定による手続又は処分をすることを妨げるものではない。

2 この章第二節から前節までの規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三十四条第一項前段若しくは第六十条第一項前段の命令若しくは第三十七条第五項前段若しくは第六十二条第二項前段の規定により入院している者

又は同法第四十二條第一項第一号若しくは第六十一條第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者については、適用しない。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第四條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十條第五項を」と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十條第五項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)第八十四條第三項に、「又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十條第六項を」と、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十條第六項又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四條第四項に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第五條 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること(厚生労働省の所掌に属するものを除く)。

第二十四條第一項中「犯罪者予防更生法第十八條各号」の下に「及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第十九條各号」を加える。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第六條 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第四号中「昭和二十五年法律第百二十三号」の下に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十四年法律第 号)」を加える。

理由

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して継続的かつ適切な医療を行うこと等により、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進するため、適切な処遇を決定するための裁判所の審判手続等を定めるとともに、その医療を行うための指定医療機関及び医療を確保するために必要な精神保健観察制度等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二編中第十四條の四を第十四條の五とし、第十四條の三を第十四條の四とし、第十四條の二を第十四條の三とし、第十四條の次に次の一条を加える。

第十四條の二 (司法精神鑑定センター) 刑事事件における被告人の心神に関する鑑定を行う鑑定人の候補者の選定並びに裁判官その他の裁判所の職員の当該鑑定に関する研究及び修養に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法精神鑑定センターを置く。

第四十一條第二項中「在つた」を「あつた」に、「乃至第六号」を「から第六号まで」に改め、「司法研修所教官」の下に「司法精神鑑定センター教官」を加える。

第四十二條第一項第五号及び第四十四條第一項第四号中「司法研修所教官」の下に「司法精神鑑定センター教官」を加える。

第五十六條の七を第五十六條の九とし、第五十

六條の二から第五十六條の六までを二条ずつ繰り下げ、第五十六條の次に次の二条を加える。

第五十六條の二 (司法精神鑑定センター教官) 最高裁判所に司法精神鑑定センター教官を置く。

司法精神鑑定センター教官は、上司の指揮を受けて、司法精神鑑定センターにおける研究及び修養の指導をつかさどる。

第五十六條の三 (司法精神鑑定センター長) 最高裁判所に司法精神鑑定センター長を置き、司法精神鑑定センター教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

司法精神鑑定センター長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法精神鑑定センターの事務を掌理し、司法精神鑑定センターの職員を指揮監督する。

附則第三項中「以て」を「もつて」に改め、「司法研修所教官」の下に「司法精神鑑定センター教官」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(検察庁法の一部改正)

2 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第三号中「司法研修所教官」の下に「司法精神鑑定センター教官」を加え、「在つた」を「あつた」に改める。

(檢察審査会法の一部改正)

3 檢察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第六号中「司法研修所教官」の下に「司法精神鑑定センター教官」を加える。

(弁護士法の一部改正)

4 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「司法研修所」の下に「司法精神鑑定センター」を加え、「在つた」を「あつ

た」に改める。

理由

刑事事件における被告人の心神に関する鑑定に資するため、最高裁判所に司法精神鑑定センターを置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約四億七千三百万円の見込みである。

検察庁法の一部を改正する法律案

検察庁法の一部を改正する法律案

検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

検察庁に、政令で定めるところにより、検察官その他の検察庁の職員の職務の遂行に資するために必要な機関を附置することができる。

附則

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

理由

検察庁に、検察官その他の検察庁の職員の職務の遂行に資するために必要な機関を附置することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方精神保健福祉審議会」の下に「判定委員会」を加え、「指定医の診察及び」を削る。

「第三章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会」を「第三章 地方精神保健福祉審議会、判定委員会及び精神医療審査会」に改める。

第十一條の次に次の四條を加える。

（判定委員会）

第十一條の二 第二十八條の二第一項、第二十九條の二の二第三項（第二十九條の三の二第四項において準用する場合を含む。）、第二十九條の三の二第二項及び第二十九條の四第二項の規定による判定を行わせるため、都道府県に、判定委員会を置く。

（委員）

第十一條の三 判定委員会の委員は、第十八條第一項に規定する精神保健指定医のうちから、都道府県知事が任命する。

（判定の案件の取扱い）

第十一條の四 判定委員会は、委員二人をもつて構成する合議体で、判定の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、判定委員会がこれを定める。

3 合議体による判定は、合議体を構成する委員の意見の一致したところによる。

（政令への委任）

第十一條の五 この法律で定めるもののほか、判定委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十九條の四第一項中「第二十二條の四第三項の下に」、第二十九條の三の三を加え、同條第二項第一号中「第二十九條第一項及び」を削り、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九條の八の次に次の一條を加える。

（精神科集中治療センター）

第十九條の八の二 都道府県知事は、国若しくは都道府県が設置した精神病院又は指定病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、精神障害者に対する高度の医療及び保護を提供する医療施設（以下「精神科集中治療センター」という。）として指定する。

第十九條の九第一項中「が、前条を」又は「精神科集中治療センターが、第十九條の八若しくは前条」に改め、同條第三項中「指定病院」の下に「又は精神科集中治療センター」を加える。

「第三節 指定医の診察及び措置入院」を「第三節 措置入院」に改める。

第二十三條の見出し中「診察」を「判定」に改め、同條第一項中「指定医の診察」を「判定委員会の判定」に改める。

第二十七條の見出し中「指定医の診察等」を「判定の請求」に改め、同條第一項中「ついで」の下に「第二十九條の五の二第一項に規定する精神保健福祉調査員による」を加え、「その指定する指定医をして診察をさせなければ」を「判定委員会に対し、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害者のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を求めなければ」に改め、同條第二項中「その指定する指定医をして診察をさせる」を「判定委員会に対し、前項の判定を求める」に改め、同條第三項から第六項までを削る。

第二十八條の見出しを「（判定委員会による診察等）」に改め、同條第二項中「前条第一項を」第一項に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項中「都道府県知事は、前条第一項を」判定委員会は、前項に、「させるに当つてを」するに当たつてに、「當つてを」を「當たつてを」に改め、同項を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

判定委員会が前条の規定により判定を求められたときは、当該判定の案件を取り扱う判定委員会の各委員は、当該判定を求められた者を診察しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による診察が行われる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。

5 判定委員会の委員及び前項の当該職員は、第一項又は前項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができ。

6 前項の規定によつてその者の居住する場所へ立ち入る場合には、判定委員会の委員及び当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

7 第五項の立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十八條の二の見出しを「（判定委員会の判定）」に改め、同條中「第二十七條第一項又は第二項の規定により診察をした指定医を」判定委員会は、前条第一項の規定により診察をしたとき「に、診察をした者」を「判定を求められた者」に、「判定を行わなければ」を「並びにそのおそれがあると認めた場合におけるその者の症状が重く高度の医療及び保護が必要であるかどうかの判定を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければ」に改め、同條に次の一項を加える。

2 判定委員会は、前項の判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、判定を求められた者の過去の病歴、現在の病状、治療状況、過去の自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす行為の有無及び内容、現在の生活環境等判定のために必要な事項について、第二十九條の五の二第一項に規定する精神保健福祉調査員に調査を行わせることができる。

第二十九條第一項中「第二十七條の規定による診察の結果、その診察」を「前条第一項の規定により通知された判定委員会の判定の結果に基づき、その判定に、且つ」を「かつ」に改め、「指定病院」の下に「（精神科集中治療センターを含む。）」第十九條の六第一項及び第二十九條の七において同じ」を加え、同條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による入院措置を採る場合において、都道府県知事が、前条第一項の規定により通知された判定委員会の判定の結果に基づき、当該精神障害者についてその症状が重く高度の医療及び保護が必要であると認めたときは、その者を入院させる施設は、精神科集中治療センターとする。

第二十九條第四項中「及び指定病院」の下に「（精神科集中治療センターを含む。）」を、「第十九條の八の下に」又は「第十九條の八の二」を、「受けている指定病院」の下に「又は精神科集中治療センター」を加える。

第二十九條の二第二項中「第二十八條を削り、前条第一項に規定する精神病院又は指定病院を」精神科集中治療センター」に改め、同條第四項中「第二十七條第四項から第六項を」第二十八條第五項から第七項に、「第二十八條の二を」第二十八條の二第一項に、「診察」を「指定医の診察」に改める。

第二十九條の二の二第三項中「当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めたとき」を「判定委員会が必要と認めたとき（前条第一項の規定による入院措置に係る移送の場合にあつては、当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めたとき）」に改める。

第二十九條の三「第二十九條第一項に規定する精神病院又は指定病院を」精神科集中治療センター」に改め、同條の次に次の二條を加える。

（精神科集中治療センターからの移送）

第二十九條の三の二 都道府県知事は、第二十九條第一項の規定により精神科集中治療センターに入院した者が、精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要があると認められるに至つたときは、直ちに、その者を精神科集中治療センター以外の国若しくは都道府県が設置した精神病院又は指定病院へ移送しなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神科集中治療センターの管理者の意見を聴くものとする。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を移送するには、その者が精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要があると認め

医療及び保護が必要であると認めたときは、その者を入院させる施設は、精神科集中治療センターとする。

第二十九條第四項中「及び指定病院」の下に「（精神科集中治療センターを含む。）」を、「第十九條の八の下に」又は「第十九條の八の二」を、「受けている指定病院」の下に「又は精神科集中治療センター」を加える。

第二十九條の二第二項中「第二十八條を削り、前条第一項に規定する精神病院又は指定病院を」精神科集中治療センター」に改め、同條第四項中「第二十七條第四項から第六項を」第二十八條第五項から第七項に、「第二十八條の二を」第二十八條の二第一項に、「診察」を「指定医の診察」に改める。

第二十九條の二の二第三項中「当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めたとき」を「判定委員会が必要と認めたとき（前条第一項の規定による入院措置に係る移送の場合にあつては、当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めたとき）」に改める。

第二十九條の三「第二十九條第一項に規定する精神病院又は指定病院を」精神科集中治療センター」に改め、同條の次に次の二條を加える。

（精神科集中治療センターからの移送）

第二十九條の三の二 都道府県知事は、第二十九條第一項の規定により精神科集中治療センターに入院した者が、精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要があると認められるに至つたときは、直ちに、その者を精神科集中治療センター以外の国若しくは都道府県が設置した精神病院又は指定病院へ移送しなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神科集中治療センターの管理者の意見を聴くものとする。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を移送するには、その者が精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要があると認め

られるかどうかに関し判定委員会の判定を求めた結果、判定委員会がその必要がないと判定した場合又は判定委員会の委員の一人がその必要がないと認めた場合でなければならぬ。

3 判定委員会が前項の規定により判定を求めたときは、当該判定の案件を取り扱う判定委員会の各委員は、次条の規定による診察がなされている場合を除き、当該判定を求められた者を診察しなければならない。

4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による移送について準用する。

第二十九条の三の三 精神科集中治療センターの管理者は、指定医による診察の結果、第二十九条第一項の規定により入院した者が、精神科集中治療センターにおける入院を継続する必要があると認められるに至つたときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第二十九条の四第一項中「指定病院」の下に「精神科集中治療センターを含む。次条、第三十八条の二第一項及び第四十一条において同じ。」を加え、「聞くを聴く」に改め、同条第二項中「ことについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づく」を「か」にかへ、同条第三項中「結果を求めた結果、判定委員会がそのおそれがないと判定した場合又は判定委員会の委員の一人がそのおそれがないと認めた」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二十九条の三の二第三項の規定は、前項の規定により判定を求められた場合について準用する。

第二十九条の五の次に次の一条を加える。

(精神保健福祉調査員)

第二十九条の五の二 第二十七条第一項及び第二十八条の二第二項に規定する調査に従事させるため、都道府県に精神保健福祉調査員を置く。

2 精神保健福祉調査員は、精神保健福祉士のうち

ちから、都道府県知事が任命する。ただし、特に必要があるときは、精神障害者の保健及び福祉に關し学識経験を有する精神保健福祉士以外の者を任命することができる。

第三十四条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「判定委員会が必要と認めるとき(前条第一項の規定による入院措置に係る移送の場合にあつては、当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めるとき)」とあるのは、「当該精神障害者を診察した指定医が必要と認めるとき」と読み替へるものとす。

第三十八条の三の次に次の一条を加える。

(定期の報告の判定委員会への通知)

第三十八条の三の二 都道府県知事は、前条第一項の規定により精神医療審査会に通知する事項(第三十八条の二第一項の規定による報告に係るものに限る)を、判定委員会に通知しなければならない。

第三十八条の六第三項中「第二十七条第五項及び第六項」を「第二十八条第六項及び第七項」に改める。

第四十三条第二項中「及び第二十七条の規定を除く外」を「第二十七条並びに第二十八条第一項及び第四項から第七項までの規定を除く外」に改める。

第四十七条第一項中「次条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(連携を図るための協力体制の整備)

第四十七条の二 都道府県等は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、医師、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士その他精神障害者の保健及び福祉に関する業務を行う者の相互の連携を図られるよう、その協力体制の整備に努めなければならない。

第五十条の二の四第二項、第五十条の三の三第二項及び第五十一条の九第二項中「第二十七条第

五項及び第六項」を「第二十八条第六項及び第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「指定医」を「判定委員会の委員」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第五十一条の十四第一項中「第十九条の八」の下に、「第十九条の八の二」を、「含む」の下に、「

第二十九条の五の二」を加える。

第五十三条第一項中「臨時委員の下に」判定委員会の委員を、「精神医療審査会の委員」の下に、「精神保健福祉調査員」を加える。

第五十五条第一号中「第二十七条第一項又は第二項」を「第二十八条第一項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第二号中「第二十七条第四項」を「第二十八条第五項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前にこの法律による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という)第二十三条から第二十六条の二までの規定による申請、通報又は届出があつた者及び施行日前に旧法第二十七条第二項の規定による診察を受けた者に係る入院措置の手續については、なお従前の例による。

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の項中「第十九条の八」の下に、「第十九条の八の二」を、「含む」の下に、「第二十九条の五の二」を加える。

理由

最近の精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉をめぐむる状況にかんがみ、措置入院制度の適正な実施を確保するため、措置入院が必要であるかどうか等に関し判定を行うための判定委員会の設置、当該判定に資するための調査等を行う精神保健福祉調査員の設置並びに精神障害者に対する高度の医療及び保護を提供する精神科集中治療センターの指定について規定するとともに、精神障害者の保健及び福祉に関する業務を行う者の相互の連携を図られるようその協力体制の整備について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年六月十日印刷

平成十四年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D